

---

# 日吉津村 都市計画マスタープラン

---

平成19年3月

日 吉 津 村



---

## 目

## 次

---

### I. 都市計画マスタープランの基本的事項

---

|                      |       |   |
|----------------------|-------|---|
| 1. 都市計画マスタープランの目的と役割 | ----- | 2 |
| 2. 都市計画マスタープランの改定の経緯 | ----- | 2 |
| 3. 都市計画マスタープランの位置づけ  | ----- | 3 |
| 4. 都市計画マスタープランの構成    | ----- | 4 |

### II. 日吉津村の概況と課題

---

|                    |       |    |
|--------------------|-------|----|
| 1. 日吉津村の概況         | ----- | 8  |
| 2. 都市づくりに対する住民意見   | ----- | 26 |
| 3. 都市づくりの問題点・解決の方向 | ----- | 28 |

### III. 都市づくりの目標

---

|         |       |    |
|---------|-------|----|
| 1. 基本目標 | ----- | 34 |
| 2. 都市構造 | ----- | 42 |

### IV. 都市づくりの方針（部門別方針）

---

|                 |       |    |
|-----------------|-------|----|
| 1. 土地利用の方針      | ----- | 48 |
| 2. 都市施設の整備方針    | ----- | 57 |
| 2－1. 交通施設の整備方針  | ----- | 57 |
| 2－2. 公園・緑地の整備方針 | ----- | 60 |
| 2－3. 下水道の整備方針   | ----- | 63 |
| 3. 自然環境の保全の方針   | ----- | 65 |
| 4. 都市景観形成の方針    | ----- | 67 |
| 5. その他の都市整備の方針  | ----- | 70 |
| 5－1. 市街地整備の方針   | ----- | 70 |
| 5－2. 都市防災対策の方針  | ----- | 74 |

## V. 地域別構想

---

|             |       |    |
|-------------|-------|----|
| 1. 地域別構想の役割 | ----- | 78 |
| 2. 地域別構想    | ----- | 80 |
| 2－1. 既存市街地  | ----- | 80 |
| 2－2. 新規市街地  | ----- | 85 |
| 2－3. 農村集落地  | ----- | 90 |

## VI. 実現化方策

---

|                        |       |    |
|------------------------|-------|----|
| 1. まちづくりの推進体制づくり       | ----- | 96 |
| 2. 住民主体のまちづくりの推進       | ----- | 97 |
| 3. 都市計画マスタープランの各種施策の推進 | ----- | 97 |

## 用語の解説

---

|       |       |     |
|-------|-------|-----|
| 用語の解説 | ----- | 100 |
|-------|-------|-----|

---

# I. 都市計画マスタープランの基本的事項

---

1. 都市計画マスタープランの目的と役割
2. 都市計画マスタープランの改定の経緯
3. 都市計画マスタープランの位置づけ
4. 都市計画マスタープランの構成

## 1.都市計画マスタープランの目的と役割

平成4年の都市計画法の改正により、『住民参加のもとに、市町村自らが「都市計画に関する基本的な方針」を定める』とする制度(都市計画法第18条の2)が創設されています。

この「都市計画に関する基本的な方針」を「都市計画マスタープラン」といいます。

また、平成12年の都市計画法の改正により、地域の実状に応じて定めるマスタープランの充実が図られ、知事が定める『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）』と市町村が定める『市町村の都市計画マスタープラン』の両輪によって、まちづくりを進めることが位置づけられています。

「都市計画マスタープラン」の策定により、用途地域の指定や都市計画道路の決定などの規制型の都市計画はもとより、誘導型の「まちづくり」が、住民・行政の共通の目標となり、互いに有機的な連携を持って進むことになります。

都市計画や「まちづくり」は、行政のみによって進められるものではなく、その主体はあくまでも地域に居住する住民です。住民と行政とが一体となって進めるなかで、地域の特性や個性を活かし、地域ニーズにきめ細かく対応したまちづくりが可能となります。

また、「都市計画マスタープラン」は、都市計画に関する基本的・総合的なものであり、実現に際しては、より詳細な地区レベルの計画や住民参加のルールづくりなどが必要となってきます。それは、それぞれの地域に生活する住民一人ひとりに、自らの手で将来のまちをつくりあげるための参加が求められており、同時に、それに伴う役割や責任もまた求められるからです。

## 2.都市計画マスタープランの改定の経緯

日吉津村では、都市計画制度の改定を踏まえ、平成8年に「日吉津村都市計画マスタープラン」を策定しています。さらに、平成16年には広域的見地から定められる「都市計画区域マスタープラン」の策定期間に合わせて計画を改定しています。

その後、「次世代に誇れる住みよい村の姿を追求」、「自然と調和のとれた土地の有効利用」を目的に、村民・行政が協働で『日吉津村土地利用計画』を平成18年1月に策定し、「第5次日吉津村総合計画（後期計画）」に反映しています。

このため、地域社会共有の身近な都市空間を重視し、住民の意見を反映させたこれらの計画を、都市計画の指針となる「都市計画マスタープラン」へ反映させるための改定が必要とされています。

また、地域住民が主体となり、地域の将来像並びに目指すべき方向性や施策をまとめるコミュニティ計画の策定を進めています。これは、コミュニティ計画を住民自身の手で策定することにより、コミュニティ活動やコミュニティ自治を推進し、住民自治の確立を目指しています。

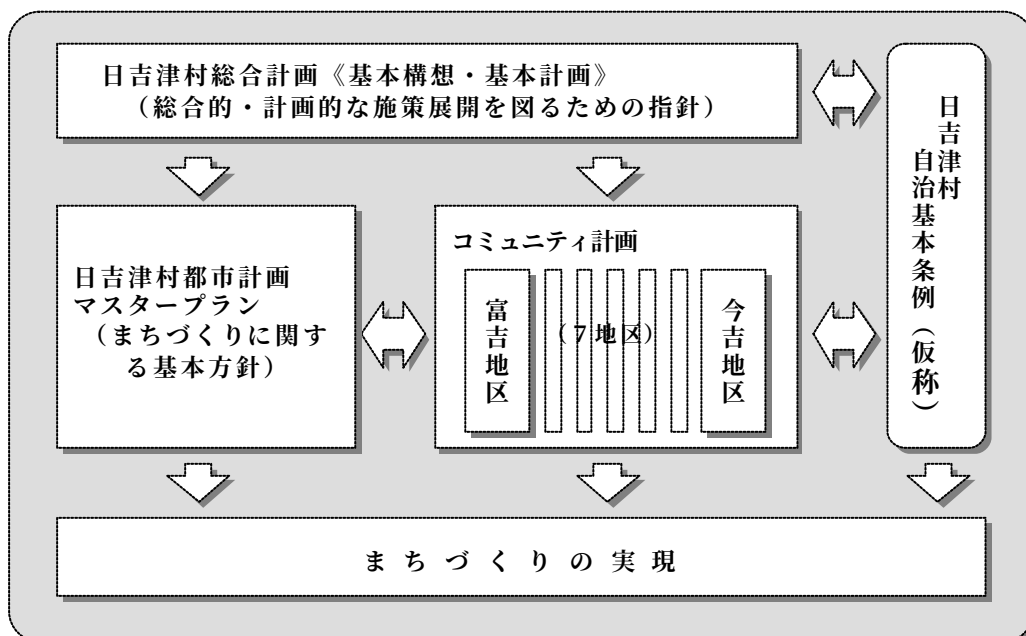
さらに、まちづくりの実現化手法の柱として、安定した行政への住民参加システムを保障するため、主権が住民にあることや、具体的な行政への参加の仕組みを定めるなど、地方分権化時代の村づくりの方向性を明示する「自治基本条例」を今後策定する予定です。

このため、これらの「自治基本条例」や「コミュニティ計画」の基本的枠組みを、都市計画マスタープランに位置づけることも求められています。

### 3.都市計画マスタープランの位置づけ

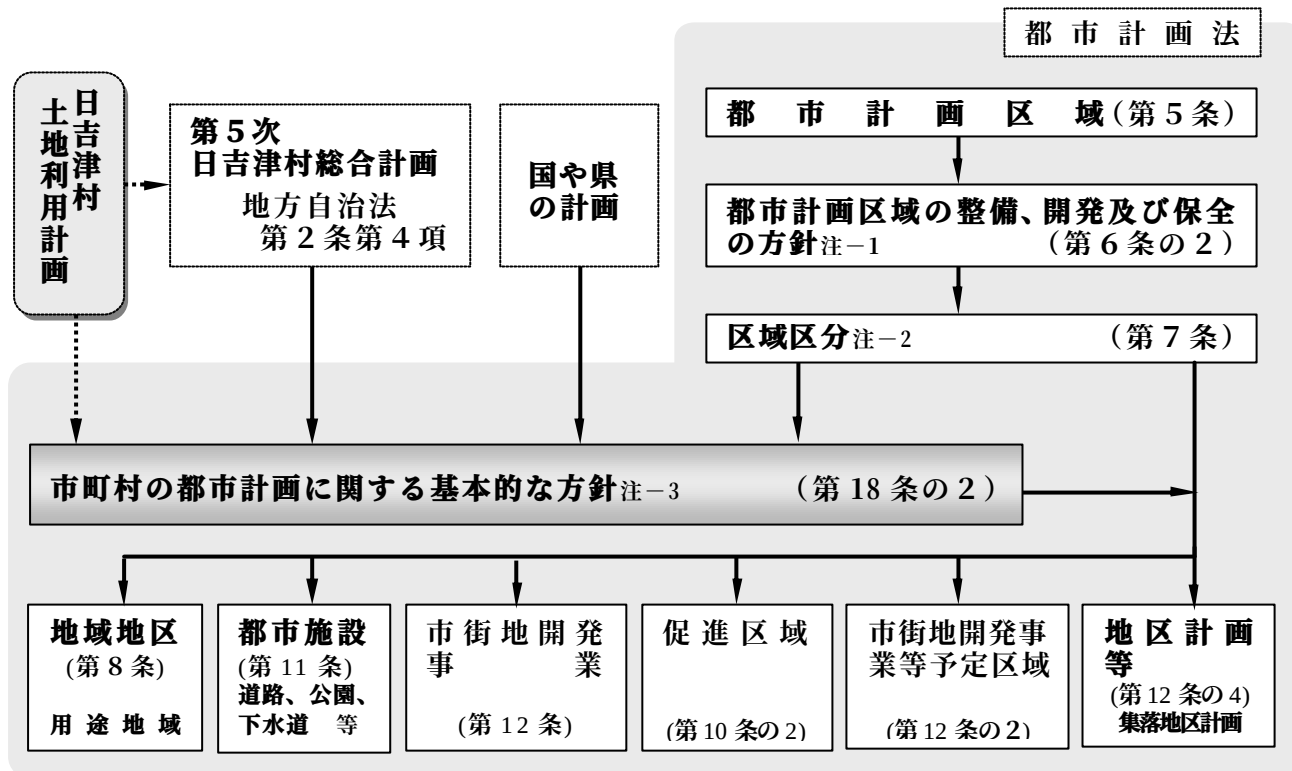
日吉津村のまちづくり計画の体系は、今後策定予定である“まちづくりに関する村民と行政等の責務を明確にするなどの「自治基本条例」（仮称）”を基本にしながら、総合計画、都市計画マスタープラン及びコミュニティ計画を次のように位置づけ、まちづくり計画の実現を推進していきます。

図1－1.日吉津村のまちづくり計画の体系



また、村民・行政が協働で策定した日吉津村土地利用計画並びに日吉津村総合計画や都市計画マスタープランの都市計画的な位置づけは、次図のとおりです。

図 1－2．日吉津村都市計画マスタープランの位置づけ



注) 太字：日吉津村の都市計画に関連して計画決定されているものを表しています。

－ 1：米子境港都市計画区域マスタープランともいいます。

－ 2：市街化区域と市街化調整区域との区分です。

－ 3：日吉津村都市計画マスタープランともいいます。

## 4. 都市計画マスタープランの構成

### (1) 計画対象区域

日吉津村都市計画マスタープランの計画対象区域は、米子境港都市計画区域における日吉津村の行政区域全域とします。

### (2) 目標年次

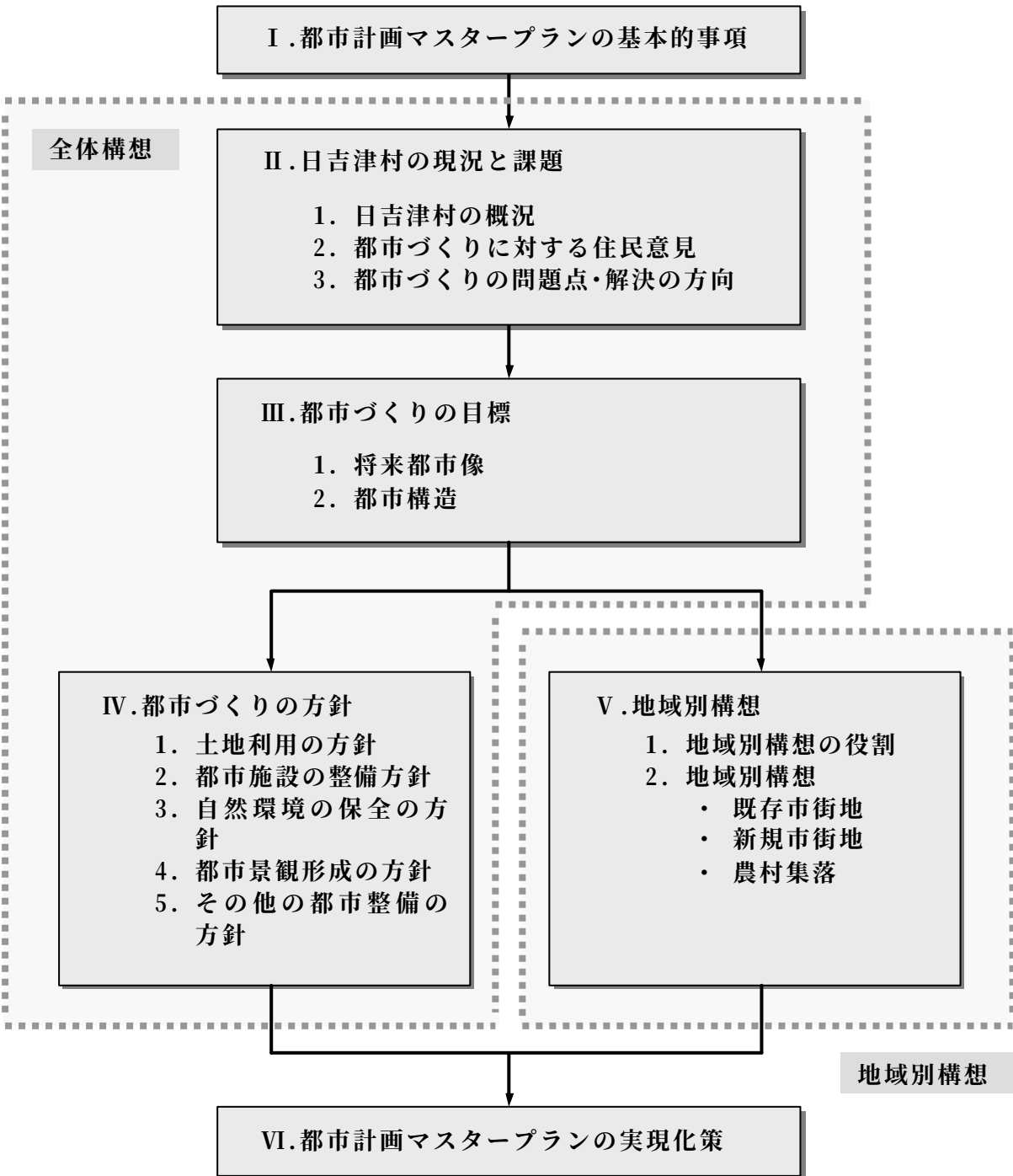
都市計画マスタープランの目標年次は、長期的な視点として概ね20年先を見据えながら、村総合計画等との調整を図るため、平成27年を目標年次として設定します。

### (3) 基本的な構成

日吉津村都市計画マスタープランの構成は、都市全体の将来ビジョンや土地利用及び都市施設のあり方を示す「全体構想」と、地域別のまちづくりの方針等を示す「地域別構想」の2段階で構成します。



図 1 - 3 . 日吉津村都市計画マスタープランの構成





---

## II.日吉津村の現況と課題

---

1. 日吉津村の概況
2. 都市づくりに対する住民意見
3. 都市づくりの問題点・解決の方向

## 1. 日吉津村の概況

### 1) 人 口

本村の総人口は、平成 17 年 3,073 人(国勢調査)で、平成 7 年に一時微減傾向を示したものの、再び増加に転じています。また、世帯数は年々増加し続けており、平均世帯当たり人員は減少傾向を示し、単身者の増加や核家族化の進展がうかがえます。

年齢 3 区分別の人口推移は、15歳未満の年少人口が昭和60 年を境に減少に転じ少子化の傾向にあるのに対し、65歳以上の老年人口は増加の一途をたどっており、平成17年では23%を占める超高齢社会（一般に、65歳以上の高齢者の占める割合が21%以上の社会を超高齢社会と呼んでいます。）となっています。これに伴い、平成 7

年においてほぼ老若人口比率が近似する傾向を見せ、それ以降では老若人口比率の逆転現象の拡大傾向がみられます。これらは、今後社会的潮流である少子・高齢時代を本格的に迎え、出生率の低下とともに子供の数が減り、高齢者の割合が更に高まり、総体的に人口減少へと変化するものと危惧されます。

人口の分布及び推移を地区別にみると（図 2－3・4 参照）、市街化区域人口の減少傾向に対し、市街化調整区域は増加傾向となっており、特に平成 7 年を境に急増しています。これは、市街化調整区域において整備された今吉田園土地地区画整理事業地区への住宅の立地が進行していることが主要因となっています。市街化調整区域において、土地地区画整理区域内とそれ以外の既存集落地区域との人口推移をみると（図 2－5 参照）、総体的には増加傾向を示しているものの、既存集落地においては近年減少傾向に転じています。

図 2－1. 人口・世帯・世帯当たり人数の推移(国勢調査)

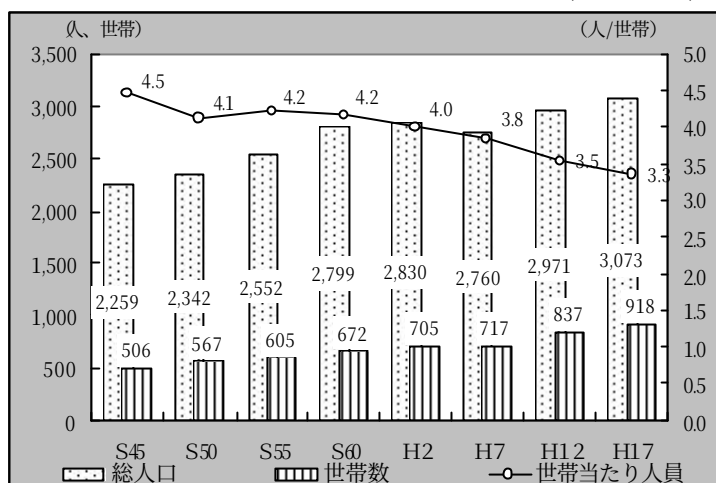
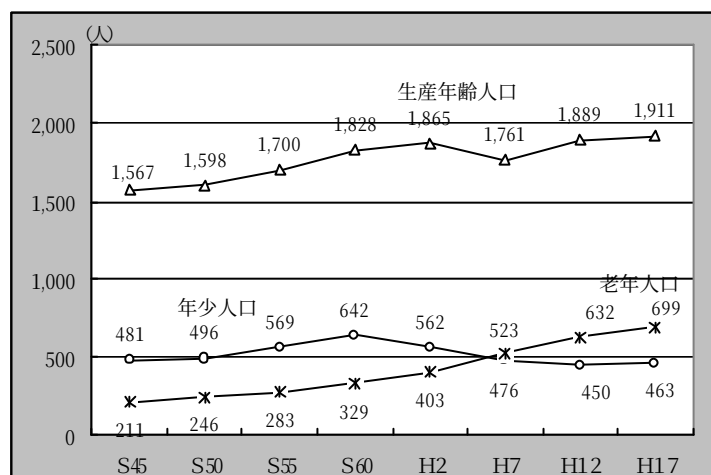


図 2－2. 年齢 3 区分別人口の推移(国勢調査)



一方、市街化区域の人口は、依然として減少傾向が続いていますが、市街化区域内の富吉地区では近年微増に転じています。

図 2 - 3 . 地域別人口の推移(都市計画基礎調査)

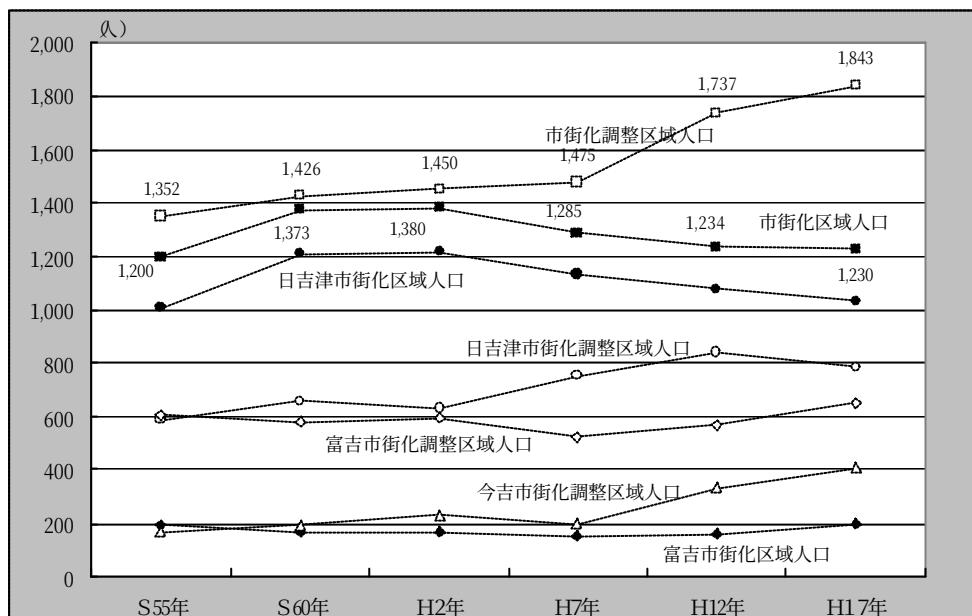


図 2 - 4 . 地域別人口の増減図(平成 7 年～平成17年の増減率)

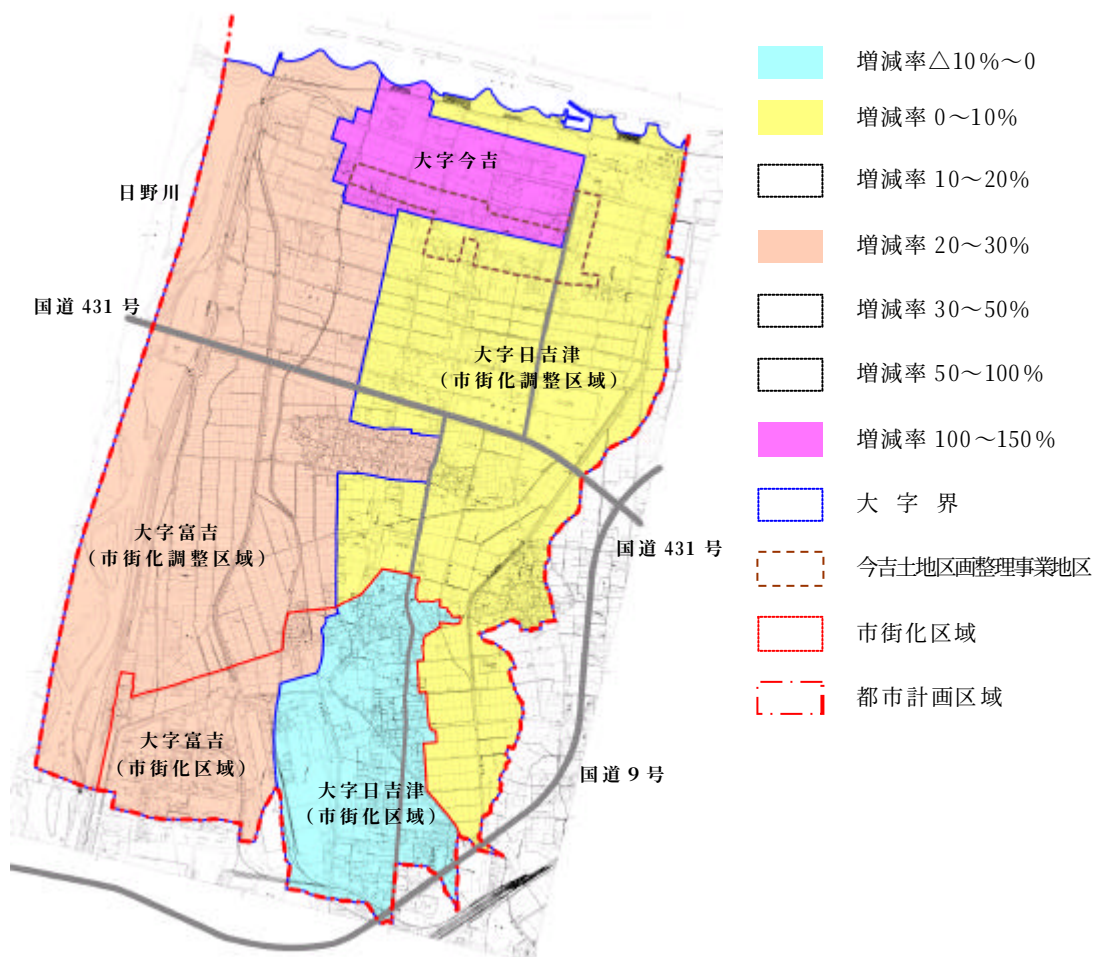
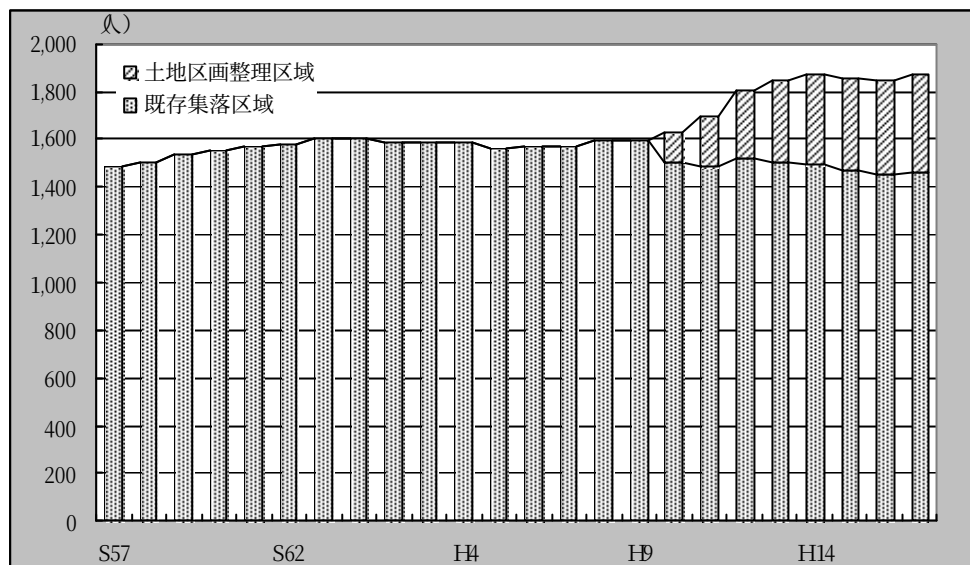


図2-5.市街化調整区域における土地区画整理区域と既存集落地の人口推移



注) 住民基本台帳ベースによる下水道統計資料 (外国人を除く)

## 2) 産 業

### (1) 産業別就業構造

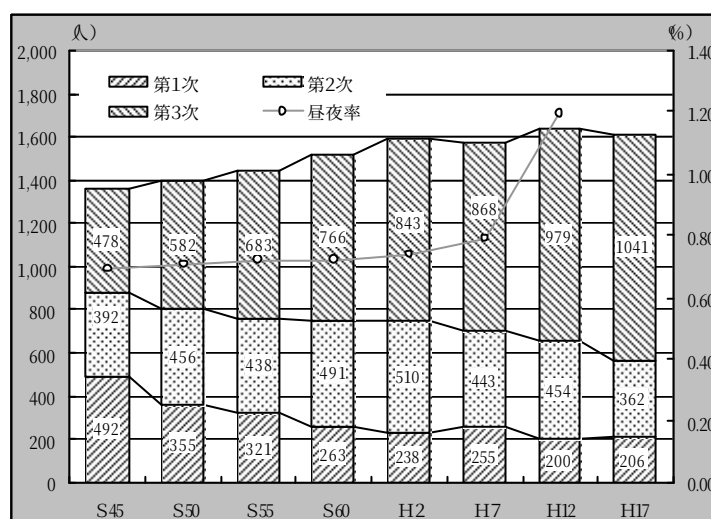
就業人口（常住地就業人口）の推移は、平成2年までは順調に増加していましたが、それ以降は増減を繰り返す横ばい傾向へと移行しています。

産業別就業人口は、第1次産業が年々減少から平成17年に微増へ、第2次産業は平成2年以降減少傾向に転じているのに対し、第3次産業は一貫して増加を続けており、その占める割合は年々高まってきています。

また、平成17年における構成比を県平均と対比してみると、第1・3次産業の構成比が県平均を上回っています。

昼夜率（従業地就業人口／常住地就業人口）をみると、平成7年までは流出人口が流入人口を上回っており、周辺市町へ就業機会を依存していました。しかしながら、大規模小売店舗等の立地に伴い、平成12年では120%とそれまでの傾向が逆転し、周辺市町へ就業機会を提供する状況となっています。

図2-6.産業別人口及び昼夜率の推移(国勢調査)



また、通勤流動でみると、本村からの流出者は、米子市への通勤者が大半で8割弱を占めており、次に淀江町、境港市、安来市と続いています。また、本村への通勤者も同様な傾向を見せており、経済的にこれらとの関係が強いことが表れています。

## (2) 農 業

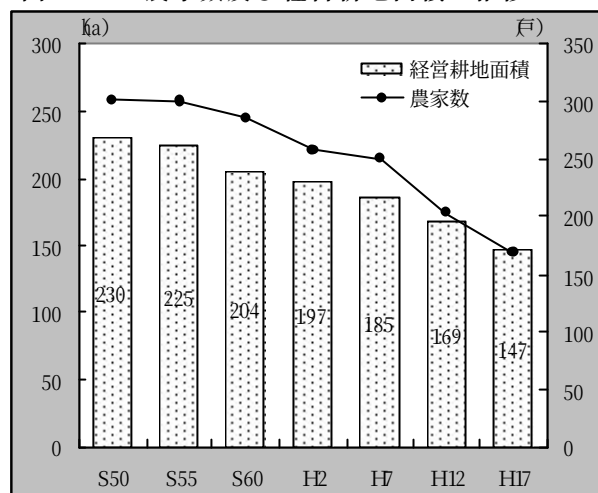
農家数及び経営耕地面積とも減少を続けており、過去10年間に於けるそれぞれの減少率は、前者は32.8%、後者は20.7%となっています。

農家数の状況は、第2種兼業農家が全体の8割強を占め（平成17年現在）、県平均の70%（同年）を大きく上回っています。また、農家数の減少とともに、農業就業者の減少及び高齢化といった現象も進んでいます。

経営耕地面積は、田を中心（平成17年で全体の78%を占めています。）とし、1戸当たりの経営耕地面積は、平成17年で87アールと県平均の9割弱程度と小規模となっています。しかしながら、1戸当たり経営耕地面積の推移をみると増加傾向を示しており、農地の集約化の傾向がうかがえます。

また、耕作放棄地は同年で730アールみられ、耕作放棄率は4.4%（県全体では11.1%）となっており、増加傾向にあります。

図2-7. 農家数及び経営耕地面積の推移



注) 農林業センサス

表2-1. 農家数及び経営耕地面積の推移（農林業センサス）

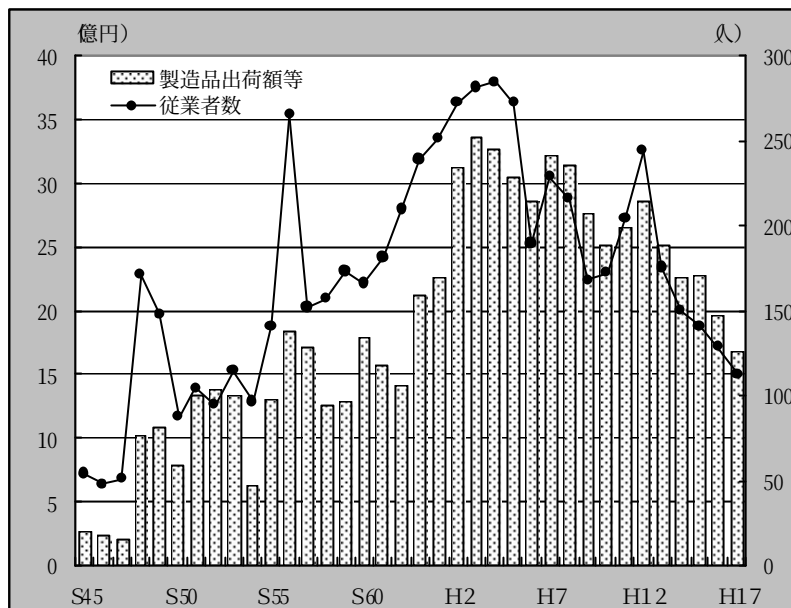
| 区分 \ 年             | 昭和50年<br>1975年 | 昭和55年<br>1980年 | 昭和60年<br>1985年 | 平成2年<br>1990年 | 平成7年<br>1995年 | 平成12年<br>2000年 | 平成17年<br>2005年 | 平成17年<br>鳥取県 |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|--------------|
| 専業農家               | 9              | 10             | 9              | 17            | 18            | 12             | 15             | 4,398        |
| 第1種兼業              | 38             | 31             | 23             | 11            | 18            | 7              | 13             | 3,111        |
| 第2種兼業              | 254            | 259            | 254            | 230           | 214           | 184            | 140            | 17,402       |
| 農家数(戸)             | 301            | 300            | 286            | 258           | 250           | 203            | 168            | 24,911       |
| 田                  | 15,825         | 15,933         | 14,360         | 13,831        | 13,285        | 12,574         | 11,457         | 1,777,335    |
| 畑                  | 4,003          | 5,177          | 5,545          | 5,618         | 5,066         | 4,237          | 3,122          | 555,540      |
| 樹園地                | 3,179          | 1,385          | 527            | 285           | 180           | 71             | 110            | 194,200      |
| 経営耕地面積(a)          | 23,007         | 22,495         | 20,432         | 19,734        | 18,531        | 16,882         | 14,689         | 2,527,075    |
| 1戸当たり<br>経営耕地面積(a) | 76.4           | 75.0           | 71.4           | 76.5          | 74.1          | 83.2           | 87.4           | 101.4        |

### (3) 工 業

本村の工業は、王子製紙及び関連企業を中心とし、特定業種に特化した工業構造となっています。なお、統計上では王子製紙は米子市に計上されており、平成17年で事業所数5ヶ所、従業者113人、製造品出荷額等16億円となっています。

これらの工業の推移をみると、従業者数及び製

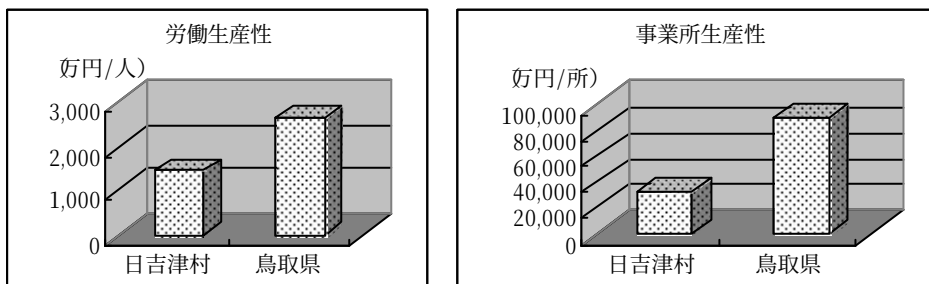
図2-8. 製造品出荷額等・従業者数の推移(工業統計調査)



造品出荷額等は、平成2年頃までは増減を繰り返しながらも増加傾向をみせていましたが、平成12年以降は継続的な減少に転じています。

県平均との対比(平成17年)では、従業者1人当たりの工業出荷額等及び事業所当たりの工業出荷額等は県平均を大きく下回っています。このため、特定業種依存構造からの転換、各業種の高度化への対応等が必要とされています。

図2-9. 労働・事業所生産性の対県比(平成17年工業統計調査)



### (4) 商 業

商業の推移をみると、平成11年以降、商店数、従業者数及び年間商品販売額とも急激な増加を示しています。これは、国道431号沿いに大規模小売店舗を中心とする郊外型商業施設や沿道サービス施設が立地したことによります。

卸売業についてみると、年間販売額に占める割合は約7%(平成16年、県平均は56%)と極僅かであり、1店当たりの年間販売額は160百万円で、県平均の516百万円を大きく下回っています。



一方、小売業についてみると、1店当たりの年間販売額は270百万円（平成16年）で、県平均の94百万円（同年）を大きく上回っています。また、商業力の指標である小売吸引率では、50％程度で推移していたものが、平成11年において100％を超え、平成16年では500％超となっており、周辺都市に購買力が流出していたものから流入へと大きな転換をみせています。これは、国道沿道への大規模小売店舗等の立地により、商店数や売り場面積が急増するなど、商業環境や商業ポテンシャルが向上したことに起因しており、今では鳥取県西部地域における中心商業地の一翼を担うまでに発展してきています。

表2－2．商業の推移（商業統計調査）

| 年          | 総 数   |             |                  | 卸 売 業 |             |                  | 小 売 業 |             |                  |             |
|------------|-------|-------------|------------------|-------|-------------|------------------|-------|-------------|------------------|-------------|
|            | 商店数   | 従業者数<br>(人) | 年間商品販<br>売額(百万円) | 商店数   | 従業者数<br>(人) | 年間商品販<br>売額(百万円) | 商店数   | 従業者数<br>(人) | 年間商品販<br>売額(百万円) | 売場面積<br>(㎡) |
| S60        | 20    | 71          | 1,564            | 6     | 36          | 1,009            | 14    | 35          | 555              | 535         |
| S63        | 30    | 106         | 1,498            | X     | X           | X                | X     | X           | X                | 783         |
| H3         | 28    | 112         | 2,249            | 9     | 51          | 1,316            | 19    | 61          | 933              | 719         |
| H6         | 35    | 152         | 3,070            | 13    | 71          | 1,529            | 22    | 81          | 1,541            | 1,079       |
| H9         | 32    | 150         | 3,464            | 12    | 72          | 1,914            | 20    | 78          | 1,550            | 595         |
| H11        | 54    | 606         | 5,322            | 12    | 62          | 1,840            | 42    | 544         | 3,482            | 20,235      |
| H14        | 67    | 851         | 16,486           | 10    | 40          | 1,457            | 57    | 811         | 15,029           | 21,749      |
| H16        | 69    | 917         | 17,758           | 8     | 54          | 1,281            | 61    | 863         | 16,477           | 23,142      |
| H16<br>鳥取県 | 8,485 | 51,913      | 1,478,549        | 1,610 | 14,464      | 830,658          | 6,875 | 37,449      | 647,891          | 854,521     |

注) X：秘匿数値

表2－3．小売支配人口及び小売吸引率の推移

| 区 分        | 昭和60年 | 昭和63年 | 平成3年 | 平成6年  | 平成9年  | 平成11年 | 平成14年  | 平成16年  |
|------------|-------|-------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 小売支配人口 (人) | 684   | X     | 906  | 1,364 | 1,292 | 3,054 | 13,531 | 15,510 |
| 小売吸引率 (%)  | 26.8  | X     | 32.0 | 47.7  | 44.0  | 105.5 | 434.0  | 511.0  |

注) 商業統計調査により算定

小売支配人口＝村小売販売額／県1人当たり小売販売額

小売吸引率＝小売支配人口／村総人口

昭和63年は、小売販売額が秘匿数値であり、算出不可

### 3) 土地利用

本村の土地利用は、弓浜半島に形成された平坦な地形であることから、山林はほとんど無く、農地や宅地が主体となっています。

土地利用の推移は、農地の減少傾向に対し、都市的土地利用である宅地が拡大しています。

農地は、国道北部の後背地には畑や水田が混在して広がり、国道から市街地にかけては水田を中心として広く分布しています。山林は、海岸沿いに防風林が分布する他、社寺林が島状緑地を形成し、特徴的な都市景観となっています。宅地は、一般県道日吉津伯耆大山停車場線沿いを中心に集積して市街地を形成するとともに、国道沿いに沿道サービス型商業地、各地に点在して農業集落が形成されています。

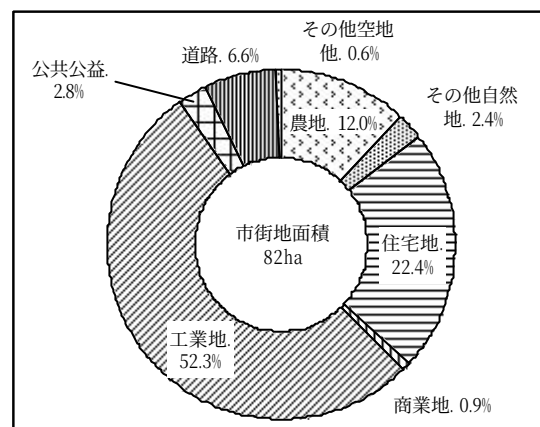
村域南部に形成されている市街地の土地利用は、その多くが王子製紙米子工場や関連の工業系土地利用であり、県道日吉津伯耆大山停車場線沿いには行政サービス施設、店舗や工業施設の混在する住居系土地利用が形成されています。また、大規模工業地と住居系土地利用との間には農地が分布し、緩衝緑地的な役割を果たしています。

表2-4. 主要な土地利用の推移

| 年<br>区分 | 平成11年   |         | 平成17年   |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
|         | 面積 (ha) | 構成比 (%) | 面積 (ha) | 構成比 (%) |
| 田       | 114.2   | 26.0    | 111.3   | 26.8    |
| 畑       | 64.0    | 14.6    | 60.3    | 14.5    |
| 宅地      | 101.6   | 23.1    | 109.7   | 26.4    |
| 山林・原野   | 3.5     | 0.8     | 3.2     | 0.8     |
| その他     | 155.7   | 35.5    | 131.5   | 31.6    |
| 総 数     | 439.0   | 100.0   | 416.0   | 100.0   |

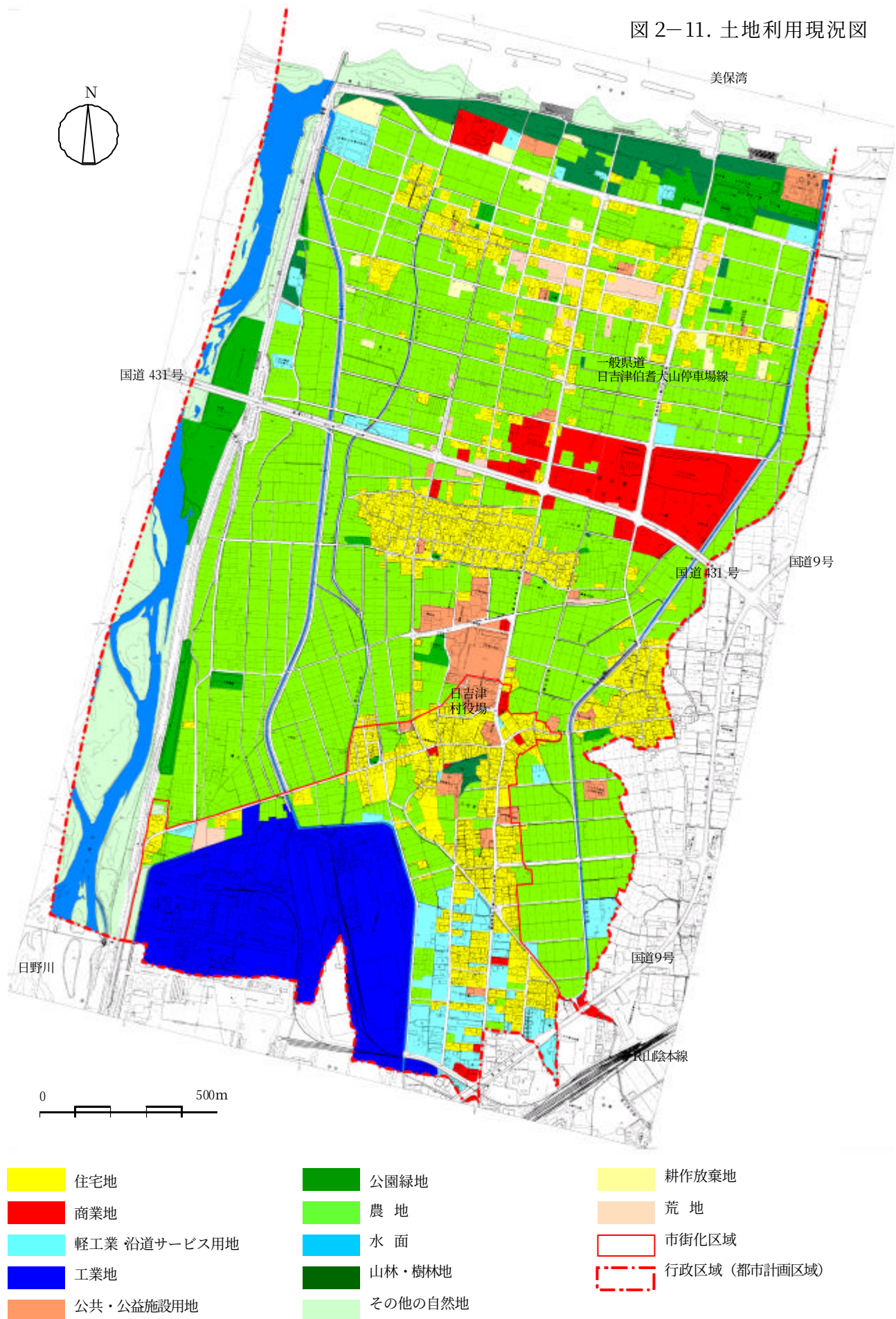
注) 固定資産税概要調書

図2-10. 市街地内の土地利用構成



注) 土地利用現況図による計測値

図 2-11. 土地利用現況図



本村の土地利用の問題点は、次の事項が指摘されます。

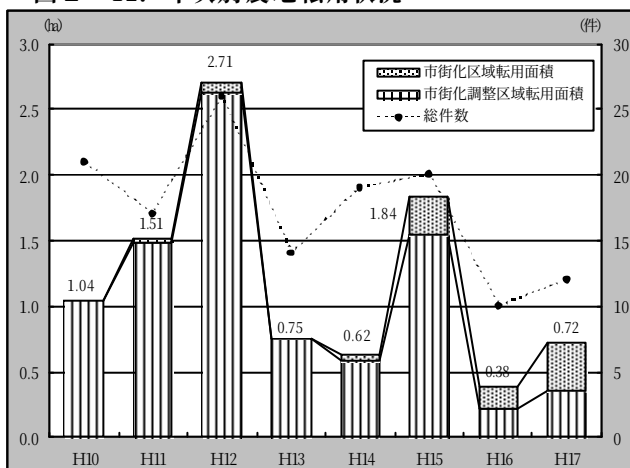
### ① 市街化調整区域への宅地開発の進行

新たな住宅需要・開発需要に対しては、社会的潮流である都市型社会への移行とともに近年沈静化傾向を見せているものの、依然として市街化調整区域の国道 431 号沿道への無秩序な開発がみられます。

今後予想される新たな住宅地需要や国道沿道への計画的な地区環境の育成等に対応するため、日吉津村固有の自然環境の良さを活かすべく、開発すべき地区と保全すべき地区との明確化を図り、都市基盤整備の整った開発と同時に効率的な自然環境の保全・活用への誘導が求められており、特に、次の 3 点に留意する必要があります。

- ・幹線道路沿道等の開発動向が活発な地区、点在する集落地の持続可能な地区づくりのためある程度の開発を許容する地区など、計画的な開発コントロールが必要な地区については、地区計画の導入等により良好な地区や定住環境を保護・育成
- ・新たな住宅需要等については、多様化するライフスタイルに適合した計画的なまちづくりを実現するため、市街化区域への確保の他、今吉田園土地地区画整理事業地区への定着化を誘導
- ・市街化調整区域における良好な地区環境の保護・育成を図るため、地区の状況に応じた建築形態規制の適切な運用

図 2-12. 年次別農地転用状況



注) 村農地転用綴より

表 2-5. 市街化調整区域における新築状況

| 建ぺい率<br>容積率 | 30%未満      | 30～40%     | 40～50%     | 50～60%   | 60～70%   | 総 計          |
|-------------|------------|------------|------------|----------|----------|--------------|
| 50%未満       | 61<br>36.7 | 23<br>13.9 | 6<br>3.6   | 0<br>0.0 | 0<br>0.0 | 90<br>54.2   |
| 50～80%      | 14<br>8.4  | 33<br>19.9 | 18<br>10.8 | 3<br>1.8 | 2<br>1.2 | 70<br>42.2   |
| 80～100%     |            |            | 3<br>1.8   |          | 2<br>1.2 | 5<br>3.0     |
| 100～200%    |            |            | 1<br>0.6   |          |          | 1<br>0.6     |
| 総 計         | 75<br>45.2 | 56<br>33.7 | 28<br>16.9 | 3<br>1.8 | 4<br>2.4 | 166<br>100.0 |

注) 上段 : 件数 (件)、下段 : 全体の構成比 (%)  
平成 10 年～17 年

注) 平成 12 年の都市計画法・建築基準法等の改正により、市街化調整区域の建ぺい率や容積率などの建築形態規制をそれぞれの地域に応じて、特定行政庁が指定することになりました。

現在、市街化区域では法定建ぺい率 60%、法定容積率 200%に対し、市街化調整区域では法定建ぺい率 70%、法定容積率 400%であり、市街化を抑制すべき区域において、ゆとりある居住環境を害するおそれがあります。

過去 8 年間における建物立地状況は (左表参照)、概ね建ぺい率 50%以下、容積率 100%以下に収まっています。

## ② 土地利用の変化への対応

国道 431 号沿道への大規模商業施設の立地に伴い、沿道周辺への商業ポテンシャルの向上がみられ、線引き制度の趣旨との乖離が生じています。このため、商業ポテンシャルや農業施策との調整を図りながら、各地域の合意形成による将来像を明確にし、計画的な土地利用対策の導入が必要です。

## ③ 市街化区域内の脆弱な生活基盤

市街地の形成過程や市街地内の都市基盤整備の遅れから、幅員 4m 未満の狭隘道路を中心とした市街地形成や木造密集地など、防災上問題のある地区が形成されている地区がみられます。

このため、住環境の改善、都市機能を高めるなど、安全・安心な質の高い既成市街地の形成を誘導することが必要とされています。

## ④ 市街地と一体となる豊かな緑

日野川河口部に広がる田園緑地は、市街地を取り囲む良好な田園景観を構成し、環境軸となる日野川とともに、本村の都市構造を形づくる重要な骨格となっています。

これらは、本村特有の都市構造を維持していく上で、適切な保全が求められます。

# 4) 交通施設

主要道路網は、周辺市町と連絡する国道 9 号及び同 431 号を中心とし、村域の各地を連絡する県道や主要村道で構成されています。しかしながら、本村の地形的条件や米子境港都市圏の道路構成等から国道に交通が集中し、慢性的な交通容量の不足を招いており、円滑な道路ネットワークの育成による機能分担、交通容量の確保が必要とされています。

主要な道路網となる都市計画道路は、平成 17 年 3 月末で都市計画道路延長 1.77km（市街地内は 0.17km）で、概ね整備を終えています。しかしながら、市街化区域内の骨格道路となる都市計画道路の位置づけがないことから、都市計画道路（幹線街路）の整備水準は、一般的な市街地における平均的な整備水準である  $3.5\text{km}/\text{km}^2$  と比較すると、計画量及び整備量とも 6 % 程度と非常に低く、都市活動の活性化及び都市生活の利便性・快適性の向上に資する骨格道路網の確保が必要とされています。

バス路線は、国道及び主要村道を中心として村域を概ねカバーしているものの、一部地域においてバス利用の不便地区がみられます。

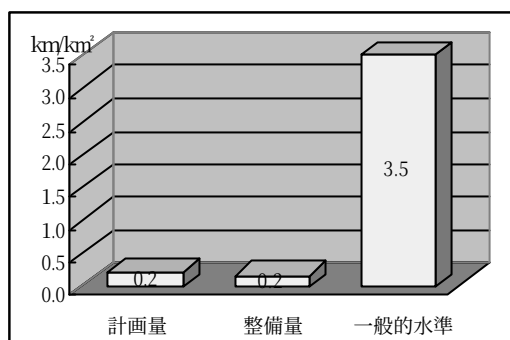
超高齢社会を迎えている本村にとって、公共交通機関は安全・安心な利用が不可欠であり、施設や地域のバリアフリー化、福祉に対応した路線の充実等が求められています。

表 2-6. 都市計画道路の整備状況

| 区 分  | 計 画 |              | 改良済み |              |            |
|------|-----|--------------|------|--------------|------------|
|      | 路線数 | 道路延長<br>(km) | 路線数  | 道路延長<br>(km) | 整備率<br>(%) |
| 幹線道路 | 2   | 1.77         | 2    | 1.77         | 100.0      |
| 内市街地 | 1   | 0.17         | 1    | 0.17         | 100.0      |

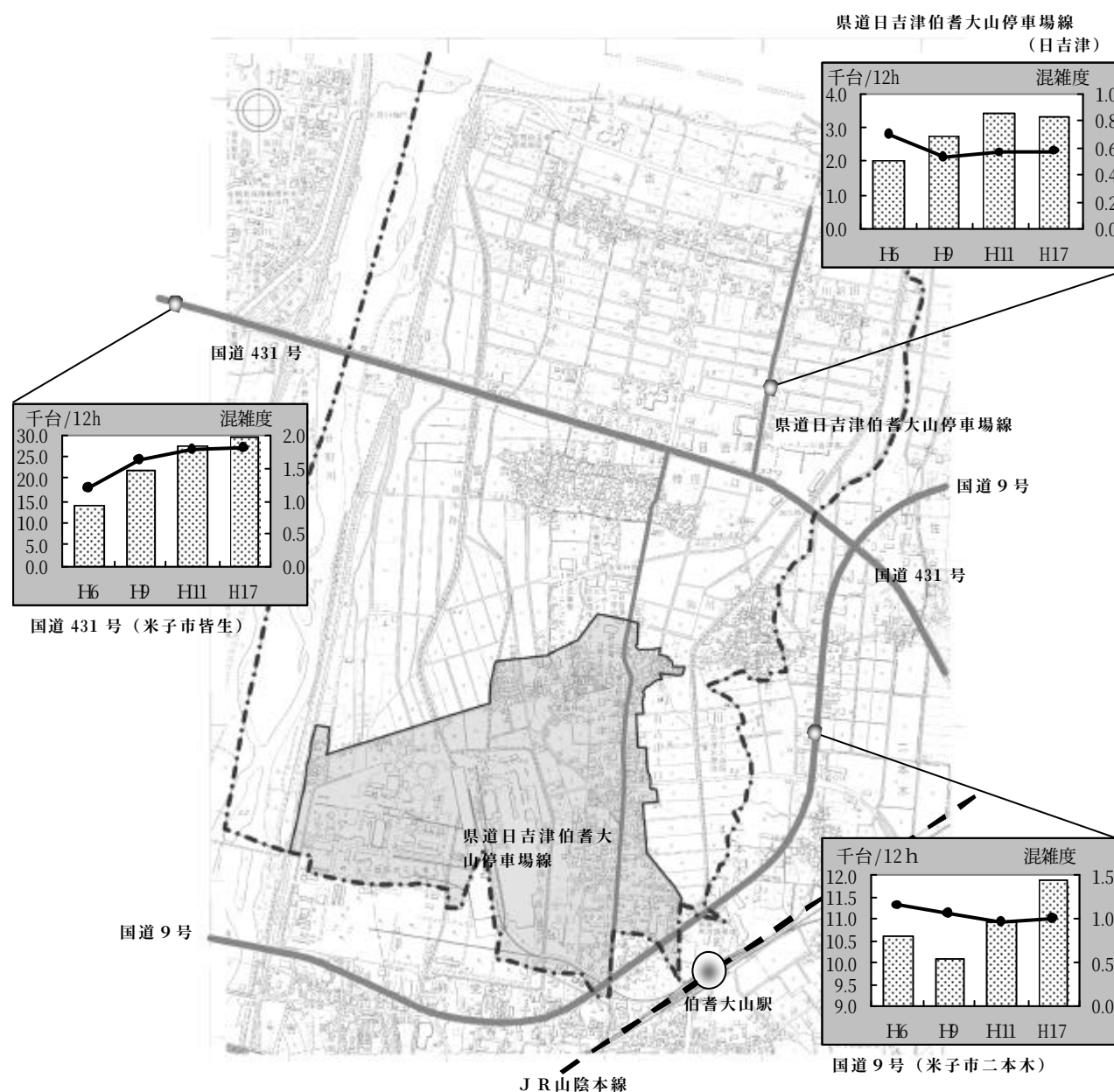
注) 都市計画年報(平成17年3月末現在)

図 2-13. 都市計画道路の整備水準



注) ・都市整備課資料  
(平成17年3月末現在)  
・市街化区域を対象

図 2-14. 主要道路の交通量及び混雑度の推移(交通センサス)





## 5) 公園・緑地

本村は、市街地においては社叢<sup>しやそう</sup>や農地が、さらには市街地を取り囲む田園緑地や日野川が身近に分布し、緑豊かな市街地空間を印象づける緑の分布状況となっています。

このうち施設緑地である公園・緑地は、海岸部沿いに海浜運動公園（地区公園）、日野川を日野川緑地として都市計画決定し、整備を続けています。都市計画公園・緑地の1人当たり面積は、都市計画区域人口では約130㎡で、一般的な計画水準である20㎡（21世紀初頭を目途に20㎡を確保する目標であり、第6次都市公園等整備七箇年計画では、平成14年度末までに約9.5㎡を整備目標としています。）を十分に確保しています。また、身近な公園である住区基幹公園においても、海浜運動公園を計画決定して供用しています。しかしながら、これらの公園は市街化調整区域において位置づけられており、市街化区域内における身近な公園（特に街区公園）の確保など、計画的な住区基幹公園の整備が求められています。

表2-7. 都市公園・緑地の整備状況

| 区 分            |      | 計 画 |        |                       | 供 用 |        |                       | 供用率(%) |       |
|----------------|------|-----|--------|-----------------------|-----|--------|-----------------------|--------|-------|
|                |      | 箇所  | 面積(ha) | 1人当たり<br>面 積<br>(㎡/人) | 箇所  | 面積(ha) | 1人当たり<br>面 積<br>(㎡/人) | 箇所     | 面積    |
| 住区<br>基幹<br>公園 | 街区公園 | -   | -      | -                     | -   | -      | -                     | -      | -     |
|                | 近隣公園 | -   | -      | -                     | -   | -      | -                     | -      | -     |
|                | 地区公園 | 1   | 13.2   | 107.3                 | 1   | 13.2   | 107.3                 | 100.0  | 100.0 |
|                | 小 計  | 1   | 13.2   | 107.3                 | 1   | 13.2   | 107.3                 | 100.0  | 100.0 |
| 都市<br>基幹<br>公園 | 総合公園 | -   | -      | -                     | -   | -      | -                     | -      | -     |
|                | 運動公園 | -   | -      | -                     | -   | -      | -                     | -      | -     |
|                | 小 計  | -   | -      | -                     | -   | -      | -                     | -      | -     |
| その他の公園         |      | 1   | 28.2   | 91.8                  | 1   | 28.2   | 91.8                  | 100.0  | 100.0 |
| 合 計            |      | 2   | 41.4   | 134.7                 | 2   | 41.4   | 134.7                 | 100.0  | 77.3  |

注) 都市整備課資料（平成17年3月末現在）

1人当たり面積：住区基幹公園は、平成17年市街化区域人口1,230人に対する面積

住区基幹公園以外は、平成17年都市計画人口3,073人に対する面積

今後は、住宅地等を中心として身近で安全な遊び場、地域住民のふれあいの場、歩行者空間のネットワーク化、さらには河川や海を活用した親水空間の有効活用など、住民ニーズにあった多様な公園・緑地を身近に提供することが必要とされています。

また、大規模工業地周辺は、公害防止や景観上の配慮から住宅地との間に緑地帯の確保が望まれています。

## 6) 下 水 道

本村の下水道は、市街化区域（一部大規模工業施設用地を除く）及び市街化調整区域に点在する集落地を対象として、公共下水道を都市計画決定し、村営下水道を目指して整備を進め、計画管渠延長 27,200m の 92%（平成 18 年 3 月末現在）を整備しています。

また、下水道の普及とともに増え続ける下水汚泥の有効活用を図るため、近隣市町（旧西伯・大山町）との共同により、汚泥を堆肥等の資源としての再生に取り組み、「リサイクル社会の建設」を進めています。

なお、整備計画区域以外の区域については、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

表 2－8．公共下水道の整備状況

| 区 分   | 計 画                                 | 整備済                                 | 備 考       |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------|
| 公共下水道 | 処理区域<br>98ha                        | 処理区域<br>88ha                        | ・日吉津公共下水道 |
|       | 処理場<br>1ヶ所<br>10,600 m <sup>2</sup> | 処理場<br>1ヶ所<br>10,600 m <sup>2</sup> |           |

注）村調べ（平成 18 年 3 月末現在）

## 7) 都市計画の概況

米子境港都市計画区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという基本理念を達成するものとし、本村は行政区域全域を対象として指定されています。

都市計画の基本となる線引きや用途地域は、国道9号沿道の市街地を対象として昭和 46・48年に当初決定し、その後の社会経済情勢の変化に対応すべく見直しを行い、現在に至っています。しかしながら、市街化区域周辺への無秩序な開発の進展、建物更新に伴う敷地の細分化等による良好な居住環境の阻害、開発等による新市街地と古くからの市街地との調和など、きめ細かな土地利用対策が必要とされています。

表 2－9．地域地区の指定状況

| 区 分    | 面積(ha) | 備 考               |
|--------|--------|-------------------|
| 都市計画区域 | 416.0  | 行政区域全域            |
| 用途地域   | 82.0   | 行政区域の 19.7%       |
| 第一種住居  | 21.0   | 25.6%             |
| 準工業地域  | 5.0    | 6.1%              |
| 工業地域   | 23.0   | 28.0%             |
| 工業専用地域 | 33.0   | 40.2%             |
| 集落地区計画 | 14.1   | 営農条件と調和のとれた住環境の整備 |

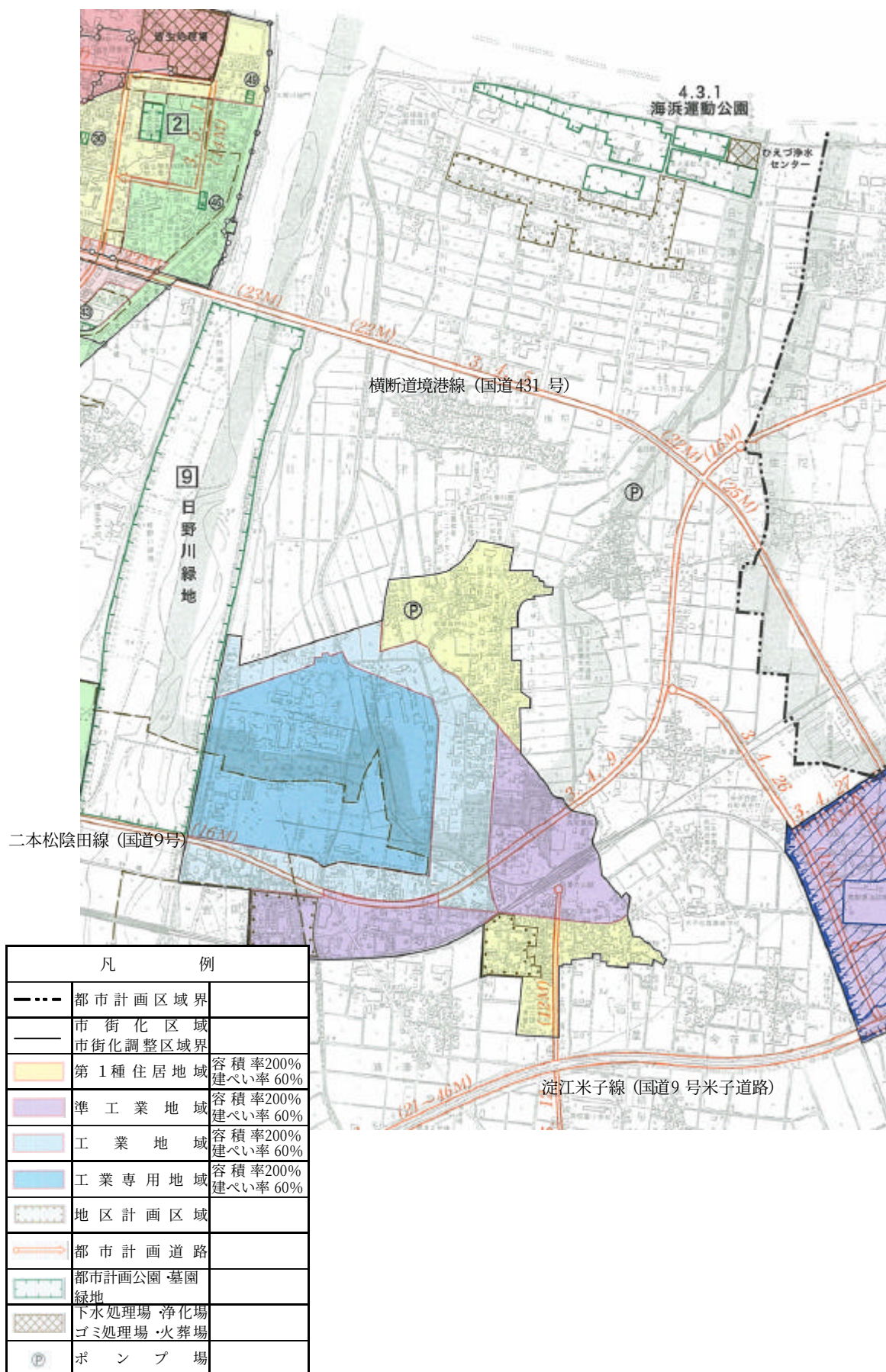
注）村調べ（平成 18 年 3 月末現在）

都市施設のうち、公共下水道については概ね整備が終わっているものの、道路・公園については、先に見たように市街化調整区域を中心とした計画決定となっています。

また、今吉田園土地地区画整理事業地区を対象として、最低敷地規模250m<sup>2</sup>以上、建ぺい率50%以下等の集落地区計画を決定し、良好な田園環境の保護・育成を図っています。



図2-15. 日吉津都市計画総括図（米子境港都市圏の一部）



## 8) 自然環境

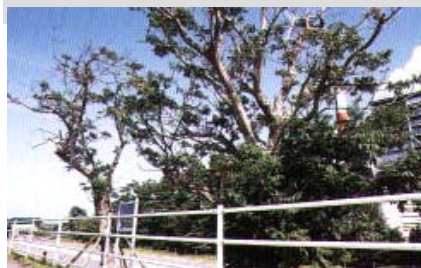
人間活動が活発化し、環境への影響が大きくなるのに伴い、快適で安全な市民生活に不可欠な「緑」の減少、野生生物の生息環境の悪化等が重大な問題となっており、自然環境を保全・再生することが重要な課題となっています。

このような傾向から、まちづくりを進めるに際して、自然との共生が注目され、各地で、環境共生の住宅地づくり、まちの中を流れる川の自然回復や自然緑地の保全・創造といった都市の環境整備が進んでいます。自然を生活のなかに取り戻そうとする動きは、今後ますます活発化していく傾向にあります。

本村における自然緑地は、海岸部や社寺林等の限定された地区に見られるだけですが、日野川河口部に広がる農地が分布し、市街地を取り囲んでいることから、視覚的には豊富な「緑」となっています。これらの緑は、多くの昆虫類・鳥類等の野生生物の生息地となっています。さらに、鳥獣保護区の指定を受けている日野川、美保湾に面する良好な水辺地、蚊屋島神社の社叢や日野川土手の「はぜの木」等の学術上貴重な植物群落の分布、元荒神等の文化的意義を有するものが分布しています。

これらの自然環境は、後世に伝える貴重な資産として位置づける必要があります。今後は、このような日吉津を特徴づける独自の自然環境の保全が一層必要とされ、動植物の自然生態系を保護し、回復を図るために、貴重な樹林地等の緑や田園環境の保全に努めることが求められています。

□.日野川沿いの「はぜの木」



## 9) 都市景観

本村の大景観は、県西部のランドマークとなっている大山を眺望し、日野川から美保湾沿いの松林を中心とする水辺地景観、国道431号後背地に広がる田園景観並びに市街地景観から構成され、日吉津らしいのどかな風景を作り出しています。しかしながら、国道沿道及び集落地周辺等の土地利用転換や荒廃農地の誕生などにより、独特の大景観が損なわれつつあることから、これらの景観を維持・形成するとともに、さらに市街地構成等に配慮しながら、地域ごとに個性ある景観を育成することが必要です。

市街地景観については、住宅地や工業地などの土地利用に応じた地域景観、地域のシンボルとなっている蚊屋島神社の緑地などが、本村の歴史や文化を感じさせる景観要素となっています。また、市街地周辺等の集落地では、農地と集落地とが一体となる田園景観が形成されています。これらの自然を保全・活用し、また新たな緑や町並みを創造することにより、市街地や集落地の景観を維持・形成することが必要です。

## 10) 市街地整備

本村の市街地及び周辺集落地は、県道等の道路沿いに自然発生的に形成された市街地で、道路等の基盤整備への対応の遅れがみられ、区画道路並びに幹線道路へのアクセス路が不足するものとなっています。

なお、市街地環境の良否の判断については、道路の整備状況が判断指標の一つとして規定されることから、図2-16に道路整備の状況による評価を示しています。

これらの状況を踏まえ、どのような問題と整備課題をもつ市街地が、どこに・どれくらいあるのかを把握し、支援策を準備することが必要とされています。

### ＜参考：道路整備の状況による地区評価＞

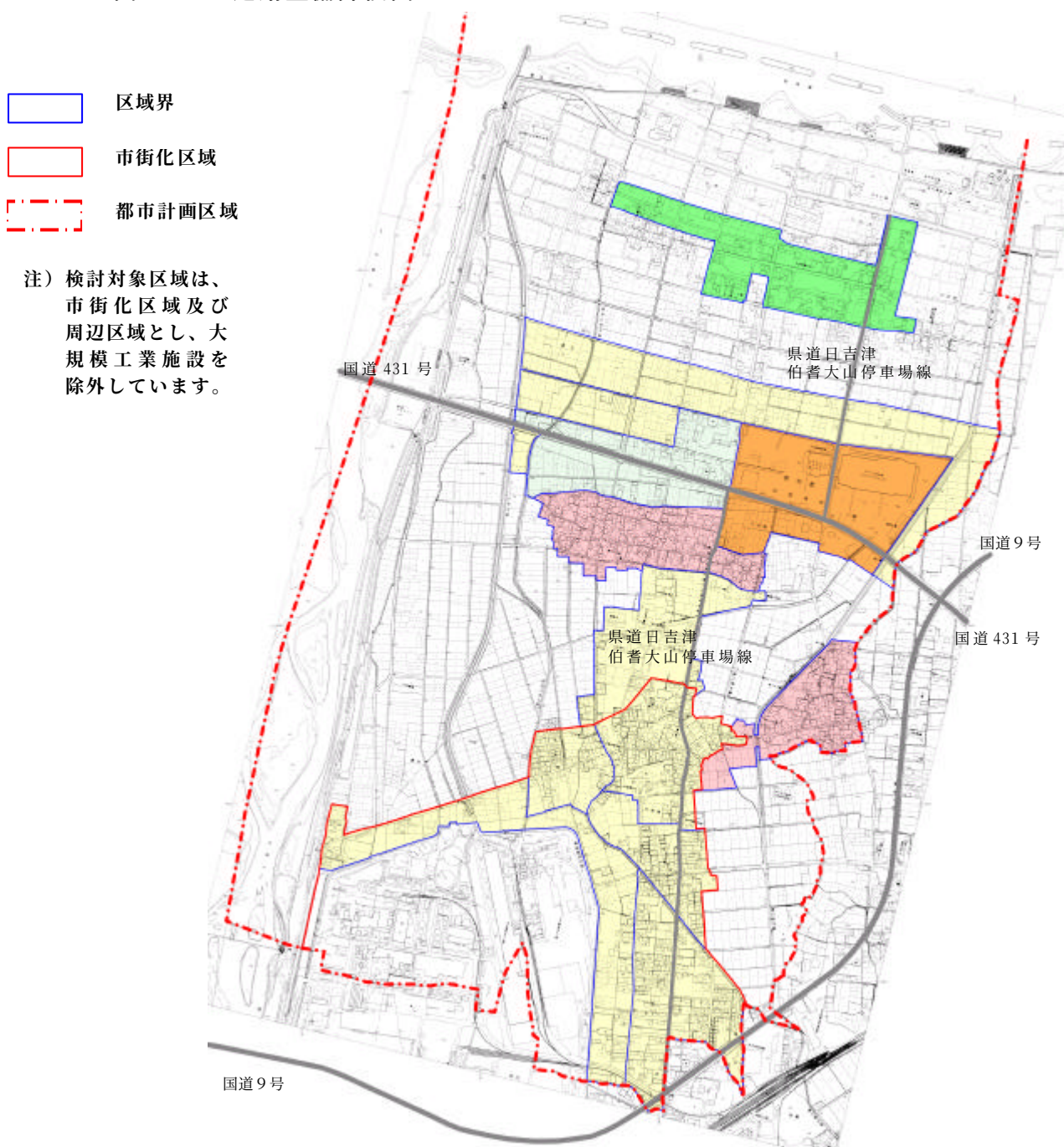
市街地の整備状況の善し悪しは、道路整備状況の善し悪しによって規定されると言っても過言ではありません。本計画の性格から言っても、道路整備がどうあるかによって、その地区の市街地整備の基本的方向を大きく左右すると考えられます。これらのことから、道路整備状況を市街化対策区分の最終的要因として評価します。

なお、評価基準は、次のような考え方で設定しました。

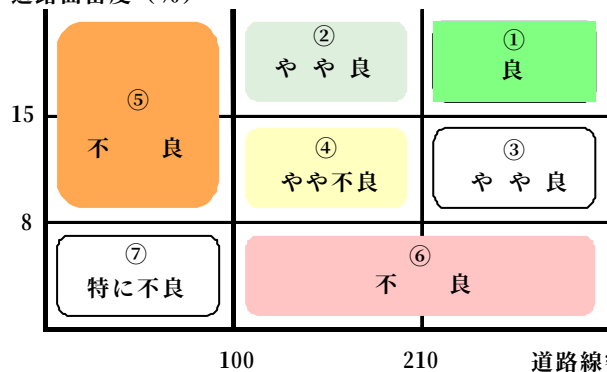
道路については、幹線道路や補助幹線道路など市街地の骨格を成すものと区画道路など街区内にサービスするものとに分けられます。各地区の市街地環境要素としては、区画道路を主体に考えるのが本来的ですが、道路網の不十分な地区では、骨格道路の機能と街区内サービスの機能を同一の道路が担っている場合もあり、区画街路の整備状況だけでは住区環境を評価仕切れない面があるため、道路網全体（幅員4m以上）の単位面積当たりの面密度と道路の単位面積当たりの線密度（本来、区画道路として幅員4m～12mを対象とすることが一般的ですが、本村の場合、殆どの道路が両面の機能を有していることから幅員4m以上を対象とします。）とから検討します。



図 2-16. 道路整備評価図



道路面密度 (%)



|        |                                        |
|--------|----------------------------------------|
| ① 良    | 良好な市街地として評価できる地区                       |
| ② やや良  | やや生活道路不足気味といえるが、生活幹線レベルの道路は一応整備されている地区 |
| ③ やや良  | やや道路が狭小気味といえるが、生活道路(区画道路)は一応整備されている地区  |
| ④ やや不良 | 幹線道路、生活道路ともやや不足気味の地区                   |
| ⑤ 不良   | 生活道路が不足する地区                            |
| ⑥ 不良   | 道路が狭小な地区                               |
| ⑦ 特に不良 | 幅員、延長とも不足する地区                          |

## 11) 都市防災

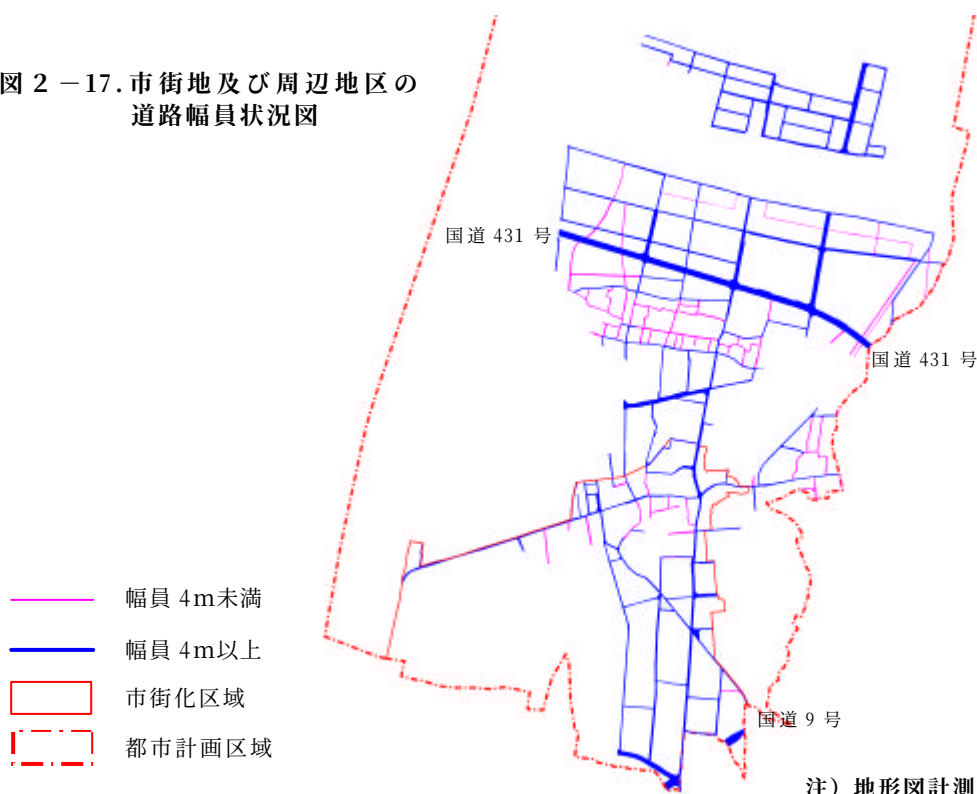
本村における防災関連法適用は、保安林、河川区域、海岸保全地区が指定され、自然災害から市街地等を守っています。

市街地及びその周辺地区における<sup>きょうがい</sup>狭隘道路（幅員 4m 未満）は、全道路における面積比では 1 割程度（地形図計測値）を占めているに過ぎませんが、延長比では 3 割程度となり、脆弱な市街地基盤となっています。このため、市街地における危険箇所としては、消防活動が困難な地区（幅員 6 m 以上の道路から直線距離で 140m の範囲に含まれない区域）や、先の市街地対策区分において改善地区（宅地化率 50% 以上、人口密度 40 人／ha 以上、道路整備状況不良）と判断された地区が挙げられます。これらの地区は、市街地周辺の集落地にみられ、災害時における避難地・避難路の確保が困難であることや、地震時における大規模火災の発生・倒壊による緊急車両への通行阻害など、都市災害の危険性が内在しています。

住宅地などの市街地に隣接して大規模工業施設が立地しており、災害時における市街地の延焼の遅延や防止等に資する緑地の確保が望まれます。

避難地・避難路についてみると、地域防災計画において、避難場所として小学校や公民館及びジャスコ日吉津店などを指定していますが、避難路は指定していません。また、国道・県道に依存した道路構造となっていることから、市街地における避難路や緊急輸送路となる幹線道路が不足しており、災害時における避難や応急対策、復旧対策等の困難が予測されます。

図 2－17. 市街地及び周辺地区の道路幅員状況図

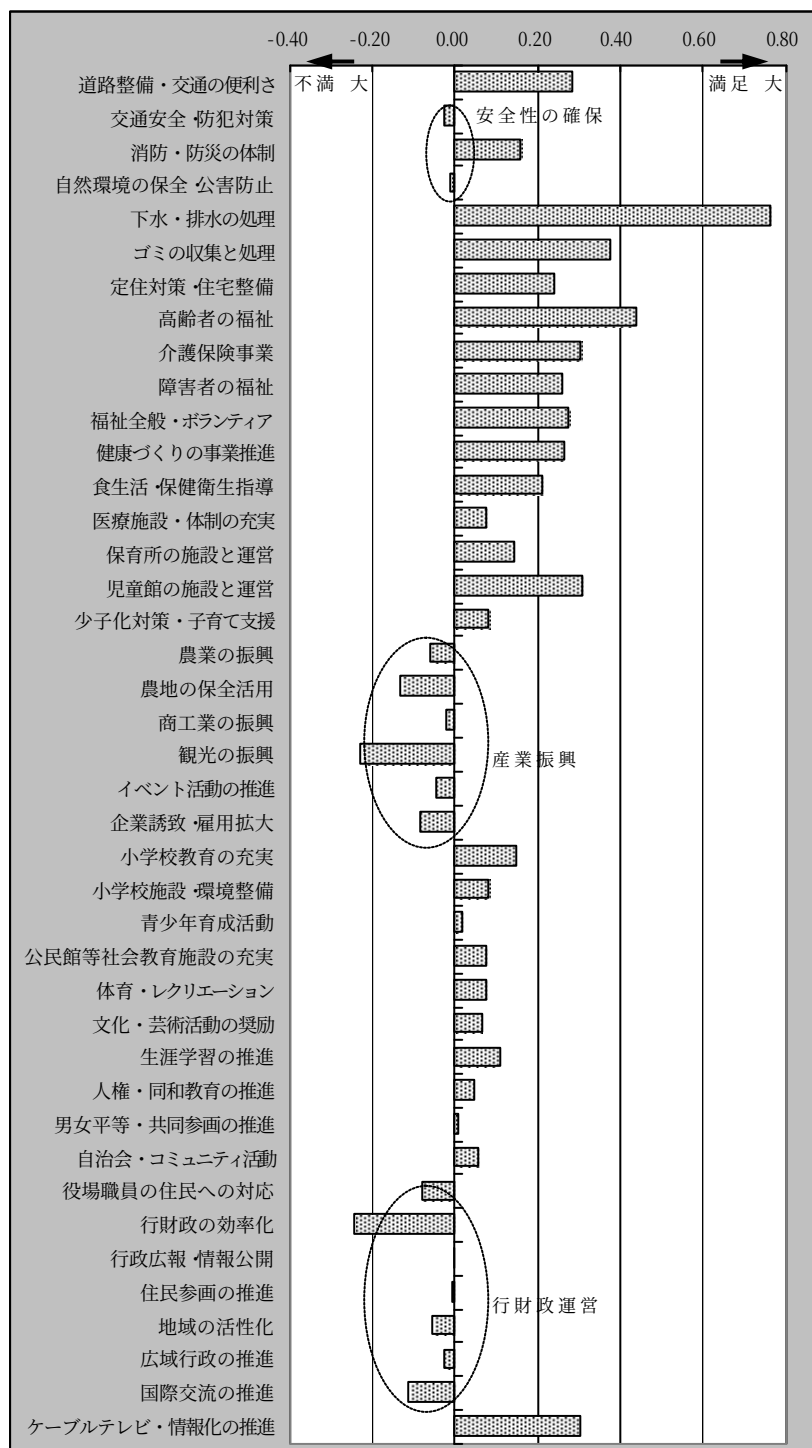


## 2. 都市づくりに対する住民意見

住民意見は、合併問題への対応として単独存続選択後の、平成15年に18歳以上の方を対象として、まちづくり施策に対する満足度やまちづくりへの要望に対する意見等を把握するために行ったアンケート調査結果の概要を整理したものです。

### □ 各種施策の満足度について

図2-18. 各施策の満足度



各種施策の満足度状況は、全体としての満足度は0.12で、僅かながらではありますが満足傾向を示しています。

満足傾向の強い項目は、「下水・排水処理」が最も高く、次いで「高齢者福祉」「ゴミの収集処理」と続き、施設整備や医療・福祉及び教育面に関しては満足傾向がみられます。

逆に、不満度が高い項目は、「行財政の効率化」「観光振興」「農地の保全活用」などにみられ、行財政運営、産業振興及び安全性の確保に関しては不満傾向が表れています。

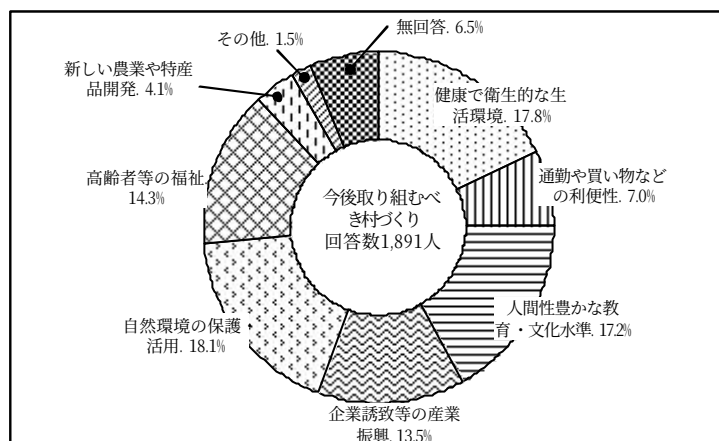
注) 満足度の算定方法:

「普通」を基準として0とし、「まあまあ満足」は+1、「大いに満足」に+2を、逆に「やや不満」に-1、「大いに不満」に-2ポイントを与えて加算し、さらに人数で除して1人当たりの平均満足度として算出しています。従って、最高の満足度は2.0、逆に最高不満度は-2.0となります。

## □ 今後の村づくりの方向性について

今後の村づくりの方向性については、「自然環境の保護・活用」した村づくりを望む声が最も多く、「健康で衛生的な生活環境」や「人間性豊かな教育・文化水準」を高める村づくりと続いています。また、前項の施策の満足度では満足傾向にある「高齢者等の福祉」を進める村づくりや同項では不満傾向にある「企業誘致等の産業振興」を行う村づくりを望む声も比較的多く見られます。

図 2-19. 今後の村づくりの方向性



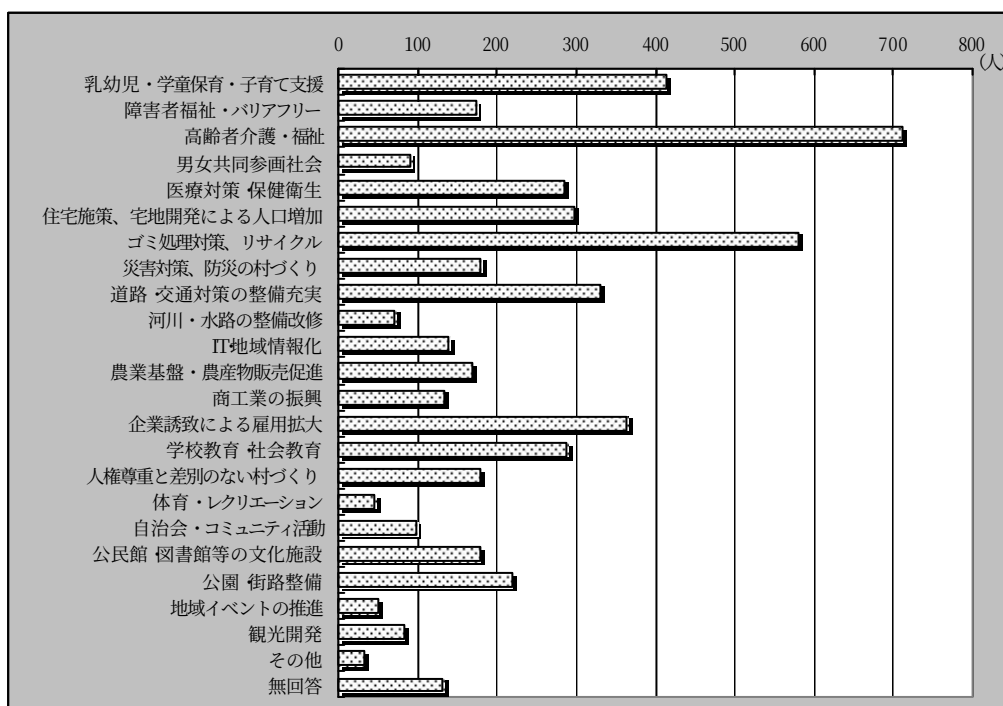
これらのことは、今後のまち

づくりの方向としては、『自然環境』『生活環境』『文化』『産業振興』『福祉』をキーワードとする取り組みが望まれています

## □ 特に取り組むべき施策について

今後、特に取り組むべき施策については、前項のキーワードの具現化策が上位に位置づけられており、「高齢者介護・福祉」が最も多く、続いて「ゴミ処理対策・リサイクル」「子育て支援」「雇用拡大」と続いています。

図 2-20. 特に取り組むべき施策



### 3. 都市づくりの問題点・解決の方向

本村の現況等を踏まえた都市づくりの問題点及び課題を、主に都市計画面から整理すると、次表のようになります。

表2-10. 都市づくりの問題点・課題

| 問 題 点 等 |                                                                                              | 課 題（解決の方向）                                                                                                                                                   |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人<br>口  | ・依然続く市街化調整区域人口の増加<br>・市街化区域人口の減少に対し、今吉土地区画整理地区を中心とする市街化調整区域人口の増加傾向（但し、既存集落地においては、近年人口が減少）    | 質の高い市街地形成への誘導<br>・市街地の魅力づくりや都市型住宅建設による定住化促進<br>・市街地内の未利用地を活用した定住環境の育成（安全な市街地の形成）                                                                             |
|         | ・少子・高齢化の進行<br>・平成7年国調で老若人口比が逆転し、平成17年では高齢化率が23%と超高齢社会に突入<br>・高齢化に伴い、災害弱者となり円滑な移動が困難となる高齢者の増加 | 人にやさしいまち空間の創出<br>・安心して生活が出来るコミュニティの育成<br>・医療・福祉施設と連動した都市施設の整備<br>・快適な歩行者空間の整備（サイン、歩行者空間のネットワーク化等）<br>・ユニバーサルデザインの導入、高齢者住宅の確保等<br>地域の人人口変化に対応した計画的な生活関連施設への対応 |
|         | ・単身者世帯の増加や核家族化の進行<br>・平成17年国調で平均世帯当たり人員は3.35人で、過去10年間に於ける年平均減少率1.4%、しかも高齢者単身の増加が進行           | ニーズに応じた住宅対策の推進<br>・多様なニーズに対応した良好な住宅地の確保、住環境整備、高齢者住宅及び三世帯住宅の充実、多世代居住環境づくり等<br>・既存集落地のコミュニティを維持するための住宅施策への対応                                                   |
|         |                                                                                              |                                                                                                                                                              |
| 産<br>業  | ・就業機会の拡大<br>・商業施設等の立地に伴い昼夜率は1.0を超え、就業機会の依存から提供へと逆転<br>・米子市を主体とした通勤流動                         | 地域連携による機能分担の明確化<br>・米子境港都市圏における本村の役割分担の明確化（中心商業機能の一翼を分担）<br>・雇用拡大へとつながる企業強化策の推進                                                                              |
|         | ・農業の弱体化<br>・都市化の進展及び荒廃農地の分布等による経営耕地面積の減少<br>・第2種兼業農家が8割を占め、平均経営耕地面積は県平均の9割程度                 | 農業の振興と所得の安定化<br>・優良農地の確保や多面的利用（景観作物や学童・村民農園等）の促進<br>・観光との連携による複合産業の育成（観光振興策と連動した特産品開発）                                                                       |
|         | ・特定業種に依存した工業構造<br>・製紙製造業に特化した工業構造<br>・低い従業者1人当たりの製造品出荷額等<br>〔本村の平均は県平均の5割弱と大きく下回っている。〕       | 工業構造の改善による活性化の促進<br>・他地域との連携や新たな業種・技術の交流を行う等により高度化を促進<br>・産業基盤及び各地区との道路網確保の推進                                                                                |
|         | ・商業環境の激変<br>・農村活性化土地利用構想の実現により、郊外型大規模小売店舗等の立地が進展し、中心商業機能の一翼を担う規模を形成（商業ポテンシャルの向上）             | にぎわいのある商業環境の保護・育成<br>・都市構造の明確化（国道431号沿線を新都市軸として位置づけ、持続する機能確保）<br>・農業施策（保護区域）との調整を図りながら、国道431号沿道の商業環境の保護・育成                                                   |



表2-10. 都市づくりの問題点・課題（続き）

| 問 題 点 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 課 題（解決の方向）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>土 地 利 用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周辺部への宅地化の進行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道沿道、今吉田園土地地区画整理地区及び市街地周辺集落地への宅地化が進行</li> <li>・市街化調整区域への宅地化動向と法定の建築形態制限（建ぺい率70％・容積率400％）との乖離並びに環境阻害要因になる可能性（法定限度の建物立地は、現在形成されている集落地の低層住宅としての環境を維持することは困難）</li> </ul> </li> <li>・市街地内の未利用地の減少 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工業施設に隣接してまとまりのある農地が分布するものの、減少傾向</li> </ul> </li> <li>・計画的土地利用との乖離 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村活性化土地利用構想の実現により、国道沿道における都市化圧力が上昇</li> </ul> </li> <li>・市街地や集落地における接道不良住宅密集地の分布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の古くからの集落地等は、区画道路や骨格道路が不足</li> </ul> </li> <li>・市街地に隣接する豊かな自然の分布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然海岸や日野川及び市街地と一体となる田園緑地が良好な都市環境を構成</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 都市的土地利用と農業的土地利用の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発許可、開発抑制地区及び保護地区の明確化（市街化区域・市街化調整区域の計画的開発許可地区・集落地等の条件付開発許可地区・農用地等の保護地区などの段階的対応策の導入）</li> <li>・優良農地の継続的な確保</li> <li>・田園居住区の良い環境の保護・育成</li> <li>・地域特性（環境維持型や立地抑制型など）に応じた建築形態制限の導入（但し、米子境港都市圏としての連続性の確保が必要）</li> </ul> </li> <li>→ 潤いのある市街地形成の誘導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆとり空間を有する適切な市街地規模の確保（線引き見直しへの反映）</li> <li>・市街地内の未利用地を活用した定住環境の育成（不足する施設用地等への活用）</li> </ul> </li> <li>→ 線引き制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域合意によるまちづくり対策（線引き制度及び地区計画等の適正運用）の推進</li> </ul> </li> <li>→ 安全な市街地環境の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ計画や地区計画に基づく区画道路や広場等の地区施設の確保</li> <li>・地域防災計画との整合を図りつつ、避難地・避難路の適切な確保（緑の基本計画）</li> </ul> </li> <li>→ 豊かな自然の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺空間を活用した「憩いの場」「癒しの空間」づくり</li> <li>・良好な都市景観を構成する田園緑地等の保全・活用</li> </ul> </li> </ul> |
| <b>交 通</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路の機能不足 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道に依存した道路構造で、市街地に骨格道路網が不足 <ul style="list-style-type: none"> <li>※幹線道路の計画標準 3.5km/km<sup>2</sup>に対し、市街地内都市計画道路計画量は0.21km/km<sup>2</sup>と標準の6％の水準</li> </ul> </li> <li>・交通量が国道へ集中化する道路構造</li> </ul> </li> <li>・公共交通の利用不便地区の分布及び魅力ある交通結節点の不足 <ul style="list-style-type: none"> <li>・J R山陰本線伯耆大山駅が近接して立地しているものの、本村からのアクセス性が困難</li> </ul> </li> <li>・災害時に対応できない狭隘な生活道路 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員4m未満の狭隘道路を有する市街地・集落地の分布</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 地域連絡機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な市街地内骨格道路の確保</li> <li>・米子境港都市圏における幹線道路網の整備（本村地域における交通量の軽減）</li> </ul> </li> <li>→ 交通結節点の機能強化や利用不便地区の解消 <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅へのアクセス性の向上及び周辺のバリアフリー化等による魅力ある機能強化を推進</li> <li>・公共交通の利便性の向上</li> </ul> </li> <li>→ 地区の実情に応じた基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ計画等の地域合意型まちづくりにより、安全・安心な主要生活道路や広場の確保</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

表 2-10. 都市づくりの問題点・課題（続き）

| 問 題 点 等                                                                                                                                                                                                                                                 | 課 題（解決の方向）                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>公園・緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な公園の整備の遅れ</li> <li>・1人当たりの公園計画量は135㎡で、計画標準20㎡（長期的目標）を十分に確保しているものの、街区公園等の身近な施設が不足</li> </ul>                                                                                                      | <p>→ 緑の基本計画に基づく計画的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の基本計画による緑のあり方の明確化</li> <li>・ニーズに対応した個性ある施設整備</li> <li>・日野川及び街路樹のある歩道等を有機的に結びつけ、緑のネットワークを育成</li> </ul>                                                                                                  |
| <p>下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の整備の進展</li> <li>・市街地及び集落地を対象に計画決定し、概ね整備を終え、95%の世帯において水洗化を実現</li> <li>・関係機関との共同により、下水汚泥のコンポスト化を推進</li> </ul>                                                                                       | <p>→ 環境にやさしい下水道整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域外における合併処理浄化槽の設置推進</li> <li>・引き続き、下水汚泥の有効活用の推進</li> </ul>                                                                                                                                            |
| <p>自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市化による自然環境への影響</li> <li>・良好な田園緑地や貴重な自然緑地である海岸沿いの松林及び自然海岸が分布し、動物相及び生物の生息空間となっているものの、都市化の影響を受け良好な自然環境が減少</li> </ul>                                                                                   | <p>→ 豊かな自然の保全・活用（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺空間を活用した「憩いの場」「癒しの空間」づくり</li> <li>・良好な都市景観を構成する田園緑地等の保全・活用</li> </ul>                                                                                                                                  |
| <p>都市景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独特の都市景観</li> <li>・良好な田園緑地と市街地とが一体となる独特の都市景観</li> <li>・村のどこからでも眺望できる大山（県西部のランドマーク）</li> </ul>                                                                                                        | <p>→ 日吉津らしさ構成する景観の維持・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画策定による景観のあり方の明確化</li> <li>・美保湾・日野川・田園緑地・社叢等の資源を活かした都市景観の保護・育成</li> <li>・住民が都市景観の重要性を認識した主体的展開</li> </ul>                                                                                          |
| <p>市街地整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面的整備の遅れ</li> <li>・市街化調整区域において、今吉田園土地画整理事業が実施されているものの、市街化区域は未整備</li> <li>・接道不良宅地の密集地が各地に分布</li> <li>・自然発生的な市街地・集落形成が主体で、区画道路等の基盤施設が不足</li> <li>・低密度市街地の拡大</li> <li>・市街化調整区域への無秩序な宅地立地の進行</li> </ul> | <p>→ 地区特性に応じた市街地整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接道不良宅地の密集地における緊急車両への対応</li> <li>・土地需要に配慮し、まとまりのある未利用地を有する地区への面整備の促進</li> <li>・コミュニティ計画に基づく地区環境の改善</li> <li>・地区計画等の導入により、良好な市街地環境の育成</li> <li>・既存集落地におけるコミュニティ維持を図るため、地区計画を前提とした多少の開発を許容（前掲）</li> </ul> |
| <p>都市防災</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脆弱な都市基盤</li> <li>・幅員4m未満の狭隘道路を中心とした市街地及び集落地</li> <li>・大規模工業地に隣接する市街地</li> <li>・体系的な避難地・避難路の不足</li> </ul>                                                                                            | <p>→ 危険個所の改善及び<br/>防災システムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な市街地整備手法を活用した危険地区の改善</li> <li>・地域防災力及び防災基盤（避難地・避難路等）の強化</li> <li>・自然緑地の保全・再生等による自然災害からの安全性確保</li> </ul>                                                                                       |

表 2-10. 都市づくりの問題点・課題（続き）

|                       | 問 題 点 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 課 題（解決の方向）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住<br>民<br>意<br>識<br>等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの方向性               <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、村づくりの方向性として認識されているキーワード                   <ol style="list-style-type: none"> <li>1：自然環境</li> <li>2：生活環境</li> <li>3：文化</li> <li>4：産業振興</li> <li>5：福祉</li> </ol> </li> </ul> </li> <li>・各種施策に対する不満要因               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種施策の満足度から、不満傾向にある3項目への対応                   <ol style="list-style-type: none"> <li>1：行財政運営                       <ul style="list-style-type: none"> <li>行財政の効率化</li> <li>住民対応</li> <li>国際交流・広域行政の推進</li> <li>住民参画・情報公開</li> </ul> </li> <li>2：産業振興                       <ul style="list-style-type: none"> <li>観光の振興</li> <li>農地の保全活用・農業振興</li> <li>企業誘致・雇用拡大</li> </ul> </li> <li>3：安全性の確保                       <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全・防犯対策</li> <li>消防・防災体制</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 住民ニーズに対応したまちづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用した産業振興・就業機会の拡大（郊外型商業地、コースタル・コミュニティ・ゾーン整備計画を活用したまちづくりの推進（但し、これらは市街化調整区域であり、農地及び自然緑地確保施策等との調整を図りながら、地元合意型まちづくりの展開が必要））</li> <li>・少子・超高齢社会に対応したまちづくりの推進（子育て支援、高齢者介護・福祉、バリアフリー、公共交通等への配慮）</li> <li>・安心・安全な生活環境づくり（生活道路、避難地・避難路の確保）</li> <li>・良好な自然環境の保護・育成                   <ul style="list-style-type: none"> <li>→水辺空間や良好な田園景観と一体となる空間づくり（地域景観づくり）</li> <li>→ゴミ処理対策やリサイクルの徹底</li> </ul> </li> <li>・コミュニティ計画づくりを契機とした地域合意型のまちづくりの推進                   <ul style="list-style-type: none"> <li>→積極的に参画できる環境づくり（日吉津村自治基本条例（仮称）制定による住民参加体制の明確化、コミュニティづくり、まちづくり活動団体への支援体制の確保、福祉施設などの公共公益施設と都市公園等の都市施設の一体的整備）</li> <li>→人と人とがふれあえる地域づくり（多世代利用の交流拠点施設の整備、通過交通の少ない路地のネットワーク化などゆとりある歩行空間の整備、地域一帯のバリアフリー化）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権化への対応・地域参画等の考え方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・役割分担を明確にしながら住民と行政とが連携</li> <li>・住民ニーズに応じた行政展開</li> <li>・身近で出来ることから実践</li> <li>・何ができるか分からない</li> <li>・多少の負担増でも必要であれば理解してまちづくりに協力</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 計画的な参画・協働型まちづくりの展開               <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した行政への住民参加システムを保障するための日吉津村自治基本条例（仮称）の制定</li> <li>・参画と協働の村づくりを進めるコミュニティ計画づくり（村内7つの自治会を単位）の推進</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |



---

## III.都市づくりの目標

---

1. 基本目標

2. 都市構造

## 1. 基本目標

### 1) 将来都市像

本村の基本目標は、第5次日吉津村総合計画後期計画（平成18年3月改定）において、次のように位置づけています。

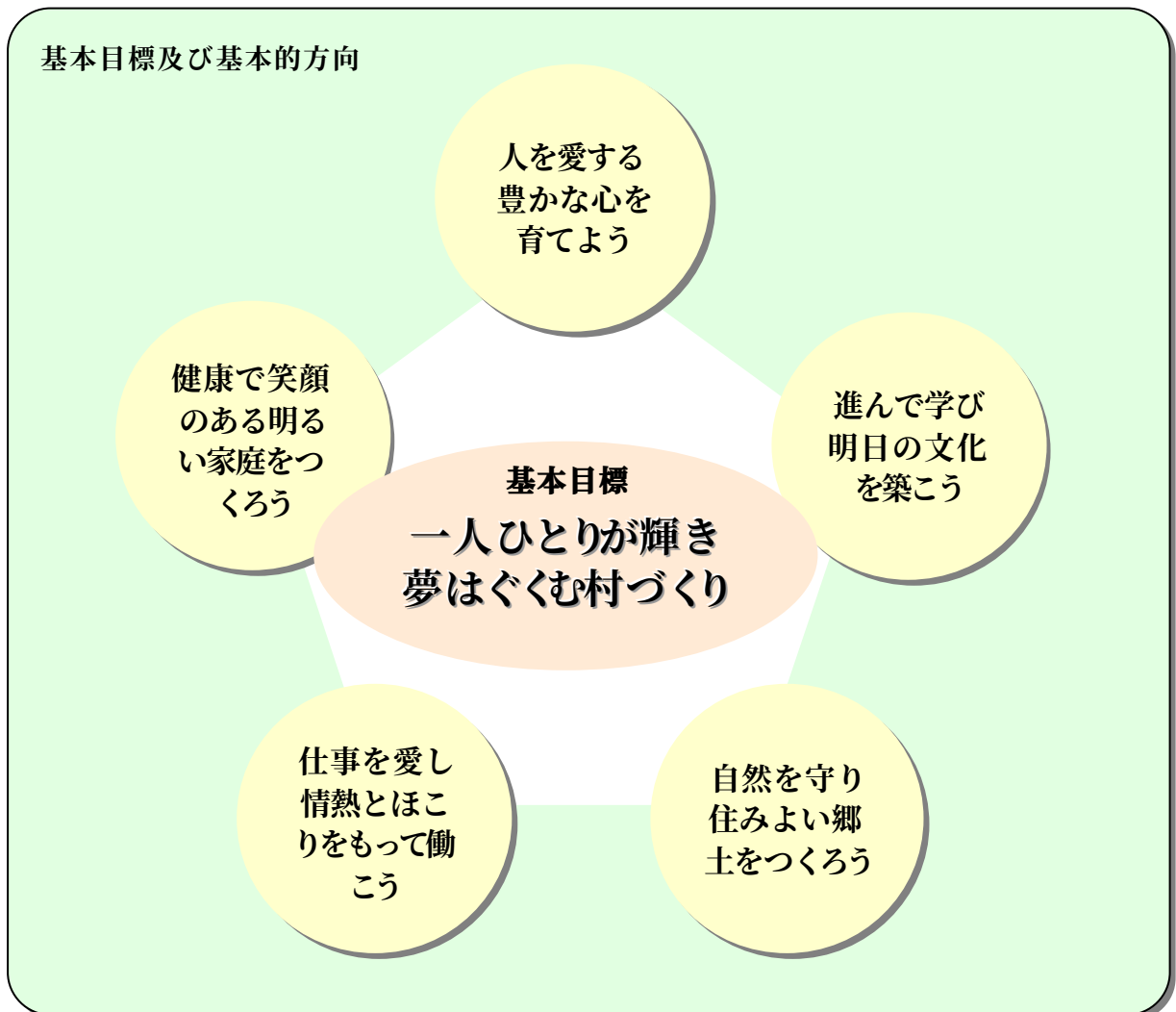
基本目標

**一人ひとりが輝き 夢はぐくむ村づくり**

### 2) 都市づくりの基本的方向性

日吉津村総合計画においては、この基本目標を踏まえ、次の5つの項目（村民憲章）をキーワードとして、具体的な施策展開を行っていきます。

基本目標及び基本的方向



### 1. 人を愛する豊かな心を育てよう

「村づくりは人づくり」と言われるように、人づくりは地域の発展を左右する最も大きなテーマです。自らを愛し、家庭を愛し、地域を愛する豊かな心で連帯していくことが、これからの日吉津をつくる基盤であると考えます。

誰もが幸せに暮らすための必要条件はまず、人権が尊重されることです。同和問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人等様々な人権問題について、正しい理解を深めると共に、課題に向けて取り組むことが活力ある村づくりの観点からも重要です。

一方、硬直化した社会システムの中で、ボランティアの存在は大変大きく、活力ある社会の創造のために、また、生涯学習や生きがいつくりの場として、ボランティアの育成・支援を積極的に行う必要があります。

### 2. 健康で笑顔のある明るい家庭をつくろう

健康は、私達が生活していく上で、非常に大切なものです。健康を保持するために、地域を通じての取り組みとして、軽スポーツやレクリエーションを取り入れ、健康の村づくりの機運を盛り上げ、村民参加の啓発事業を行う必要があります。

社会構造の変化、少子化・高齢化に伴い、地域福祉のニーズは極めて多様化しています。誰もが安心して老後を過ごせ、また子どもを産み育てやすい環境の整備、地域で支えあう福祉活動、社会的に弱い立場の人々への支援策等、一人ひとりが生き生きと参加できるノーマライゼーション社会の実現、福祉の村づくりの推進が求められています。

### 3. 仕事を愛し、情熱とほこりをもって働こう

豊かな地域づくりを進めるためには、将来に希望のもてる産業の振興を図る必要があります。

主要産業である農業は、小規模化している現状を踏まえながら、消費者のニーズにあった作物選定や付加価値をつけた特産品づくりなど、知恵を絞った農業経営への対応が必要とされています。

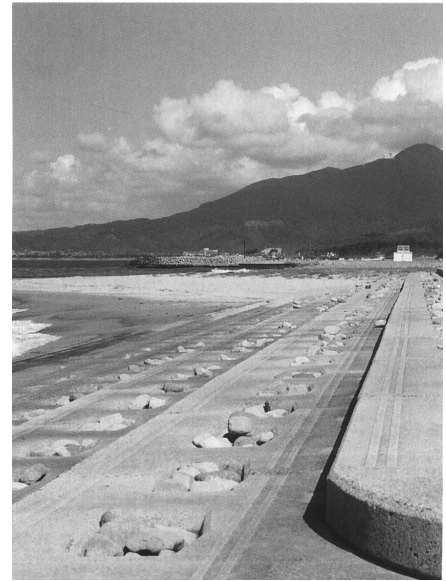
農村活性化土地利用構想の実現により商業環境が一変し、県西部の玄関口としてふさわしい商業環境や機能の充実への方向性を明確にするとともに、工業や観光振興策に取り組む必要があります。

#### 4. 自然を守り、住みよい郷土をつくろう

本村は、豊かな自然に恵まれ、交通等の利便性も比較的よく、のどかな農村地帯として発展してきました。この自然を守り、より快適に暮らしていくには、生活環境の適切な保護や整備が必要です。

21 世紀の最大の課題は地球環境の保全であり、一人ひとりが環境に配慮した生活に努めることだと思われます。

さらに、災害に対応する危機管理・防災の村づくりを進める必要があります。



日吉津海岸

#### 5. 進んで学び、明日の文化を築こう

私達が暮らしているこの地域社会全体の生活様式・慣習・芸術芸能などの生活文化は、自然・歴史・人々の知恵などにより形成されたものです。この地域生活文化は、住民の連帯性・共同性を生み出してきましたが、一方社会構造や社会意識の変化に伴い、これまでの地域の協働性はマイナス要因として受け止められる傾向もあります。

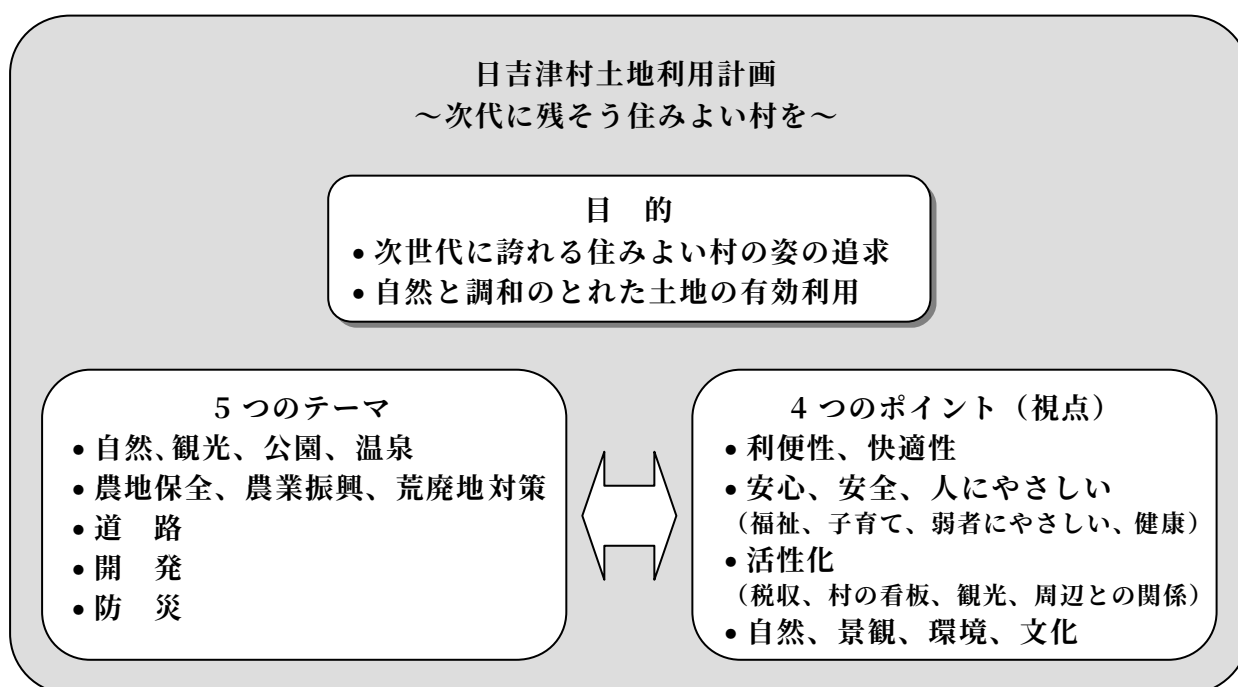
本村を取り巻く環境が急激に変化している今日、新しい地域文化を創り出すためには、村民一人ひとりが多様で価値ある情報を得ながら、進んで学んでいくことが大切です。



一方、住民・行政が協働で策定した日吉津村土地利用計画（平成18年1月策定）は、日吉津村を取り巻く状況、社会が求める土地利用は現行の土地利用規制に必ずしも合致していないことを認識し、村の将来像を展望する土地利用を描いています。この計画は、『次代に誇れる住みよい村の姿の追求』『自然と調和のとれた土地の有効利用』を目的とし、後期総合計画に反映しています。

これは、土地利用に関わる5つのテーマとして、「自然、観光、公園、温泉」、「農地保全、農業振興、荒廃地対策」、「道路」、「開発」、「防災」を設定し、次の4つの視点「利便性、快適性」、「安心、安全、人にやさしい（福祉、子育て、弱者にやさしい、健康）」、「活性化（税収、村の看板、観光、周辺との関係）」、「自然、景観、環境、文化」を踏まえて計画されています。

#### ◇ 土地利用計画の構成



「日吉津村土地利用計画」の特徴は、市街化調整区域の土地利用を一律に規制し、市街化を抑制するのではなく、自然環境を保護する地区、良好な営農環境の保全・形成を図る区域、良好な集落環境の保全・形成を図る区域、周辺環境と調和した計画的な都市的施設を許容する区域など、地区特性に配慮した土地利用ゾーンを提示し、地域住民の合意形成に応じて具体的な展開を図っていくものとしています。また、市街化区域においては、原則として現在の土地利用を継承し、大規模工業地に周辺の農地等の有効活用や狭隘道路の解消など、安全・安心な市街地環境を育成することを位置づけています。

これらの基本目標や土地利用計画並びに前項の都市づくりの問題点・課題を踏まえ、日吉津村総合計画の基本目標を実現するため、都市計画における都市づくりの基本的方向性を、次のように示し、本村のポテンシャルを総合的に高めていくものとします。

◇ 都市計画における都市づくりの基本的方向



本村が目指す都市づくりの基本的な方向は、次のとおりとします。

### 自然を活かしたまちづくり

本村は、美保湾に注ぐ日野川河口部に広がる農村地帯で、東に大山を眺望し、水と緑にあふれる優れた自然と景観に恵まれた環境にあります。自然や景観の重要性は今後とも一層高まり、その豊かさが都市を評価する重要な要素となっています。本村の都市美を支えるこの独特の都市構造を保全し、貴重な環境資源を受け継ぎ、人と自然とが共生する快適で住みやすいまちづくりを目指します。

### 農と住の調和したまちづくり

本村の農業地域においては、一層の混住化が進むものと予想され、今後とも食料の生産や公益的な機能を担う農業が健全に営まれ、本村の調和ある発展に寄与していくためには、優良農地の確保や多面的利用、荒廃農地の解消、田園景観の保全・育成、さらには非農業的な土地需要への計画的な対応が必要となっています。

このため、一定の地域において、住民の合意に基づく合理的な土地利用計画のもとに、優良農地の確保や多様な村民農園等の多面的利用を行うとともに、商業施設や沿道サービス施設、住宅など非農業的な土地の創出も図り、農と住の調和した「農住都市」の実現を目指します。

### 快適で安心して暮らせるまちづくり

価値観の多様化や少子・高齢社会への対応が求められている今日、高齢者や障害者等の立場にたった「人にやさしい」きめの細かい生活環境づくりが求められています。また、災害に強く、安心して住み続けられる都市づくりが求められています。

このため、本村の地域特性である殆どが平坦地で村域が概ね徒歩圏内にあることを活かして、生活の諸機能がコンパクトに集合し、誰もが不便なく、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。さらに、ユニバーサルデザインを採用したまちにおける幅広い世代の交流、多様な情報サービスの提供等により、身近な場所での充実した生活を可能とするなど、持続性のある、暮らし続けられるまちづくりとして、快適で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### 参画と協働によるまちづくり

まちづくりに際しては、住民・事業者の多様なニーズに対応していく必要があります。

このため、「日吉津村自治基本条例」（仮称）を制定し、計画づくりの段階から実現後の維持・管理等に至るまで、住民・事業者の積極的な参加を求め、住民・事業者・各種団体・行政の参画と協働によるまちづくりを目指します。

### 3) 都市計画のフレーム

#### (1) 都市計画区域

都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備し、開発及び保全する必要のある区域とし、次表のとおりとします。

表 3－1．都市計画区域

| 都市計画区域名    | 市町村名 | 範 囲    | 面 積 ㌦a) |
|------------|------|--------|---------|
| 米子境港都市計画区域 | 日吉津村 | 行政区域全域 | 約 416   |

#### (2) 人口の見通し

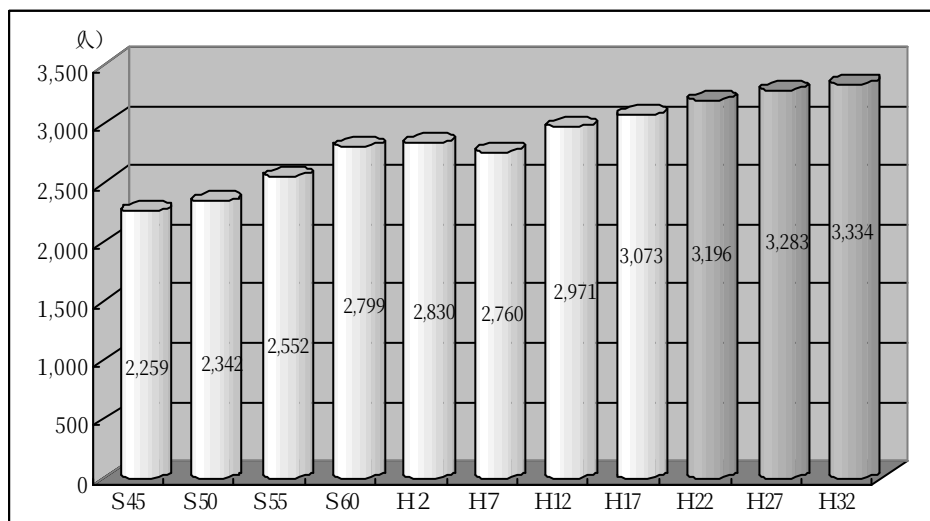
総人口の見通しは、都市機能や定住環境の整備等による就業人口及び総人口の増大を図るものとしている第5次日吉津村総合計画の考え方を踏襲し、次のとおりとします。

表 3－2．総人口の見通し

| 区 分 \ 年         | 平成 7年<br>(1995年) | 平成12年<br>(2000年) | 平成17年<br>(2005年) | 平成22年<br>(2010年) | 平成27年<br>(2015年) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 総 人 口 (人)       | 2,760            | 2,971            | 3,073            | 3,196            | 3,283            |
| 年 平 均 増 減 率 (%) | H7～12 年<br>1.48  |                  | H12～17 年<br>0.68 | H17～22 年<br>0.77 | H22～27 年<br>0.54 |
| 世 帯 数 (世帯)      | 717              | 837              | 918              | 998              | 1,059            |

注) 平成7年～平成17年は国勢調査

図 3－1．総人口の推移及び見通し



注) 昭和45年～平成17年は国勢調査

### (3) 産業別人口の見通し

産業別人口の見通しは、サービス経済の進展などにより、それぞれの傾向が今後とも続くものと予測され、次のとおりとします。

表3-3. 産業別人口の見通し

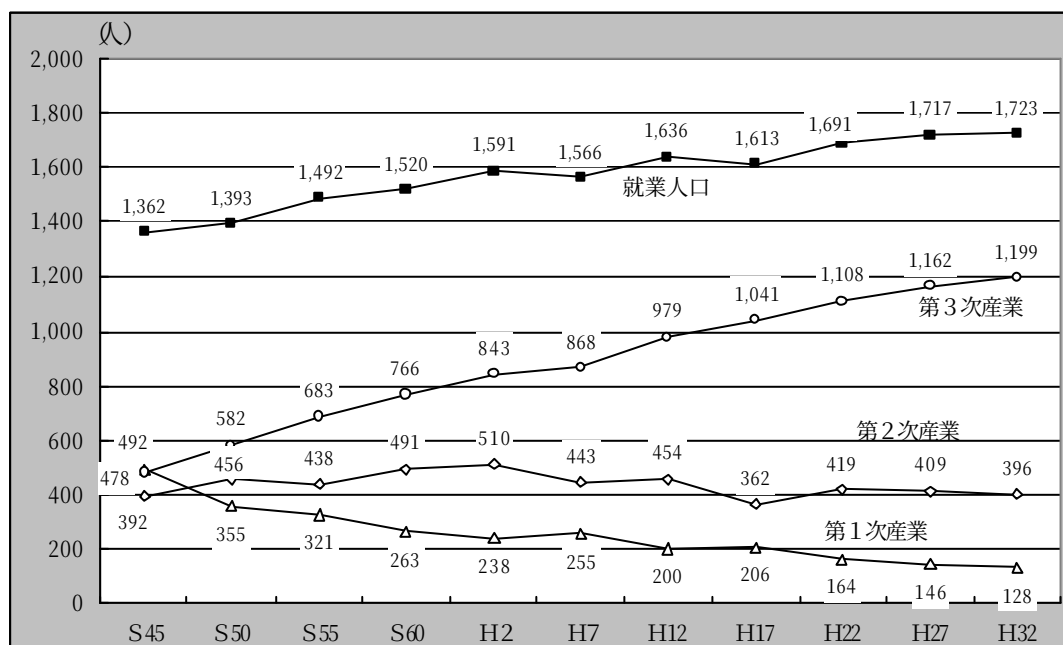
(人、%)

| 区 分     | 年 | 平成7年<br>(1995年) | 平成12年<br>(2000年) | 平成17年<br>(2005年) | 平成22年<br>(2010年) | 平成27年<br>(2015年) |
|---------|---|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 第一次産業   |   | 255             | 200              | 206              | 164              | 146              |
|         |   | 16.3            | 12.2             | 12.8             | 9.7              | 8.5              |
| 第二次産業   |   | 443             | 454              | 362              | 419              | 409              |
|         |   | 28.3            | 27.8             | 22.4             | 24.8             | 23.8             |
| 第三次産業   |   | 868             | 979              | 1,041            | 1,108            | 1,162            |
|         |   | 55.4            | 59.8             | 64.5             | 65.5             | 67.7             |
| 常住地就業人口 |   | 1,566           | 1,636            | 1,613            | 1,691            | 1,717            |

注)・平成7・12・17年は国勢調査結果、構成には分類不能を含まない

・上段：就業者数 下段：構成比

図3-2. 産業別人口の推移及び見通し



注) 平成17年までの数値は、国勢調査による。

## 2. 都市構造

### 1) 都市構造の要因・役割

都市構造の役割は、都市計画マスタープランが掲げる都市づくりの目標を実現するための、都市機能や都市施設の基本的な配置のあり方を示すものです。

また、整備の意義や役割を全体の都市づくりにおける目標のなかで位置づけ、整備のあり方に方向づけを与えるものです。

都市の骨格構造は、一般的に次の要因で構成されます。

- ・ 主要河川、丘陵地・山地等の地形的要因
- ・ 幹線道路等のインフラストラクチャー
- ・ 工業や商業地等の拠点的な都市機能の集積地
- ・ 主要な市街地のかたまり（人口集中地区等）

### 2) 本村の都市構造

#### (1) 現在の都市構造

##### <広域的な都市構造>

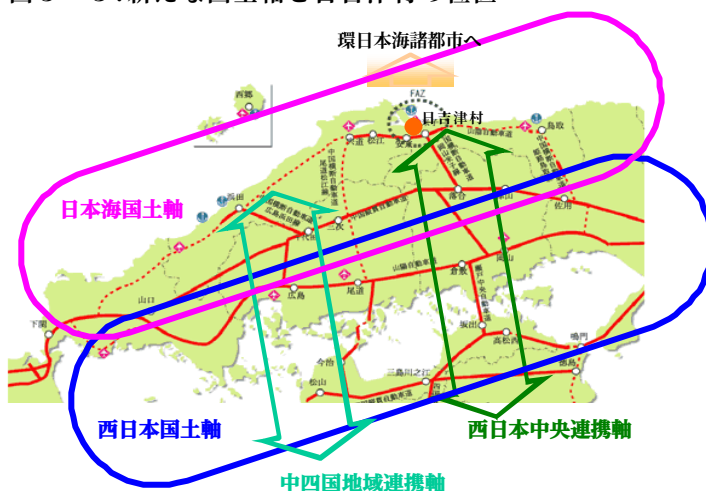
本村は、隣接する米子市を中心として米子境港都市圏を構成しており、当該圏域は空港や港湾機能をはじめとする交通条件を活かした交流拠点づくりの他、地域連携軸として日本海国土軸や西日本中央連携軸の発展が求められてい

ます。また、港湾・空港及びその周辺地域において輸入の拡大を図るために設定された特定の地域として中海を取り囲む4市1町1村からなる境港FAZ（輸入促進地域）の指定、広域の見地から都市機能の増進及び居住環境の向上を図るための一体的な整備を進める地域として鳥取県中海圏域地方拠点都市地域にも位置づけられており、これら圏域の一翼を担うことが期待されています。

このため、空港・港湾機能の整備拡充、山陰及び中国横断自動車道の機能強化や都市機能の充実が求められています。

こうした状況の中で、国道431号の開通等により県西部地区の玄関口としての機能が高まると共に、良好な自然海岸を擁する地域特性を活かしたレクリエーション地や商業拠点の整備により、農・住機能の他、商業機能分担を強化するなど、県西部地区の玄関口としてのまちづくりが進んでいます。

図3-3. 新たな国土軸と日吉津村の位置



### ＜本村の骨格構造＞

本村の地形的条件からくる都市構造をみると、美保湾に注ぐ日野川河口部の平坦地で、海岸線を中心として松林が細長くみられ、その後背地に農地が広く分布し、その中に市街地や集落地が点在しています。

市街地は、米子市に隣接して形成されており、工業機能や住機能が配置されています。また、国道431号沿道には、大規模商業地が形成されています。

市街地周辺には、農家住宅と都市住宅とが混在する集落地が形成されています。

## （２）都市構造に係わる課題

### ①魅力ある都市機能の拡充配置

国道431号の整備とともに、沿道には大規模商業施設などの立地が進み、都市圏としての新たな都市軸が形成されています。しかしながら、本村では市街化調整区域であることから、農業施策との調整を図りながら魅力ある新都市軸の育成が必要とされています。

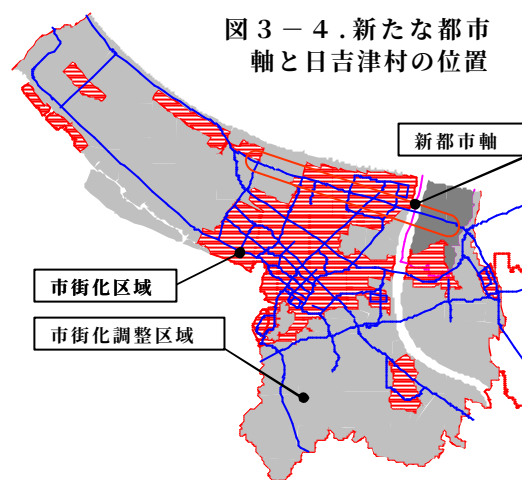


図3-4. 新たな都市軸と日吉津村の位置

### ②安全で快適な居住環境の整備

市街地や集落地は、4m未満の狭隘道路を中心とする地区が多く見られ、生活道路及び身近な憩いの場や災害時の避難・救援の場ともなる広場等が不足しており、これら生活関連施設の整備が求められています。また、今後は超高齢社会に対応したバリアフリー化や多世代が居住する定住環境の育成など、各年代の多様化したライフスタイルに適応した住環境の整備が必要とされています。

### ③日吉津らしさの創出

本村の大景観は、海岸部の松林を中心とした水辺地景観、その後背地に農地が広がる田園景観、さらにそれに隣接する市街地景観の3層から構成される、日吉津独自の都市景観を形成しています。しかしながら、水辺地・田園景観は、宅地化の進展や農地の荒廃化などにより連続性が損なわれており、大きな課題となっています。また、市街地周辺へののにじみ出し傾向に伴い、新しい市街地景観が形成されつつあり、古くからの街並みとの調和も求められています。

このため、良好な田園景観の確保など無秩序な開発を防止し、市街地においては緑に親しめる快適な市街地空間の育成など、受け継がれてきた“自然”を次世代に引き継ぐまちづくり・日吉津らしさを進めることが必要とされています。

### (3) 将来都市構造

基本目標である『一人ひとりが輝き 夢はぐくむ村づくり』を実現していくため、都市拠点・産業拠点等の拠点づくり、都市軸等の形成や交通環境づくり、良好な市街地環境の育成、さらには水と緑の空間づくりを進めていきます。

#### ①地区拠点・産業拠点の形成

- 人々が集い賑わう中心が存在し、そこで豊かな都市文化を育む場が必要とされています。このため、行政施設や教育・文化施設の集積する地区を日吉津の地区拠点として、さらに機能の充実を図ります。特に、多機能施設、交流スペース、駐車場等を整備するなど、にぎわい交流拠点として整備を進めます。また、高齢社会への対応をはかるため、周辺地区と一体的に、安全に歩ける空間の確保、駐車場やポケットパークの整備など快適空間づくりを推進します。
- 日吉津地区・皆生海岸は自然景観に恵まれており、この優れた海岸線をうまく活かし、交流による新しい活力を産む可能性を有しています。このため、コースタル・コミュニティ・ゾーン整備計画に基づき、「ファンタジーコーストひえづ」として海洋性レクリエーション拠点を育成するなど、人々にうるおい・やすらぎ・感動を与える日吉津の魅力づくりを進めます。

□.ファンタジーコーストひえづ完成イメージ



#### ②都市軸（生活軸）の形成

- 国道431号を中心として新たな都市軸が形成されていることから、米子境港都市圏における新都市軸として位置づけ、これまでの都市的施設の集積を基調として、計画的に都市機能の充実を図ります。
- 東西方向の交通軸として、国道431号を補完する道路の確保が必要とされていることから、市街地中心部と隣接市町との交通利便性を高める東西方向の骨格道路を位置づけ、生活軸としてうるおいと快適な市街地空間を育成していきます。

#### ③良好な市街地・集落地環境の育成

- 住機能については、総人口の増加や核家族化の進行等により世帯数の増加が見込まれており、これらに対応した住宅地の確保を図る必要があります。そのため、今吉田園土地地区画整理事業地区を中心に、ゆとりある住宅地利用を促進します。



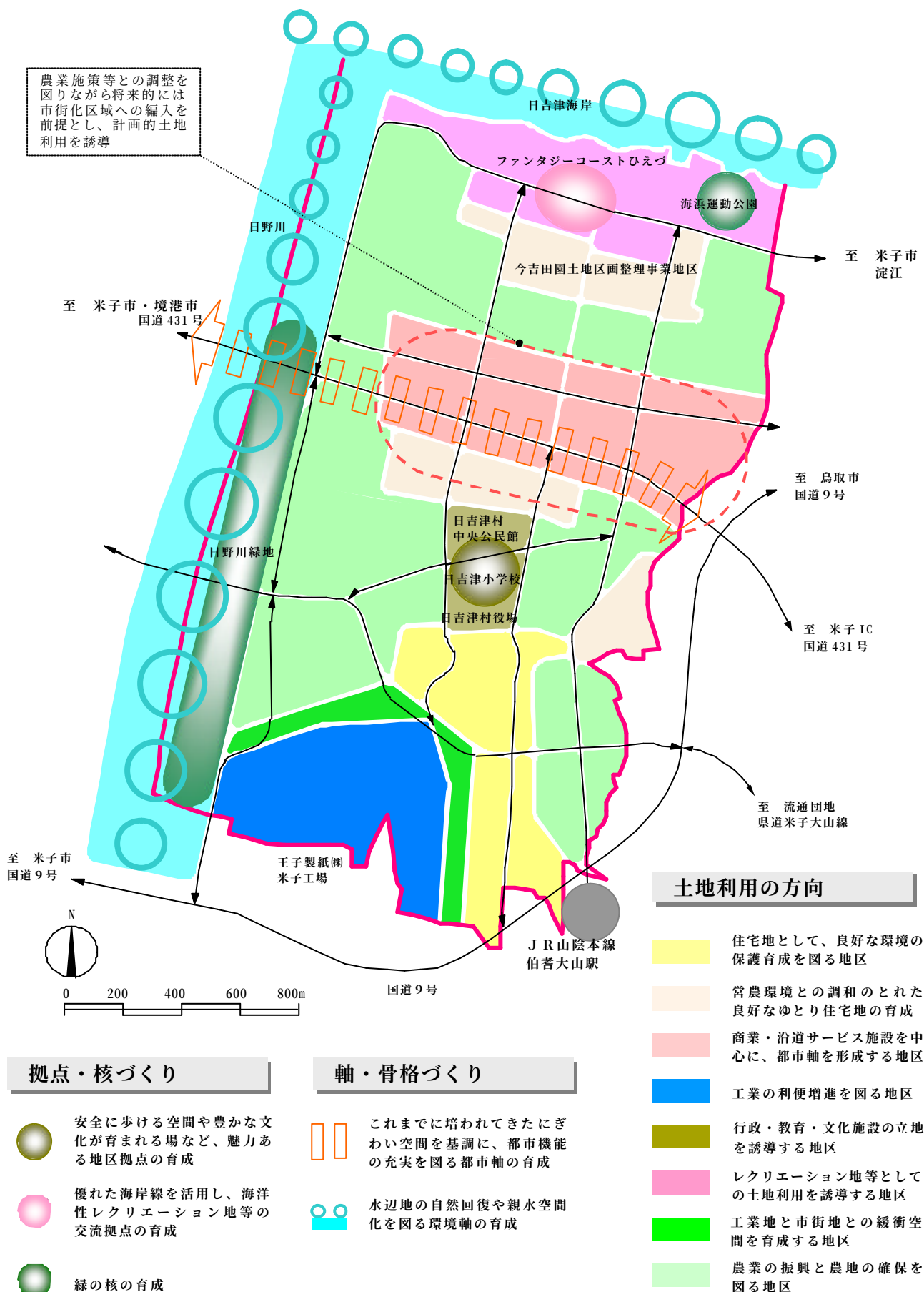
- 市街地や集落地については、狹隘道路の解消などにより安心して安全な生活空間の創出を目指し、地域の合意形成型のまちづくりを展開していきます。
- 昔ながらの農家住宅と都市型住宅とが混在し、農地等の緑が残る地区は、現在の田園景観との調和を図りながら、生活道路や身近な公園等の生活関連施設の整備を推進します。
- 市街化調整区域（白地地域）に広がる低密度市街地や集落地は、市街化の抑制を原則とし、営農環境を悪化させない範囲で、地域の合意形成を図りながら、ある程度の宅地化を許容するゆとり居住区を設定し、生活関連施設の整備を促すなど、自然に恵まれたゆとりと潤いのある地域の育成を図ります。特に、本格的な少子・高齢社会が到来するなかで、地域のコミュニティの維持・活性化が必要とされる既存集落地においては、地域環境との調和のもと、地区計画制度を有効に活用し、適切な宅地化や地区施設整備を誘導し、ゆとりある住宅地として良好な居住環境の維持や持続可能な集落づくりを図ります。

#### ④水と緑のネットワーク（緑の核、環境軸）の形成

人々の生活を支え、交流を育むよう、本村の恵まれた自然環境を活かして、豊かで魅力ある水と緑の空間を形成していきます。

- 地区公園として整備されている海浜運動公園の他、都市構造上重要な都市景観を構成し、レクリエーション利用が可能な地区である日野川緑地や水辺地等を緑の核として位置づけ、人と緑とのふれあいの場として個性的に整備します。
- 市街地を取り囲む田園緑地などの都市美を支える独特の都市構造を保全し、自然と人との共生する都市づくりを進めるため、骨格となる日野川や海岸線等を環境軸として設定し、環境軸と緑の核並びに緑量感のある骨格道路による「水とみどりのネットワーク」の形成を行い、うるおいのある緑豊かな都市空間の育成へと展開していきます。さらに、公共空間に限らず、民有地の緑化など、地域住民の参加と協力を得ながらネットワークを広げ、歩いて暮らせるまちづくりを実現していきます。

図3-5. 将来都市構造図



---

## IV.都市づくりの方針(部門別方針)

---

1. 土地利用の方針
2. 都市施設の整備方針
3. 自然環境の保全の方針
4. 都市景観形成の方針
5. その他の都市整備の方針

前項で示した将来都市構造を実現するため、以下の部門別方針を定めます。

## 1. 土地利用の方針

### 1) 基本的な考え方

都市づくりの基盤となる土地利用については、長期的な視点に立って、豊かな自然環境を活かした土地利用を基本に、地域の特性を活かしつつ、総合的かつ計画的に行います。

#### (1) 現況土地利用の維持・保全

本村のまちづくりの動向から、原則として現在の市街地規模及び土地利用を維持保全し、都市機能のほどよい集積を図ることとします。但し、都市軸として魅力ある地区環境の育成や拠点整備が予定されている地区及び改善が必要な地区については、計画的な土地利用の誘導や土地利用の変化を見込みます。

#### (2) 地域の特性に応じた良好な地区環境の育成

地域の歴史や地形、住民の意向などを踏まえながら、住宅地、商業地、工業地など各地域の土地利用特性を基本に、村域内のきめ細かな土地利用の誘導を図ります。

市街地については、今までに蓄積した社会資本ストックを活用しつつ、環境改善のための都市基盤整備や防災上の改善を図り、個性的な市街地空間を形成するものとします。特に、行政サービス施設や教育文化施設の立地する地区の周辺地区については、地区拠点としてふさわしい魅力的な空間の育成を図ります。また、区画道路の不足する地区については、地域の合意形成を図りながら、骨格道路の整備と併せて適切な土地利用を誘導していきます。

国道 431 号沿道周辺地区は、農業施策等との調整を図りながら、将来的には市街化区域への編入を前提として、地区計画による計画的な市街地形成を誘導していきます。

市街化調整区域に形成されている集落においては、原則として市街化を抑制しますが、地区計画の導入等により良好な居住環境の保全、生活道路や広場等の地区施設の確保を促し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

また、今吉田園土地地区画整理事業地区については、集落地区計画に基づき、ゆとりある田園居住区を育成します。

#### (3) 自然と調和した土地利用の実現

本村の土地利用の特徴は、田園緑地等が市街地・集落地を取り囲み、自然的土地利用と都市的土地利用とが一体となっていることから、これらの緑地や海岸などの優良な自然環境を計画的に保全します。また、豊かな自然環境と調和し、交流をはぐくむ都市環境として活用していきます。

## 2) 整備方針

### (1) 市街地の配置方針

市街地の配置については、将来の都市イメージや都市構造並びに将来フレームとの整合を図りつつ、無秩序な市街地の拡大を防止し、生活の諸機能がコンパクトに集積する市街地形成を促進するものとし、次のとおりとします。

- 良好な市街地環境の育成を図るべき地区である現行市街化区域については、原則として市街地として位置づけます。
- 現行市街化区域と一体となる行政サービス施設や文教施設が立地する地区や住宅地については、市街化区域への編入を検討していきます。
- 市街化調整区域である国道 431 号沿道については、大規模商業施設の立地による都市化圧力の向上とともに、当該地区及びその周辺については幹線道路と一体的・効率的な利用が望まれています。このため、将来的には市街化区域への編入を前提とし、都市計画の提案制度や市街化調整区域の地区計画の導入などにより、計画的な土地利用を促進します。
- 計画的整備が進められた今吉田園土地地区画整理事業地区については、集落地区計画により計画内容が担保されており、現行のままとします。
- 市街化調整区域における集落地等については、地区計画の導入などにより生活道路などの整備を促し、良好な居住環境の保護や集落の活力維持を図ります。
- その他の地区については、市街化の抑制や地域環境の保全を図るものとし、農業施策等との連携並びに建ぺい率や容積率などの建築形態規制の適正な運用などを必要に応じて検討していきます。

表 4-1. 市街地規模の当面の見通し

| 区 分 \ 年        | 平成 17 年<br>(2005 年) | 平成 27 年<br>(2015 年) | 備 考<br>(市街化区域拡大検討地区の状況)                |
|----------------|---------------------|---------------------|----------------------------------------|
| ① 市街化区域人口 (人)  | 1,230               | 1,312               | 70 (現況人口)                              |
| ② 市街化区域規模 (ha) | 82<br>(29)          | 90<br>(24)          | 8.39 (4 地区)<br>(3.16) ⇒ 公園整備により (2.43) |
| ③ 人口密度 (人/ha)  | 42.4                | 54.7                | 22.2 ⇒ 28.8                            |

注) 増加地区：次頁の市街化区域検討地区

将来人口：村域内の住宅地供給に配慮した市街化区域定着人口と拡大区域の現況人口との合計

市街化区域規模の上段：全体面積

市街化区域規模の下段：工業専用地域 (33ha) 及びそれ以外の地域の非可住地を除く面積

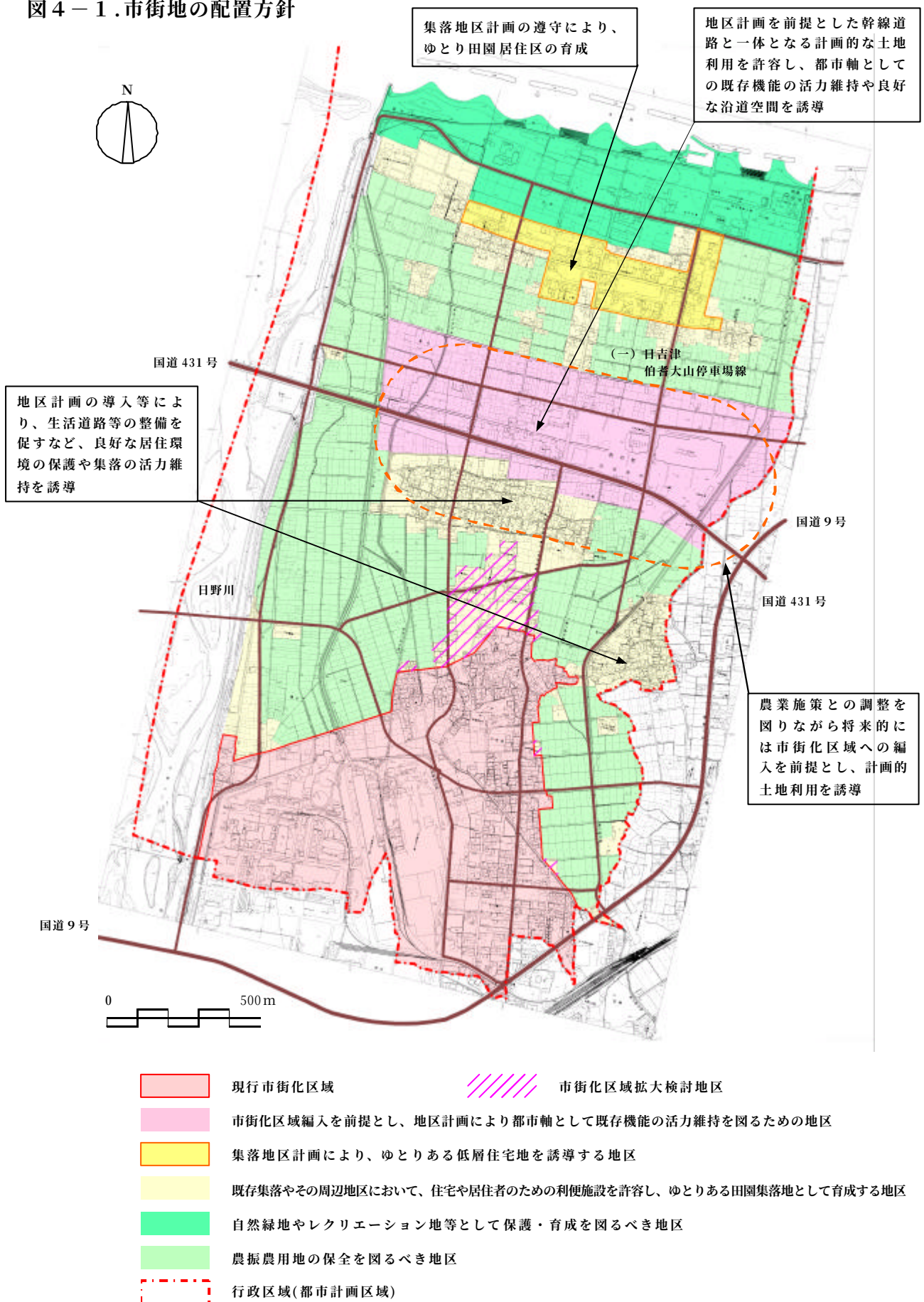
非可住地現況：工業地 (10.66ha)、公共公益用地 (2.24ha)、道路 (5.38ha) 等で、合計 20.23ha

非可住地将来：大規模工場周辺緑地 (4.99ha)、計画道路 (2.18ha) に現況を加えた 27.40ha

拡大検討地区非可住地：公共公益施設 (3.77ha)、道路 (0.95ha) 等で、合計 5.23ha (将来 5.96ha)

人口密度：グロス (①÷②) 但し、下段の数値に対して

図4-1.市街地の配置方針



## (2) 土地利用の方針

本村の土地利用の実体や計画要因等を考慮しながら、土地利用区分及び地域イメージを設定し、将来の土地利用方針を次のとおりとします。

## □. 土地利用区分及び地域イメージ

| 土地利用区分            |           | 地域のイメージ                                                                                 |
|-------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 住 宅 地             | ゆとり田園居住区  | ゆとりある低層住宅を中心に、専用住宅地として良好な居住環境を保護・育成する地区                                                 |
|                   | 一 般 住 宅 地 | 近隣の住民が日用品の買物をする店舗や家内工業施設などとの共存を図りつつ、主として住宅地としての環境を保護・育成する地区                             |
| 商 業 地             |           | 商業施設や商業系沿道サービス施設並びに生活利便施設等の集積を図り、魅力的な賑わい空間として育成する地区                                     |
| 工 業 地             | 工 業 地     | 大規模工業施設の立地する地区                                                                          |
|                   | 軽 工 業 地   | 住宅と工業施設との共存を図りつつ、主として軽工業地としての利便増進を図る地区                                                  |
| そ の 他 の 施 設 用 地   | 主要公共施設用地  | 行政サービス施設や学校等の教育文化施設が立地する地区及び教育的環境を保護・育成する地区                                             |
|                   | 公 園 ・ 緑 地 | スポーツ・レクリエーション等の利用を図る公園、都市の自然的環境の保全及び都市景観の向上を図る緑地                                        |
|                   | 供給処理施設用地  | 処理施設等が立地する地区                                                                            |
| レ ク リ エ ー シ ョ ン 地 |           | 温泉や良好な海岸等の地域資源を活かし、福祉施設やスポーツ・レクリエーション地等として保護・育成する地区                                     |
| 集 落 地             |           | 営農環境の保護・育成に配慮しつつ、集落の維持・活性化を図るため、既存集落とその周辺地区において、住宅や居住者のための利便施設等を許容し、ゆとりある田園集落地として育成する地区 |
| 農 地               |           | 集落の活性化にも配慮しつつ、農業の振興と農地の確保を図る地区                                                          |
| 自 然 緑 地           |           | 貴重な緑地空間の保全及び自然環境の保全を図る地区                                                                |



## 住 宅 地

### ◇ゆとり田園居住区

ゆとり田園居住区は、計画的に整備された今吉田園土地区画整理事業地区を位置づけます。

当該地区は、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の保護・育成を図るため、「今吉・海川新田集落地区計画」が定められています。これを遵守しながら、緑豊かなゆとりある低層住宅としての土地利用を誘導していきます。

#### □ 集落地区整備計画のルールイメージ



注) 今吉・海川新田集落地区計画パンフレットより

#### □ 集落地区整備計画の主な内容

1. 建築可能な建物：住宅・農業用倉庫・小規模店舗等
2. 建ぺい率の最高限度：50%以下
3. 最低敷地面積：250㎡以上
4. 壁面等の位置の制限：道路境界から1.5m以上、隣地境界から1.0m以上
5. 建物の高さ制限：10m以下（軒下7.5m以下）
6. 垣・さくの制限：生け垣やフェンス等
7. 屋根の形態の制限：田園環境との調和等
8. 建築物の屋根・外壁の色彩の制限：落ち着いたもの
9. 広告物・看板類の制限：住宅地の雰囲気を壊さないもの

### ◇一般住宅地

一般住宅地は、工業地の周辺地区で、住宅地としての土地利用を主体とする地区を位置づけます。なお、これらの地区は、次の視点から住環境の保護・育成を図っていきます。

- 接道不良宅地（前面道路幅員4m未満のもの及び前面道路がないもの）を有する地区については、地域の合意形成を図りながら、狭隘道路や行き止まり道路の解消など、防災面に配慮したまちづくりの誘導を図ります。
- まとまりのある未利用地の分布する地区については、骨格道路の整備や地区計画の導入に努め、高齢化に対応する住環境整備、人口定着化のための住宅施策等と併せて快適な住環境の育成を進めます。



## 商 業 地

### ◇商業地

商業地は、大規模商業施設や娯楽関連施設が集積する国道431号沿道一帯を位置づけます。この地区は、米子ICに近接し、国道9号から境港方面への起点に位置する交通の要衝となっています。国道431号の新規整備に伴い、大規模商業施設や沿道サービス施設等の立地が進み、米子境港都市圏の新たな都市軸が形成されており、今後、当該地区も都市圏の西の玄関口として、次の視点からにぎわい空間の育成を図っていきます。

- 農業施策等との調整を図りながら将来的には市街化区域への編入を前提として、西の玄関口にふさわしい魅力的な賑わい空間を育成するものとします。このため、地区計画制度の導入により、建物用途の混在を防止し、良好な沿道環境・景観を形成するなど、計画的な土地利用を誘導していきます。
- 国道431号沿道については、都市軸にふさわしい快適な歩行者空間の確保や魅力ある沿道景観の育成を促進します。
- 市街地との有機的連携を図るため、道路空間のバリアフリー化を進めるなど、安全で安心して歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

□.国道431号周辺



## 工 業 地

### ◇工業地

工業地は、大規模工業施設等の立地している地区を位置づけ、工業の利便増進を図ります。なお、住宅地等に隣接していることから、工業地と市街地とを分断する緑地等の確保を促進し、公害防止及び良好な市街地環境の育成を図ります。

### ◇軽工業地

軽工業地は、軽工業施設が多く立地し、今後とも工業系施設の利便増進を図るべき地区として工業地周辺を位置づけます。なお、これらの地区は、地域活力や個性をもたらす意味からも必ずしも土地利用の純化を図るのではなく、地区計画制度などを導入することにより、住宅と工場との共存を図っていきます。

## その他の施設用地等

### ◇主要公共施設用地

主要公共施設用地は、行政サービス施設や学校等の教育文化施設等の立地する地区を位置づけ、教育的環境の保護・育成を図ります。

また、少子・高齢社会への移行を受け、各施設の規模に留意し、多世代利用のふれあいを促進する福祉・交流施設等への活用、福祉施設・文教施設などの公共公益施設相互の利用促進などを検討します。

### ◇公園・緑地

公園・緑地は、海浜運動公園及び日野川緑地を位置づけ、地域特性を活かしながらスポーツ・レクリエーション地や海浜レクリエーション地として整備するとともに、自然景観に親しむレクリエーションゾーンとしての活用も図っていきます。

### ◇レクリエーション地

レクリエーション地は、コースタル・コミュニティ・ゾーン計画として整備が進められている、海浜運動公園を含む「ファンタジーコーストひえづ」を位置付け、特色のある施設を活かした景観整備や米子境港都市圏のレクリエーション地との連携強化等により、魅力ある保養地としての充実を図っていきます。

### ◇集落地等

市街化調整区域に点在する集落地等については、地域コミュニティの維持・活性化を図り、ゆとりある田園集落地として育成していきます。そのため、既存集落とその周辺地区において、地区計画の導入等により住宅や居住者のための利便施設等を許容し、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の整備を促すとともに、生活道路や広場等の生活基盤施設の確保に努めます。

また、これらの地区の多くは、ゆとりある低層住宅を主体としており、現在形成されている良好な住環境を保護・育成するため、建ぺい率や容積率などの建築形態規制の適正な運用を必要に応じて検討していきます。

### ◇農 地

農地は、今後とも食糧の安定供給を図るための土地資源として、また都市環境形成上の貴重な緑地空間として位置づけ、優良農地の確保や多目的利用を促進します。

□.集落地周辺の風景

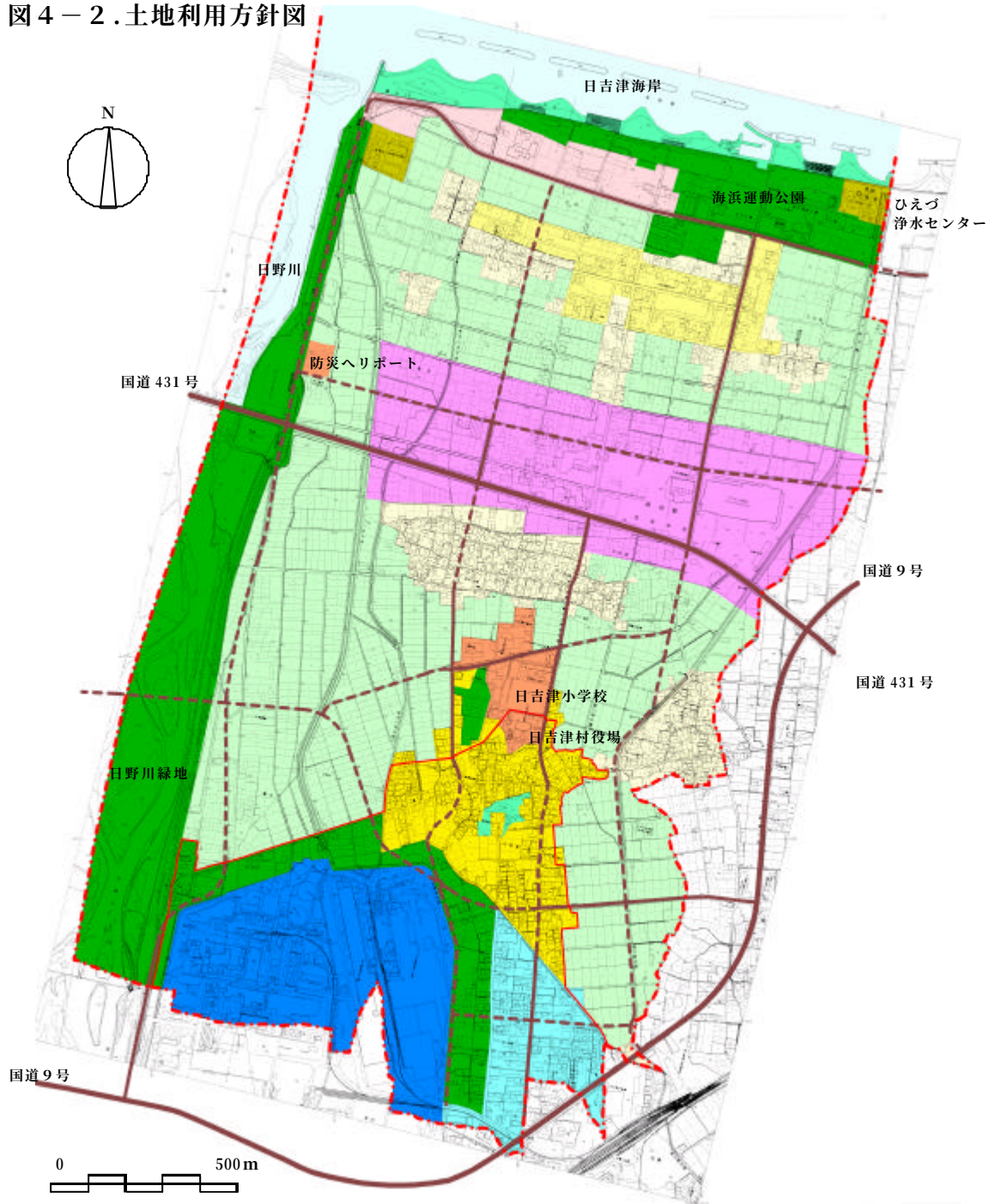


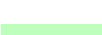
◇自然緑地

蚊屋島神社社叢<sup>しゃそう</sup>等の市街地内の自然緑地は、市街地における貴重な環境保全機能を有する緑地として積極的に保全を図ります。

海岸沿いに分布する自然緑地は、本村固有の都市景観を構成する貴重な緑地としての機能を果たしており、レクリエーションの場としてだけでなく、自然散策の場、そして都市の自然環境形成のうえからも保全すべき区域であることから、これらを積極的に保全していきます。

図4-2.土地利用方針図



- |                                                                                     |                                         |                                                                                     |                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
|  | ゆとりある低層住宅を中心に、専用住宅地として良好な住環境を保護・育成する地区  |  | 処理施設等が立地する地区                                               |
|  | 多少の用途の混在を許容しつつ、主として住宅地としての環境を保護・育成する地区  |  | スポーツ・レクリエーションの利用を図る地区                                      |
|  | 商業・沿道サービス施設等の集積を図り、魅力的な賑わい空間として育成する地区   |  | 集落の維持・活性化を図るため、既存集落やその周辺地区において、住宅等を許容し、ゆとりある田園集落地として育成する地区 |
|  | 大規模工業施設の立地する地区                          |  | 農業の振興と農地の確保を図る地区                                           |
|  | 住宅と工業施設との共存を図りつつ、主として軽工業施設の利便増進を図る地区    |  | 緑地空間の保全及び自然環境の保全を図る地区                                      |
|  | 行政施設や学校等の教育文化施設が立地する地区及び教育的環境を保護・育成する地区 |  | 既存<br>主要道路                                                 |
|  | 大規模な公園・緑地                               |  | 計画<br>主要道路                                                 |
|                                                                                     |                                         |  | 現行市街化区域                                                    |
|                                                                                     |                                         |  | 行政区域（都市計画区域）                                               |

## 2. 都市施設の整備方針

### 2-1. 交通施設の整備方針

#### 1) 基本的な考え方

交通施設の整備にあたっては、すべての人にやさしい交通環境を実現するため、安全・快適な道路の整備、公共交通機関の利便性の向上に努めます。

#### (1) 道路の機能に応じた体系的、段階的な道路網の形成

米子境港都市圏における主要幹線道路の整備が進んでいるものの、本村においてはこれらとのアクセス路の確保が十分でなく、交通環境を悪化させていることから、主要道路の整備を進め、快適な交通環境を創出します。そのため、市街地内の幹線道路網の適正配置や整備、村内各地域間の連絡の円滑化を図る道路網の整備など、それぞれの道路の役割に応じて体系的、段階的な道路網の整備を図ります。

#### (2) 公共交通機関の利便性の向上

超高齢社会に対応するため、公共交通（鉄道・バス）の利用促進を図ります。

なお、近接するJR山陰本線・伯備線を活用するため、伯耆大山駅の機能強化を図るとともに、本村とのアクセス路の整備を進めます。

#### (3) 安全で快適な歩行者空間の確保

超高齢社会を迎え、「歩いて暮らせるまち」の実現に向けて、誰もが安心して歩いたり、快適に移動できる交通環境の整備を図ります。このため、歩行者・自転車空間のネットワーク化、ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備のほか、施設整備に際して景観の向上に配慮するなど、快適な道路環境の創出に努めます。

### 2) 整備方針

#### (1) 幹線道路網の整備

国道を中心とした道路構造を改善するとともに、村域内各地域及びレクリエーション拠点等をネットワークし、都市活動の活性化を図るとともに、都市生活の利便性・快適性の向上を図る幹線道路網を構築します。

- 広域幹線道路は、都市間交通及び広域交通体系への連絡を受け持つ道路であり、国道9号、国道431号の交通機能の強化を促進し、都市圏としての定時性、速達性の確保を進めます。
- 幹線道路は、村域内各地域を連絡するとともに広域幹線道路の機能を補完する道路であり、(一)日吉津伯耆大山停車場線の未改良区間の整備の他、国道431号を補完し産業基盤の増強に資する東西方向の道路確保などを図ります。



- 補助幹線道路は、市街地の骨格を構成する道路であり、国道とのアクセス路等の整備を進め、計画的な土地利用の誘導や市街地・集落地における日常の利便性の向上を図ります。
- その他の道路として生活関連の防災道路などを位置づけ、道路交通や防災などに対する安全性の確保を図ります。

## (2) 公共交通の利便増進

通勤・通学における交通手段としてだけでなく、環境対策や高齢社会への対応の一貫として、住民が利用しやすい公共交通機関の機能充実を図ります。

- 鉄道は、通勤・通学の拠点となるよう本村からのアクセス性が確保される駅前広場の整備、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備等による交通結節機能の強化に努めます。
- バス路線は、バス利用不便地区の解消や超高齢社会に対応したコミュニティバス、バスベイ（停留所）の整備等バス利用環境の向上による利便増進を図ります。

## (3) 歩行者空間ネットワークの整備

国道・県道等の整備が進み、利便性はかなり向上してきているものの、歩行者等の交通状況にあわせた歩行者・自転車空間の確保が望まれています。このため、主要道路については、公共交通、自動車及び歩行者・自転車が安全に通行・共存できる道路、安全かつ快適な歩行空間の確保を進めていきます。

また、主要な公共公益施設や公園等へのアクセス路の確保、災害時の安全な避難路の確保のため、主要道路の歩行者空間の整備、交通量の少ない道路を活用した歩行者空間のネットワーク化を図ります。

### □ 歩行空間のバリアフリー化のイメージ

（国土交通省資料）

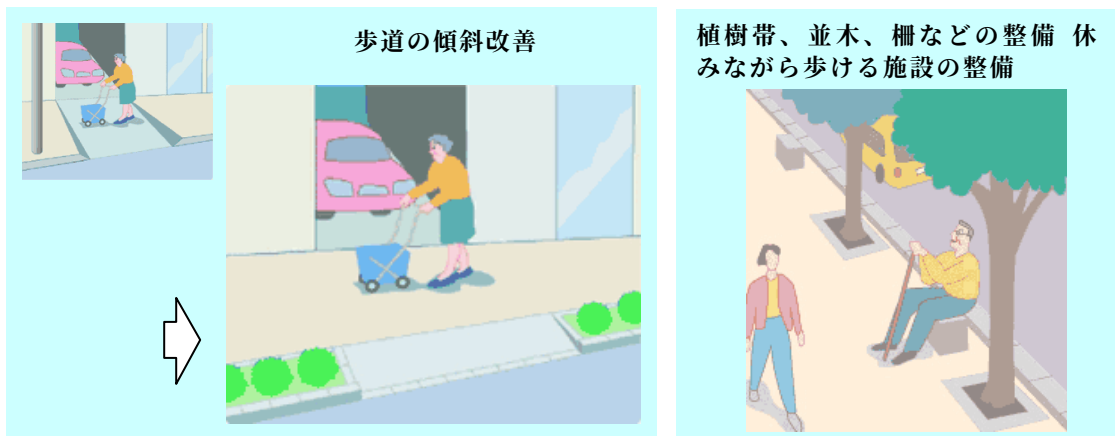
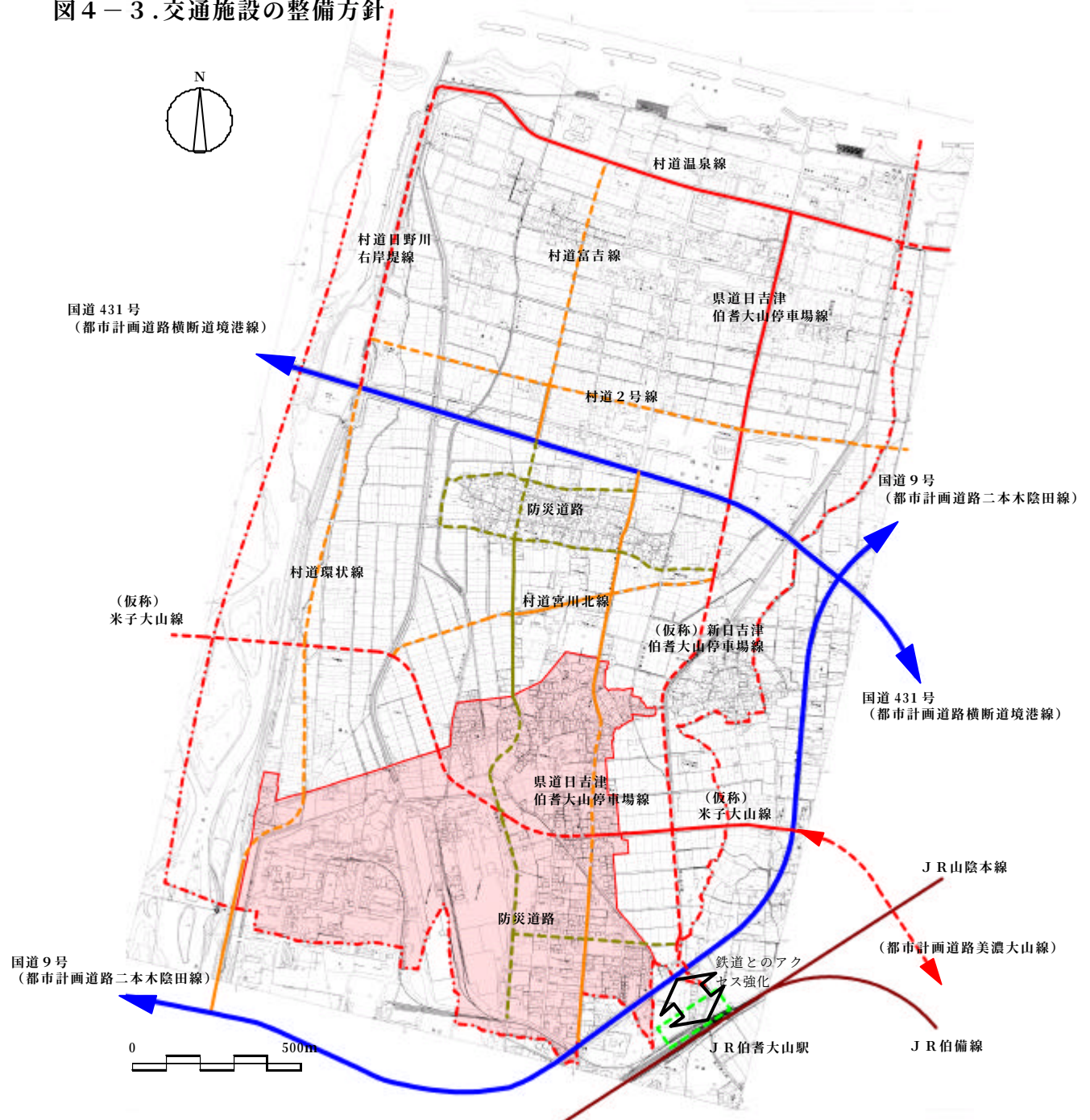


図 4－3.交通施設の整備方針



| 凡 例 |    | 種 類           |
|-----|----|---------------|
| 既存  | 計画 |               |
|     |    | 広 域 幹 線 道 路   |
|     |    | 幹 線 道 路       |
|     |    | 補 助 幹 線 道 路   |
|     |    | そ の 他 の 道 路   |
|     |    | 駅 前 広 場       |
|     |    | 鉄 道           |
|     |    | 現 行 市 街 化 区 域 |
|     |    | 行 政 区 域       |

## 2-2. 公園・緑地の整備方針

### 1) 基本的な考え方

日々の生活の中で住民の憩いの場所や自然とのふれあい、日吉津の歴史風土に接する場として、身近な公園や緑地の整備に努めます。特に、美保湾、日野川を活用した親水空間の整備や、自然環境良好な緑地の活用を図り、日吉津らしい公園づくりを展開していきます。また、公園・緑地をレクリエーションやスポーツの場としてのみならず、都市の中での自然と人との共生を実現する場としていきます。

さらに、これらの公園や緑地を結ぶ歩行者空間を整備することで水と緑のネットワークを形成し、散歩やサイクリングによる健康増進や日吉津らしさを実感する場所として相互に連携を図っていきます。

### 2) 整備方針

#### (1) 身近に使える公園の確保

身近に使える公園である街区公園は、計画標準である市街地人口1人当たり1.0㎡以上の面積を確保するものとし、量的充足や誘致圏（概ね250mを目安にします）に配慮して、不足している地区への配置に努めます。なお、整備に際しては、大規模工場地周辺の緑地の活用など防災面にも配慮するとともに、子どもからお年寄りまで、すべての人が快適に利用できるように施設内容を考慮し、極力ゆとりある規模を確保するよう努めます。

#### (2) 地域資源を活用した緑の拠点育成

緑豊かな都市環境を育成するため、基幹となる地区公園や都市緑地等のまとまりのある公園・緑地を緑の拠点として育成していきます。

地区公園として位置付けられている海浜運動公園は、休息や散策、スポーツ・レクリエーション等幅広い住民ニーズに対応する機能の充実に努めると共に、「ファンタジーコーストひえづ」として県西部地域の海浜・アウトドアレクリエーションの拠点を目指した育成を図ります。

都市緑地として位置付けられている日野川緑地は、都市の自然的環境の保全や都市景観の向上を図るための緑地であるとともに、河川生態系の観察の場などを行う水辺の楽校や親水空間の整備など、自然とのふれあいの場として活用していきます。

□.日吉津水辺の楽校整備イメージ





ボランティアによって整備された村社会福祉センター西の広場については、行政施設や教育・文化施設の集約する地区特性に配慮し、にぎわいや交流の場、うるおいと憩いの場など「ふれあい公園」として公園機能を充実していきます。

さらに、都市と自然とが共生する環境づくりに資する緑、歴史・文化を感じさせる緑の確保を図るため、蚊屋島神社の社叢<sup>しゃそう</sup>等を活用し、自然・文化のふれあいの場づくりを進めます。

また、公害の防止や防災面から住宅地の環境保全を図る目的から、大規模工場と市街地とを分離する緑地の確保に努めます。

### (3) 緑をつなぎまちを巡る緑の軸の育成

緑をつなぎまちを巡る緑の軸は、河川や海岸線等の自然軸、都市計画道路等を中心とする主要街路や水路等を緑のネットワーク軸としてそれぞれ位置づけ、まちの回遊性を高める快適な歩行者空間づくりや連続する緑を育成していきます。

特に、日野川堤防については、平成13年に策定した「日野川環境整備計画」（日吉津村策定）に基づき、並木ベルト

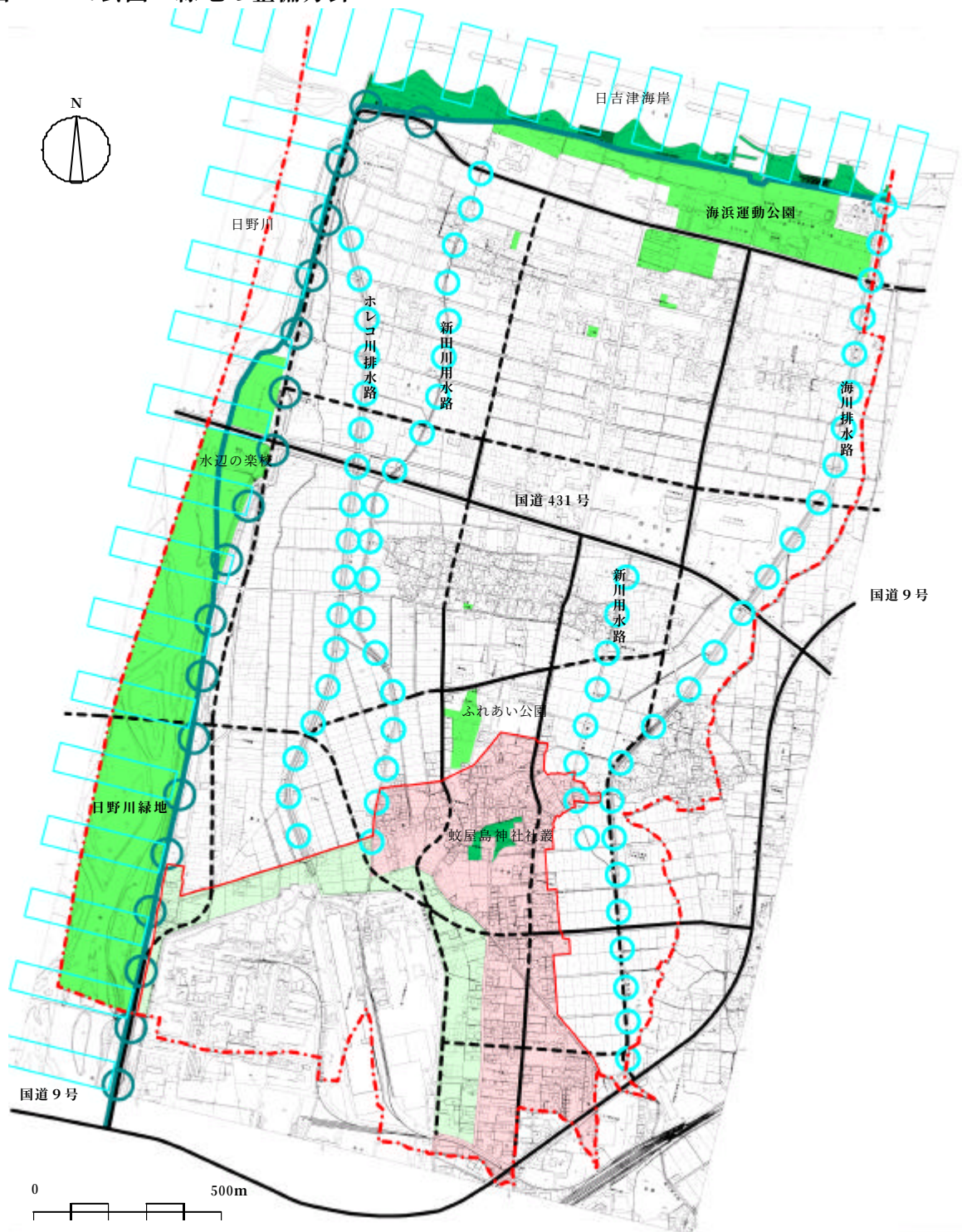
の整備に努めます。これは、日野川堤防全線において、鳥取県の銘木100選に登録されている「はぜの木」の保全や植樹の他、桜、イチョウ、柳、黒松を植樹し、良好な景観づくりを進めるとともに、自然軸を散策する遊歩道づくりを行うものです。

また、老朽化が進むホレコ川排水路などの水路改修については、自然や生態系にやさしい工法を採用した整備を促進します。

□. 自然軸となっている日野川



図4-4.公園・緑地の整備方針



- |                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #00FF00; border: 1px solid black;"></span> 公園・緑地         | <span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px solid blue;"></span> 遊歩道                             |
| <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black;"></span> 市街地と工場を分断する緑地 | <span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px dashed black;"></span> 緑のネットワーク軸                     |
| <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #008000; border: 1px solid black;"></span> 活用が望まれる自然緑地   | <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid blue; border-radius: 50%;"></span> 並木整備 |
| <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid blue; border-radius: 50%;"></span> 自然軸（日野川・日吉津海岸）        | <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; border: 1px solid red;"></span> 現行市街化区域                   |
| <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid blue; border-radius: 50%;"></span> 自然に配慮した水路等の改修         | <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; border: 1px dashed red;"></span> 行政区域（都市計画区域）             |
| <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #FFB6C1; border: 1px solid black;"></span> 街区公園を整備する地区   |                                                                                                                          |

## 2－3．下水道の整備方針

### 1）基本的な考え方

居住環境の改善及び海・河川などの公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道の整備を進めています。平成17年度末の普及率（整備計画区域面積に対する整備済み区域面積の率）は90%、水洗化率（公共下水道整備済み区域内の人口に対する水洗化済み人口の率）では97%となっています。

今後は、普及率・水洗化率100%を目指して下水道施設の整備、普及を推進するとともに、施設の効率的な管理・運営及び下水汚泥の有効活用を進めます。

### 2）整備方針

#### (1) 公共下水道の効率的な運用

村民皆下水道を目指し、水洗化の普及を推進すると共に、公共下水道の効率的な運営・管理に努めます。

なお、市街化の進展に対応するため平成9年度に下水道計画の見直しを行っていますが、その後の宅地化の状況と下水道計画区域との乖離など実状にそぐわない面も生じてきていますので、下水道施設の効果的な配置等を考慮し経済的な配慮のもとに公共下水道整備計画を見直していきます。

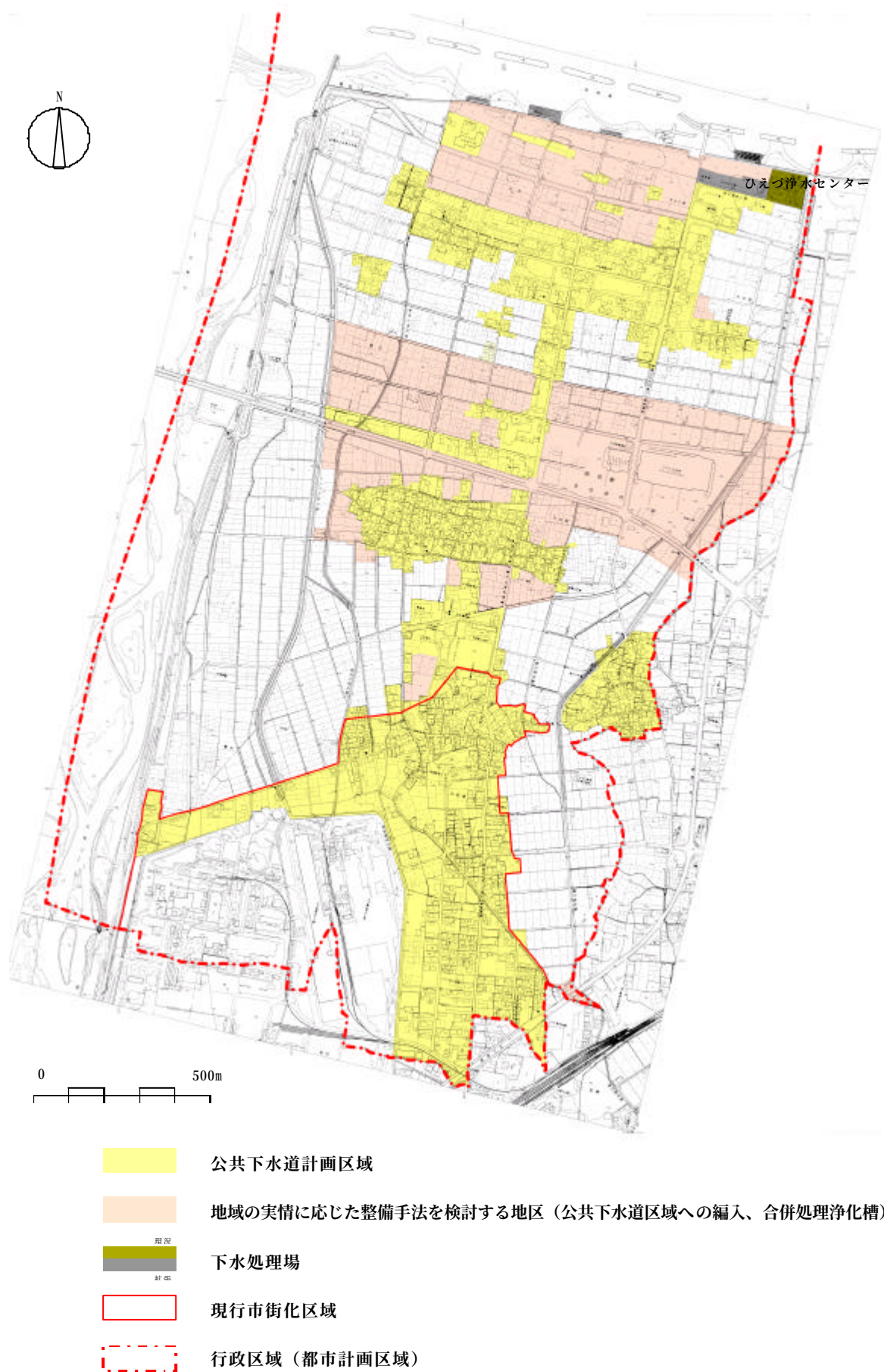
また、下水を処理してきれいになった処理水をはじめ、処理の過程で発生する汚泥など、下水の持つ貴重な資源の有効活用が必要とされています。このため、南部町や大山町との共同により、汚泥のコンポスト化による再利用を推進しています。今後とも、水処理水・下水汚泥の有効利用によるリサイクルの積極的な推進及び下水道施設の空間の有効利用により、良好な地域環境の創出に努めます。

#### (2) 公共下水道以外の整備

公共下水道計画区域外については、農村環境の改善と河川・水路の汚濁防止のため、公共下水道計画区域への編入や合併処理浄化槽の普及・推進など、地域の実情に見合った事業手法を導入し、計画的に整備を推進します。なお、合併処理浄化槽の普及に際しては、維持管理に対する指導体制の充実を図ります。



図4－5.下水道の整備方針図



### 3. 自然環境の保全の方針

#### 1) 基本的な考え方

自然と共生し、持続可能な都市としていくには、自然が持つ様々な機能を最大限発揮させる必要があります。このため、自然条件や土地利用状況等を踏まえてゾーンを設定し、各ゾーンの長をを活かす自然環境を保全していくとともに、失われた自然の回復や新たな緑や水辺環境を創出していきます。

- 多様な生物が生息できる海・川等が一体となった自然環境の保全と回復
- 社叢や文化的資源と一体となった緑など、身近な生活環境の中での緑
- 緑の保全や再生に対する意識を高めながら、住民とともに緑化を推進

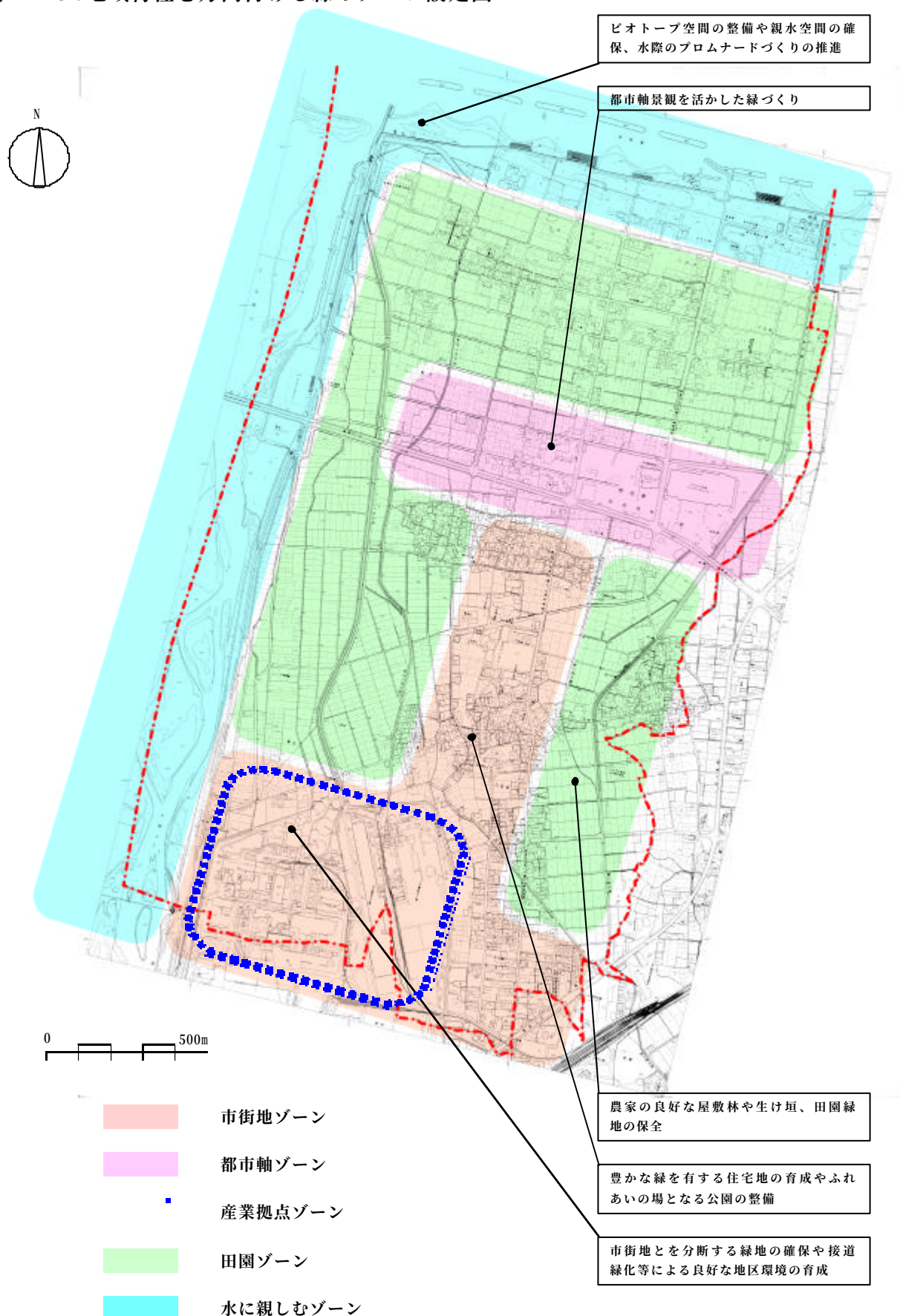
#### 2) 整備方針

ゾーン及び緑づくりの方向性を次のように設定し、緑豊かな自然環境の保全・回復を図っていきます。また、住民や事業者の協力を得ながら、道路の緑化や自然環境に配慮した河川整備などを進め、自然を維持する効果的な仕組づくり等に取り組んでいきます。

##### □ ゾーン別の自然環境の保全・回復方針

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市街地ゾーン   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 身近な緑の保全・創出               <ul style="list-style-type: none"> <li>社寺等の歴史的資産と一体的となる緑の保護・育成、地区のふれあいの核となる公園の整備や学校・公民館等の緑化、農家等の良好な屋敷林や生け垣の保全、農地の緑地としての活用、密集住宅地における狭隘道路整備に併せた接道緑地の促進やポケットパークの整備、建物まわりへの連続的な緑化等により魅力ある街並みを創造</li> </ul> </li> </ul> |
| 都市軸ゾーン   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 個性的な沿道空間の育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>都市圏の西の玄関口にふさわしい日吉津らしさの創造（村の花・木の活用）、都市軸を認識させる景観軸の育成</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                  |
| 産業拠点ゾーン  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 産業拠点の快適空間の創出               <ul style="list-style-type: none"> <li>主要道路からの眺望に配慮した景観の育成、周辺市街地とを分断する緩衝緑地機能の保護・育成</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                        |
| 田園ゾーン    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 田園環境の保護・育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地周辺に広がる優良農地の確保並びに多面的利用の促進、農家の良好な屋敷林や生け垣の保護・育成、地区のふれあい核となる公園・広場の保護・育成、社叢など地域のシンボルとなる樹木の保存</li> </ul> </li> </ul>                                                           |
| 水に親しむゾーン | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 日野川や海岸線の環境軸の保護・育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>環境軸が形成されるよう水辺環境の保護や自然回復、親水機能の整備、河川や海岸線と一体となる緑地の保護・育成、街並みと一体となった水辺景観の保護、海浜運動公園等の憩いの場の整備、自然干潟の再生、水際の木陰づくり（はぜの木等の活用）等を促進</li> </ul> </li> </ul>                         |

図４－６．地域特性を方向付ける緑のゾーン設定図





## 4. 都市景観形成の方針

### 1) 基本的な考え方

本村誕生の経緯を感じさせるのどかな田園景観や市街地景観など、住民や事業者及び行政が「都市景観は地域の共有財産」との認識に立ち、日吉津らしさを構成する独特の都市景観を維持・継承していきます。

このため、次の基本目標を基調として、景観法に基づく景観行政団体の位置づけや景観計画の策定などを進めていきます。これは、日吉津村の景観形成を進める基本的な計画として、景観形成の方向に基づき、届出、勧告の基準や、景観形成上重要な公共施設の位置付け、整備の方針等をまとめる計画です。また、住民・事業者・行政の責務を明確にするとともに、景観形成のための行為制限を行う仕組みや、支援の仕組みも備えています。

#### 基本目標

##### 1. 自然を活かしたうまいのある都市景観の形成

大山の麓に繰り広げられる原風景を継承するため、自然を活かした魅力ある都市景観の形成をめざします。

##### 2. のどかな田園景観の保護・育成

本村誕生の経緯を感じさせる田園景観を活かし、地域の個性を尊重した風格ある景観の形成をめざします。

##### 3. 活力のある美しい市街地景観の育成

機能的な都市活動に資する市街地整備にあわせ、環境に配慮した活力のある美しい市街地景観の育成をめざします。

### 2) 整備方針

#### □ 水・緑の自然景観の保全と育成 (眺望景観・海浜景観)

大山を望む眺望景観、美保湾を擁する大景観を基本に、親しみのある景観整備を進めます。このため、日吉津らしさを認識させる松林や街並みの背景となる水・緑など、良好な都市景観を形成している自然緑地等の環境整備や緑化推進を図ります。また、主要な地点において、大山を眺望できる場の整備、村内どこからでも大山を望むことができる対応策（例えば、景観計画に基づく景観計画区域の指定等により、中高層建物の抑制、勾配屋根等にする建物形態の制限、落ち着いた色とする色彩の制限など）の検討に努めます。

#### □. 大山の麓に繰り広げられる日吉津





日吉津海岸の良好な海岸景観は、自然環境の回復や保全を図るとともに、地域と一体的な景観形成を進めます。また、日野川は、都市の骨格を形成するものとして都市景観上重要な要因として位置づけ、河川環境の回復と保全の他、親水空間の整備など自然と共生する河川空間の実現を図ります。

□ 田園景観の保護・育成

市街地周辺部等には、まとまりのある農地や集落地が点在し、本村固有ののどかな田園景観が形成されています。今後ともこの田園景観を保護・育成するものとし、まとまりある農地の保全・活用を図るとともに、ゆとりある都市的住宅地と既存集落地との調和に努めます。

□.特徴的な田園風景



□ 市街地及び周辺主要スポットの景観形成（市街地景観・アメニティ景観）

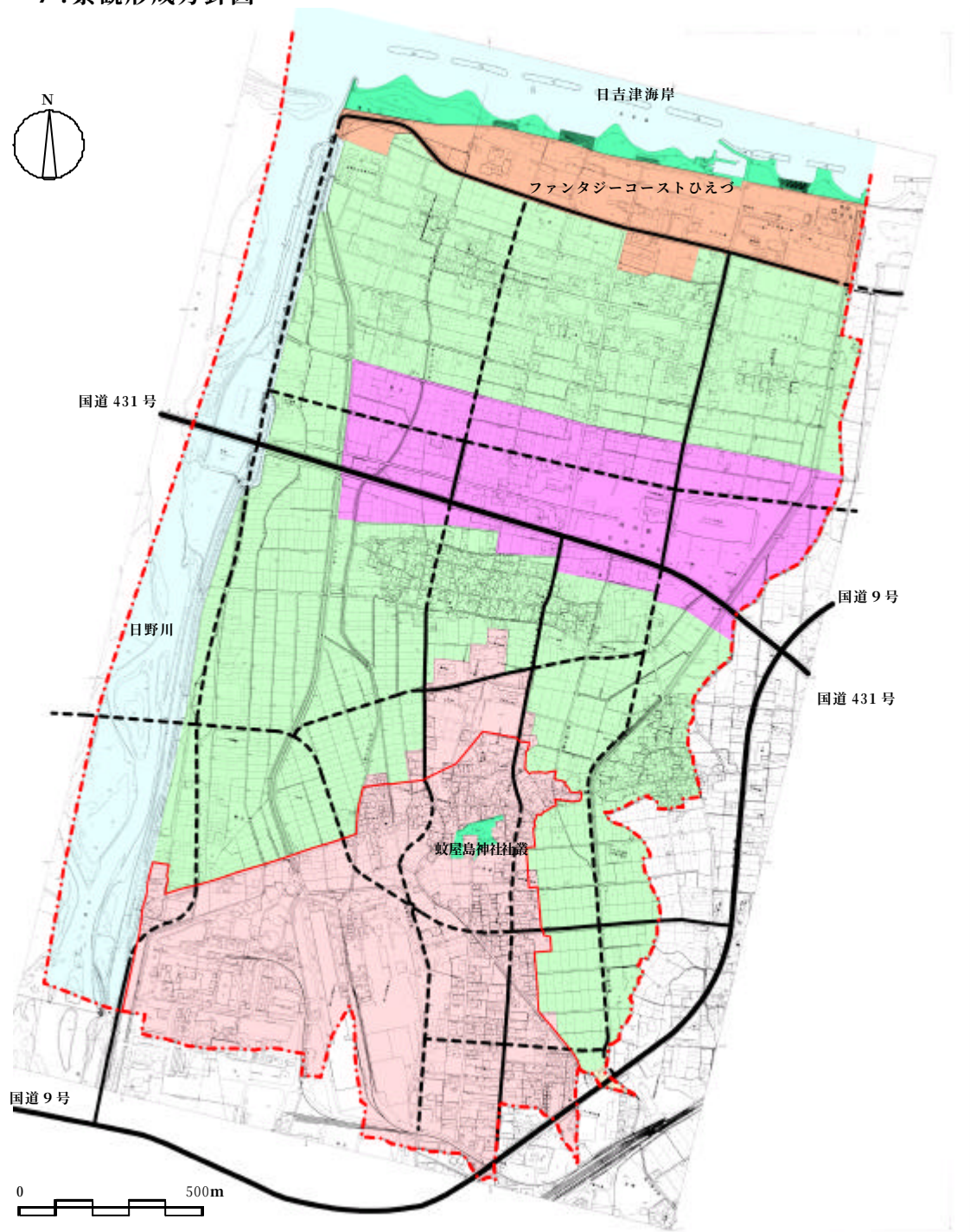
市街地については、住民、事業者の協力を得て優良な建築デザインや緑化を進めることにより、緑のある低層住宅地としての街並みの育成及びのどかな市街地景観の形成に努めます。また、歩行者の視点からのまちの景観育成を図るため、高木や社寺の緑等を活用し、緑・歴史・街の景観資源を楽しめるネットワークづくりやサインの設置を促進します。

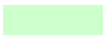
地域コミュニティの核となる行政サービス施設や学校等の教育文化施設が集積する空間は、教育的環境が育成されるよう周辺地区と一体的に緑豊かな落ち着いた景観育成を促進します。

国道沿道については、アメニティ景観ゾーンとして位置づけ、玄関口としての顔づくりにふさわしい魅力ある賑わい空間の育成及び優良な建築デザインや緑化などを促進することにより、にぎわい軸としての沿道景観の育成を誘導します。

海岸部のレクリエーション地については、優れた海岸線を利用した「ファンタジーコーストひえづ」として整備が進められており、自然との共生に配慮した整備や自然景観の保護を図ります。

図４－７．景観形成方針図



- |                                                                                     |                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
|  | 水辺地景観（優れた海浜・河川景観を保全し、自然と共生する施設整備）   |
|  | 自然地景観（貴重な自然緑地として、保護・育成）             |
|  | 田園景観（農地の保全等による本村固有の田園景観の保護・育成）      |
|  | 市街地景観（緑の多い住宅地や地域資源を活かした景観育成）        |
|  | アメニティ景観（都市軸景観にふさわしい沿道景観の育成）         |
|  | レクリエーション地景観（自然と共生する地域景観の育成）         |
|  | 道路軸景観（沿道建物のデザイン化や特色ある植栽による特徴的な景観育成） |
|  | 現行市街化区域                             |
|  | 行政区域（都市計画区域）                        |

## 5. その他の都市整備の方針

### 5－1. 市街地整備の方針

#### 1) 基本的な考え方

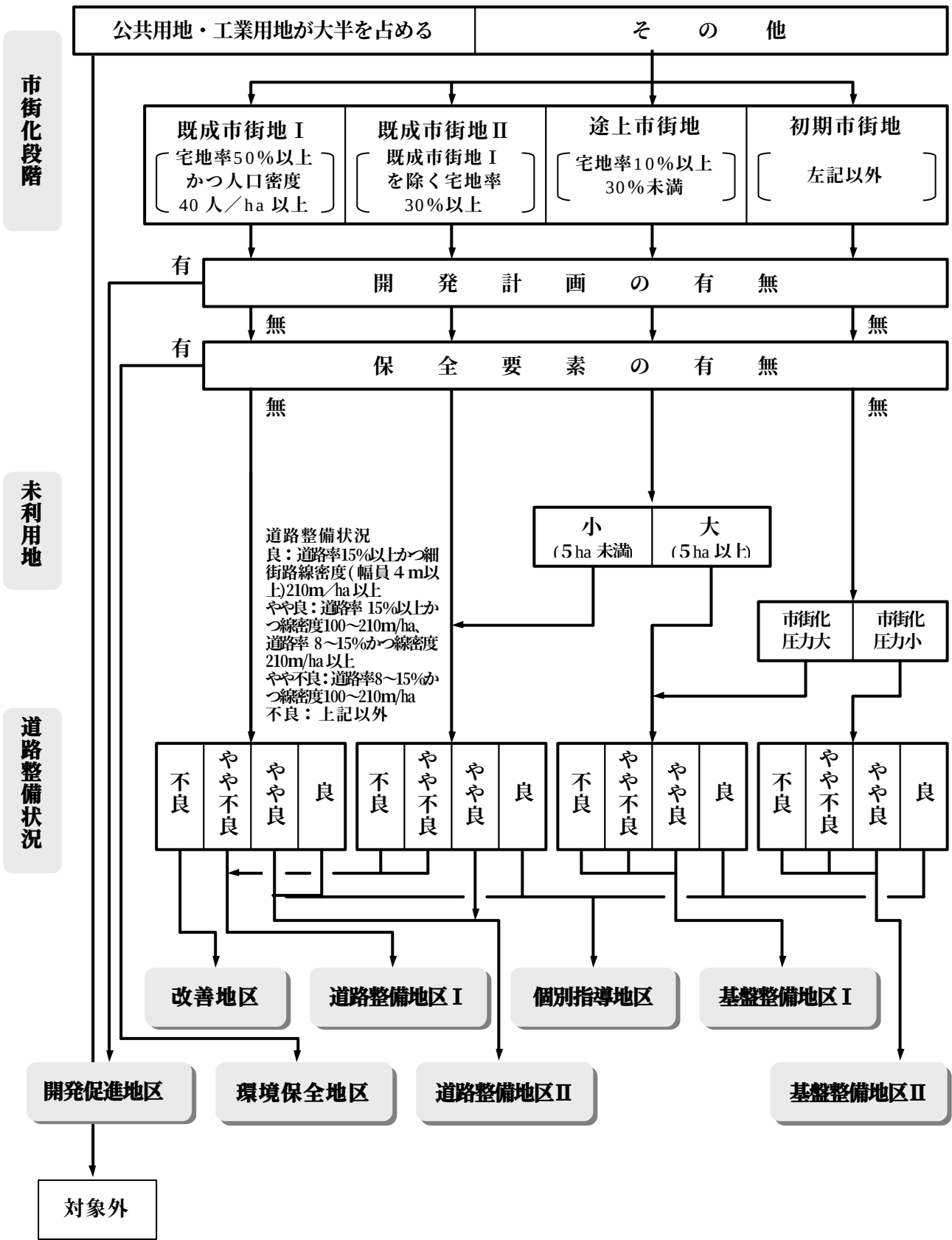
市街化の段階や道路の整備状況、まとまりのある未利用地の分布状況から、市街化区域及び農振農用地区域を除く市街地周辺集落地等を対象に、将来像に適合した良好な市街地環境を創出する上で、何らかの手法により基盤整備を行う必要のある地区や、支援メニューを準備する必要のある地区など、各地区における整備の方向性を把握するとともに、良好な市街地環境の育成に努めます。

#### 2) 整備方針

市街化区域及び周辺集落地等を対象として、面整備・根幹的都市施設整備の必要性について、市街地整備の類型区分（検討方法は図4－8、結果は図4－9参照）を行い、各地区における整備の方向性を把握します。これらに基づきながら、今後、各地域の実状に応じた整備計画の検討や具現化により、良好な市街地環境の育成に努めます。

市街化区域及び周辺集落地は、地域の合意形成を図りながら、骨格道路の整備や地区計画の導入による地区施設の確保により、安全で快適な市街地環境の育成に努めます。農村活性化土地利用構想の実施地区及び今吉田園土地地区画整理事業実施地区については、計画的土地利用を担保し、目的に応じた地区環境の保護・育成を図ります。なお、前者の地区及び国道431号沿道の周辺地区については、都市圏の西の玄関口にふさわしい沿道環境を保護・育成するため、農業施策との調整を図りながら、将来的には周辺地区を含めた一帯を市街化区域に編入することを前提とし、地区計画制度の導入による計画的な土地利用の誘導や地域合意型まちづくりを展開し、都市軸にふさわしいにぎわい空間や良好な沿道環境の育成に努めます。

図 4－8.市街地整備類型化区分の検討フロー

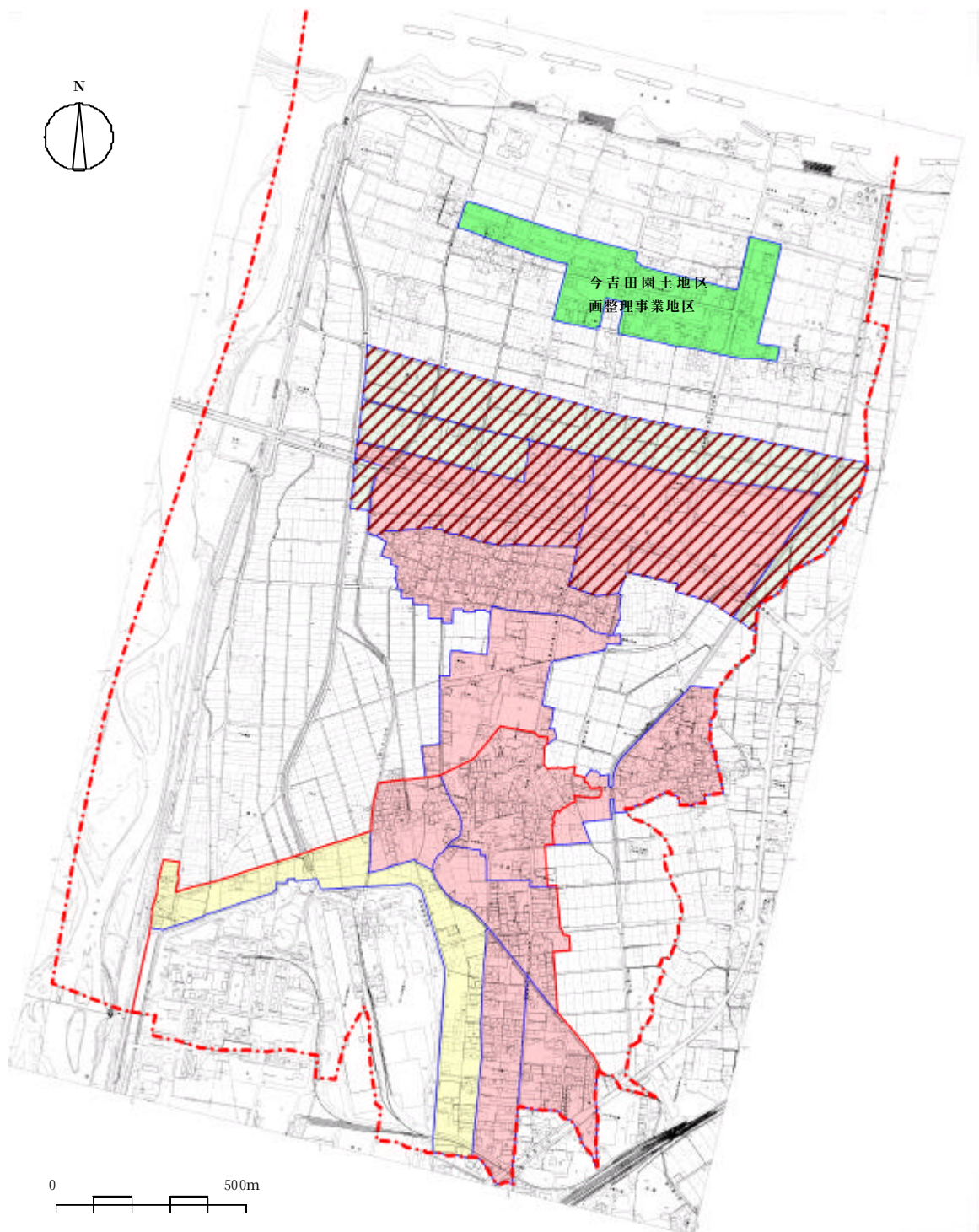


## □ 市街地対策区分の考え方

| 地区区分    | 対策の考え方                                                                                                                                       | 主要な整備手法例                                                                                     |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境保全地区  | ・ 植生自然度の高い緑地及び社寺等の歴史的・文化的価値の高いものと一体となっている緑地並びに歴史的街並み等保全すべき地区。                                                                                | ・ 地区計画制度<br>・ 風致地区<br>・ 緑地協定<br>・ 都市計画公園                                                     |
| 開発促進地区  | ・ 土地地区画整理事業などの面的事業が施工中の地区及び面的開発計画が進行している地区並びに地元合意型のまちづくりが行なわれている地区。                                                                          | ・ 土地地区画整理事業<br>・ 集落地域整備事業<br>・ 都市計画道路<br>・ 地区計画制度<br>・ 建築協定・緑地協定                             |
| 個別指導地区  | ・ 今吉田園土地地区画整理事業実施済み地区、農村活性化土地利用構想実施地区、市街地として既に整備されているか、あるいは比較的良好な環境を形成しており、建築、敷地分割、建替、用途・構造変更に関する個別的な協定・指導によって、現在の市街地環境の保全あるいは改造の積み重ねを要する地区。 | ・ 地区計画制度<br>・ 建築協定<br>・ 緑地協定<br>・ まちづくり条例（協議型まちづくり体制の確立）                                     |
| 道路整備地区Ⅰ | ・ 道路の整備状況が著しく悪く、全面的な改造を必要とする地区。しかしながら、面的整備事業の可能性が低く、部分的な改造の積み重ねを要する地区。                                                                       | ・ 都市計画道路<br>・ 身近なまちづくり支援街路事業<br>・ 道路事業<br>・ 地区計画制度<br>・ 開発許可による私道<br>・ 道路位置指定                |
| 道路整備地区Ⅱ | ・ 道路整備地区Ⅰと比べれば比較的道路の整備状況は良いが、区画街路等についてやや不足気味の地区。細かな対策による長期的な道路整備を要する地区。                                                                      | ・ 都市計画道路<br>・ 身近なまちづくり支援街路事業<br>・ 道路事業<br>・ 地区計画制度<br>・ 開発許可による私道<br>・ 道路位置指定<br>・ 土地地区画整理事業 |
| 基盤整備地区Ⅰ | ・ 市街化の進行のみられる地区で、市街地としての基盤を整える必要があり、また、面的整備事業の適用を図るべき地区。                                                                                     | ・ 土地地区画整理事業<br>・ 地区計画制度                                                                      |
| 基盤整備地区Ⅱ | ・ 市街化圧力が低く、当面市街化を急がない地区であり、市街化の状況に応じて、面的整備事業の適用を検討すべき地区。<br>・ 条件が整えば市街化区域から除外する候補地。                                                          | ・ 土地地区画整理事業<br>・ 地区計画制度<br>・ 開発許可制度<br>・ 用途地域指定廃止                                            |
| 改善地区    | ・ 道路の整備状況が悪い既成市街地であり、再開発的な全面改造が必要となる地区。<br>・ 但し、計画の方向性については詳細な検討が必要。                                                                         | ・ 街なみ環境整備事業<br>・ まちづくり交付金<br>・ 道路事業<br>・ 地区計画制度<br>・ 都市再生区画整理事業                              |



図４－９．市街地整備の方針図



- 個別指導地区（計画的に整備された良好な市街地環境の保護・育成）
- 道路整備地区（骨格道路の確保や地区計画の導入による地区施設の整備）
- 基盤整備地区（地区計画の導入等による計画的な市街地整備）
- 環境保全地区（工場と市街地とを分断する緑地の保護・育成）
- 開発促進地区（地域合意型による計画的土地利用の誘導地区）
- 区 域 界
- 現行市街化区域
- 行政区域（都市計画区域）

## 5－2．都市防災対策の方針

### 1）基本的な考え方

日吉津村地域防災計画に基づき、避難地・避難路の確保、市街地内における危険箇所の改善の他、公共施設等の耐震化による安全性の向上、防災関連法適用の適切な運用により災害発生の防止を図ります。

また、防災に活用できる公園・緑地の整備、災害時における情報伝達システムの確立並びに地域単位での住民の防災組織の育成・整備などを進めます。

### 2）整備方針

#### (1) 災害危険地区の改善

建物の密集する消防活動の困難な地区においては、地元の合意形成を図りながら、地区計画制度の導入や各種事業手法の活用により道路や公園等の確保を図り、防災性の向上に努めます。

また、大規模工場に隣接する市街地については、災害時における市街地への延焼の遅延や防止を図るため、工場と市街地の間に緩衝帯の確保を図るなど、災害に強いまちづくりを進めます。

#### (2) 防災基盤施設の強化

避難地については、地域防災計画に基づき、学校や公民館等のほか都市公園を位置づけ、避難地の適正配置に努めます。また、資材の備蓄基地、緊急時の活動拠点及び緊急避難場所となるなど災害時の拠点となる防災ヘリポートについては、日野川右岸の国道 431 号北側に位置づけ、整備を促進します。

避難路については、市街地の主要道路を中心に整備し、安全な避難空間のネットワーク化に努めます。

さらに、水道・電気・電話などのライフラインについては、関係機関へ多元化・重層化を要請するなど、災害時の代替性の確保を図ります。

#### (3) 建築物等の安全性の向上

役場や学校など災害時の避難所や救済拠点となる公共公益施設、不特定多数の人が利用する施設について、耐震性・耐火性の確保を図るなど防災機能の強化に努めます。

#### (4) 自然災害からの安全性の確保

浸水（高潮）対策として、関係機関との連携による日野川や海岸保全区域の適切な監理により、安全な市街地環境の確保に努めます。

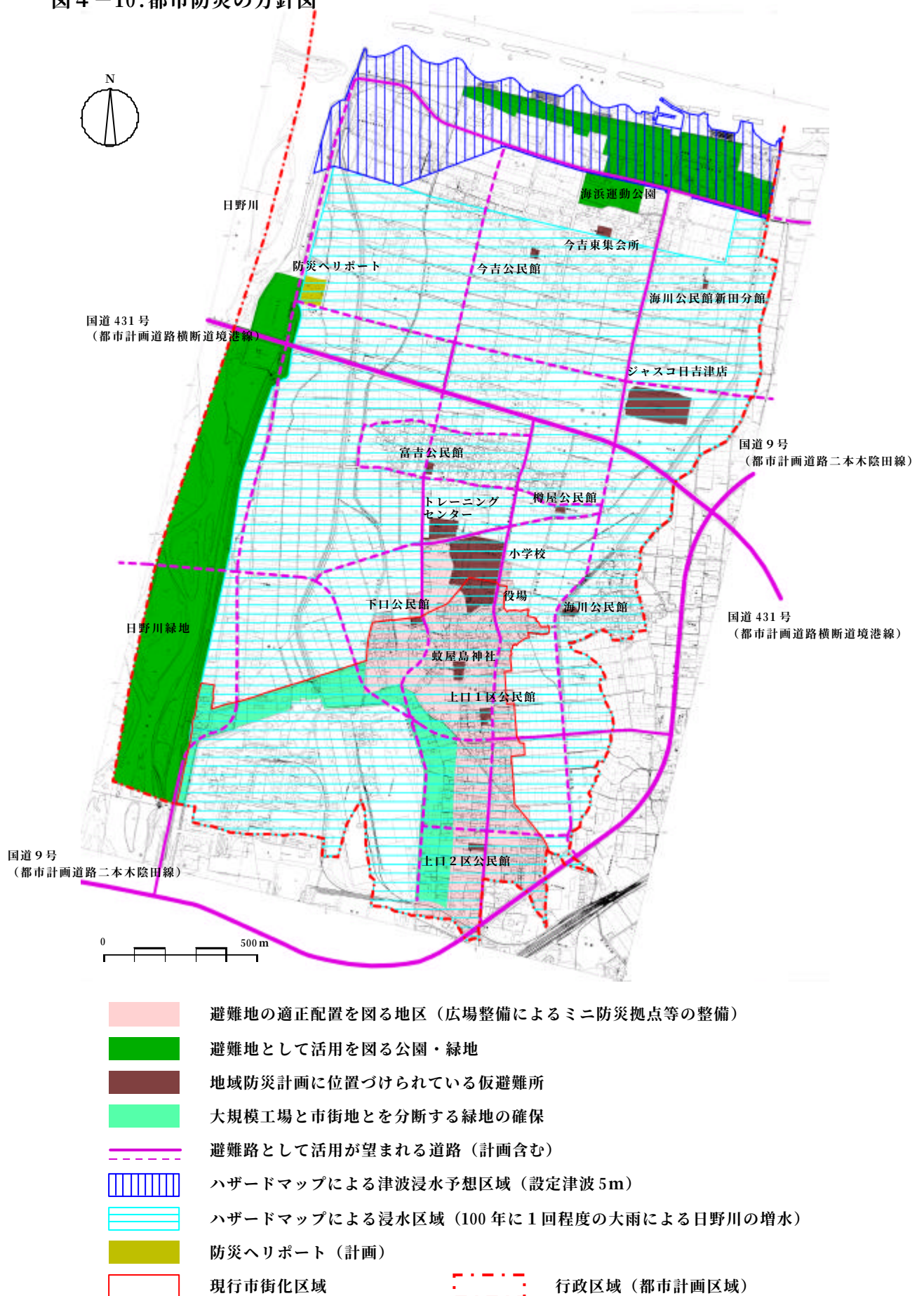


(5) 地域防災力の強化

啓発活動の推進や防災訓練の実施等を通じて、住民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、地域としての防災力の向上を図ります。

- ハザードマップの作成（改定）
- 「避難マニュアル」の策定並びに情報伝達訓練や実動訓練の実施
- 地域・自治会等との連携による防災訓練の実施

図4-10. 都市防災の方針図



---

## V.地域別構想

---

### 1. 地域別構想の役割

### 2. 地域別構想

- 既存市街地
- 新規市街地
- 農村集落地

## 1. 地域別構想の役割

### 1) 地域別構想の役割

地域別構想は、全体構想の将来都市像や都市づくりの方針を基本に、地域の特性に応じて目指すべき将来像を明確にしていくものです。

都市にはそれぞれ顔があるように、各地域によってまちづくりの課題や目標が異なるため、住民がより身近に感じることのできる範囲を設定し、その地域固有の課題への方針を盛り込んだ地域整備の方向を示します。地域別にまちづくりの方針を示すことによって、身近なところからのまちづくりの考え方が明確になります。また、住民が日吉津村全体の都市づくりの方針と、自らの住む地域との関りを認識できるようにもなります。このため、住民の参加や協力を主体としたまちづくりへの展開が期待されます。本村では、平成16年度より、村内7つの各地域で「コミュニティ計画づくり」を提案しています。地域別構想は、このコミュニティ計画のハード面（土地利用並びに施設や建物など安全で快適な環境づくりに関する事項）に関する内容を反映していくことも求められています。

したがって、この「地域別構想」や今後策定される「コミュニティ計画」を基本として、まちづくり手法の検討、官民の役割分担などについて、住民・事業者・各種団体・行政との議論を活発化させ、より良いものに仕上げていく必要があります。

### 2) 地域区分の考え方

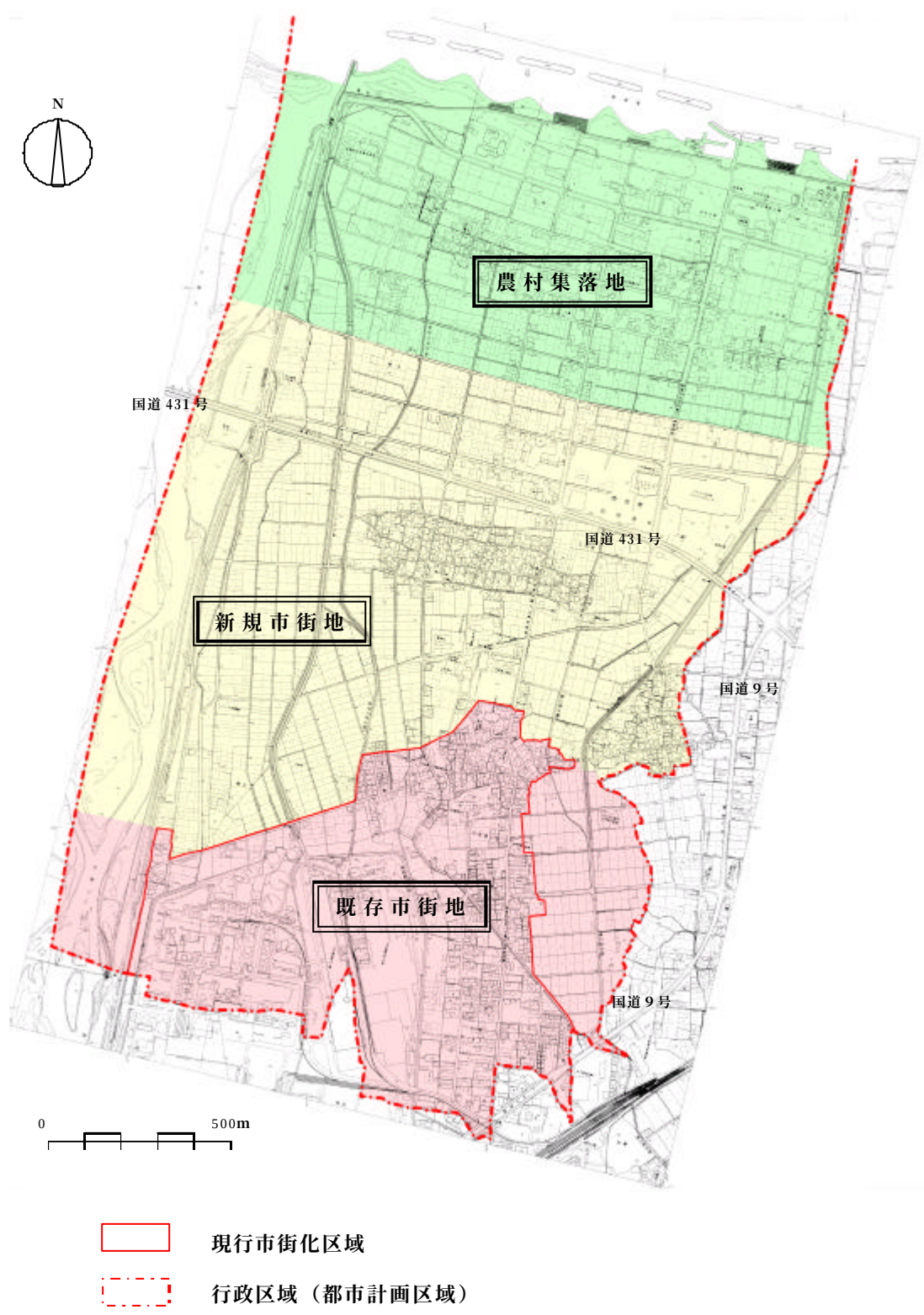
地域区分の考え方は、土地利用の類似性、日常の生活圏、地域特性や地理的条件、歴史的背景などに配慮して、日吉津村全体を次の3つの地域に区分しています。

表5－1 地域の概況

| 地域名称  | 面積(ha・%) |       | 人口(人・%) |       | 世帯数(世帯・%) |       | 土地利用等              |
|-------|----------|-------|---------|-------|-----------|-------|--------------------|
|       | 面積       | 構成比   | 人口      | 構成比   | 世帯数       | 構成比   |                    |
| 既存市街地 | 121      | 29.1  | 1,230   | 41.1  | 403       | 43.9  | 市街化区域・農地           |
| 新規市街地 | 187      | 44.9  | 920     | 29.9  | 240       | 26.1  | 沿道商業・集落地<br>農地     |
| 農村集落地 | 108      | 26.0  | 923     | 30.0  | 275       | 30.0  | C C Z・田園居住地・集落地・農地 |
| 合 計   | 416      | 100.0 | 3,073   | 100.0 | 918       | 100.0 |                    |

注) 面積は、各地域の面積は図面計測値  
人口及び世帯数は、平成17年国勢調査

図 5－1 地域区分図





## 2. 地域別構想

### 2-1. 既存市街地

#### 1) 地域の概況と課題

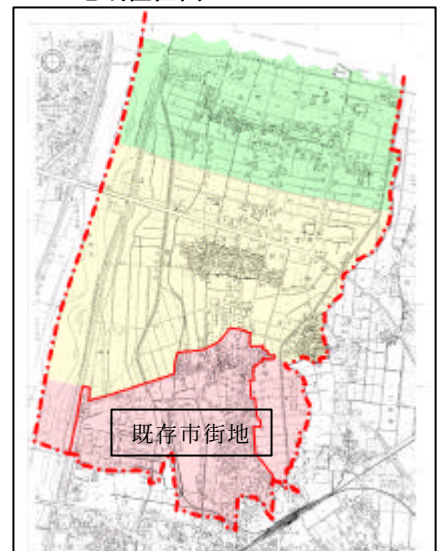
本地域は、県西部の主要都市である米子市と連たんして市街地が形成されている地域で、工業機能や住機能の他、行政サービス機能などの主要都市機能が集積しています。

人口は、平成17年1,230人（国勢調査）で、平成2年で降減少傾向を示しており、過去15年間では約150人が減少しています。また、少子・高齢化の進展もみられ、安心して歩ける街、街に出たくなるようなうるおい空間等の整備、人にやさしい公共交通の確保など、福祉のまちづくりへの展開が望まれています。

地域の交通は、道路交通を中心とし、近接してJR伯耆大山駅を擁しています。道路は、県道日吉津伯耆大山停車場線及び旧国道線（1級村道）を中心とした道路網が形成されていますが、殆どの路線が幅員4m～5m程度の道路となっています。このため、快適な歩行環境と円滑な自動車交通を共に実現する道路網の確保、JR伯耆大山駅との交通結節機能の強化、安全な生活道路の確保、並びに快適な歩行者空間のネットワーク化など、人々のいきいきとした交流を支える交通環境の確立が必要とされています。

市街地は、日野川沿いに大規模工業地、その東側隣接地には住居系施設が混在する軽工業地が形成されています。住宅地は、業務系土地利用に隣接する北側に形成されており、旧国道沿いに形成されている趣のある街並み並びに新しい都市型住宅と農家住宅とが混在し、独特な住宅地景観が見られます。しかしながら、幅員4m未満の狭隘道路を中心として形成されている地区が分布しており、特に主要道路の背後地などは、接道不良住宅の集積がみられ、独特な街並み景観を活かしながら防災道路の整備など安全な住環境への対応が望まれています。工業地は、都市の活力を高める産業拠点地区として保護・育成する他、隣接する住宅地への環境上の配慮が必要とされています。また、軽工業地については、道路基盤等の整備とあわせた産業環境と住環境との調和を図るなど、住工が混在した良好な市街地環境の実現が求められています。なお、大規模工業地周辺にはまとまりのある未利用地を有する地区がみられるものの、近年住宅開発が進行し、住宅地としての開発適地は少なくなってきました。このため、これらの未利用地は、住宅地と工業地との分断や緑豊かな潤い空間の育成に資するなど、安全・快適なまちづくりへの活用が求められています。

□. 地域位置図





市街地周辺は、都市緑地に指定されている日野川緑地やまとまりのある農地が分布しています。本村の地形的な特性として、大規模な樹林地を有していないことから、これらの農地や緑地は、住民に潤い空間を提供する貴重な自然資源となっており、市街地と一体となった魅力ある自然環境の保護・育成が必要とされています。

## 2) まちづくりの基本的な考え方

行政機能や工業機能を有し、古くからの住宅や新しい住宅が混在する地区特性を踏まえ、蚊屋島神社等の歴史的資源や周辺の自然資源、都市機能の集積を活かしながら、身近な場所での充実した生活を可能とするため、快適な歩行空間やにぎわいのある交流拠点地区の実現、職・住の近接する居住環境の育成を進めていくものとし、まちづくりの基本的な考え方を次のように設定します。

### 健康で快適に暮らせるまちづくり

- 既存の都市機能の集積を活かしながら、地域の活性化を促す交通基盤の整備とともに、既存地域資源等を活用して自由に行動できる空間や人が集える空間を再生するなどにより、快適に暮らせるまちづくりを進めていきます。
- 産業地として、周辺環境に配慮しつつ既存機能の維持・強化を図るとともに、道路基盤等の整備と併せた良好な住環境を育成していきます。

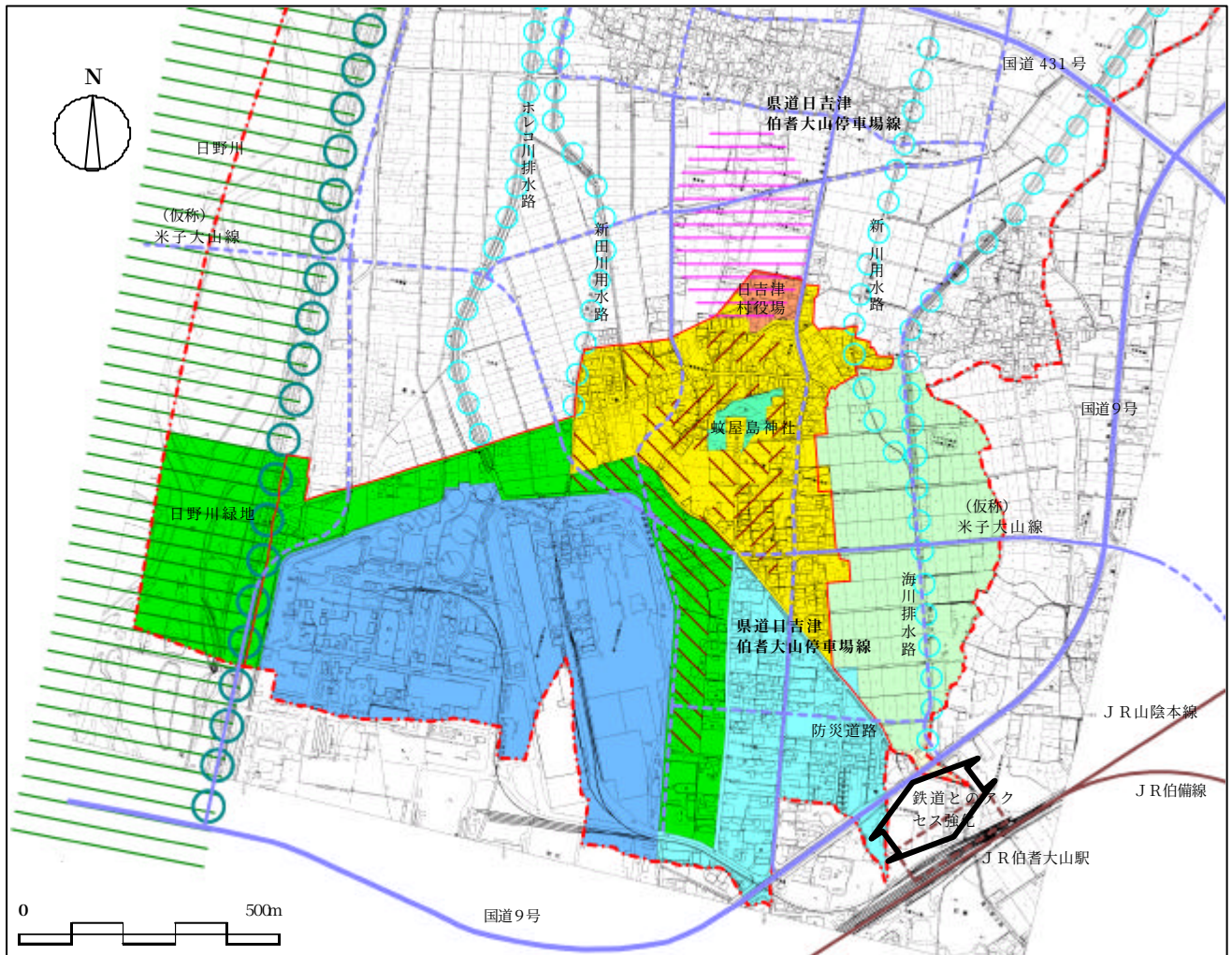
## 3) まちづくりの方針

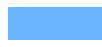
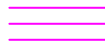
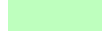
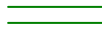
| 理念           | 目 標                  | まちづくりの方針                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然を活かしたまちづくり | 地域資源を活用した緑のネットワークづくり | ◇ 魅力的な水辺空間の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 日野川を環境軸として位置づけ、はぜの木他桜、イチョウ、柳、黒松を植樹する「並木ベルト」の形成、自然再生と環境保全・親水化を促進するなど、地域のシンボルとして育成していきます。</li> <li>• 新川・新田川用水路、海川・ホレコ川排水路等のうるおい空間化（自然回復、親水空間や散策路等の整備等）の拡大に努めます。</li> </ul> |
|              |                      | ◇ 豊かな自然景観づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市街地における貴重な樹林地となっている蚊屋島神社の自然緑地の量や質を良好に保全します。</li> <li>• 市街地内に点在する屋敷林等の緑や文化財と一体となる緑などの貴重な緑地の保護・育成を図ります。</li> </ul>                                                          |

| 理念               | 目 標                       | まちづくりの方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然を活かしたまちづくり     | 地域資源を活用した緑のネットワークづくり（つづき） | <p>◇ 人々が集える場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人々が集いふれあう場の核として、行政サービス機能や教育機能の集中する地域及びその周辺を位置づけ、うるおい空間の拡充等を推進していきます。</li> <li>日野川緑地や田園緑地及び用排水路等を対象として、地域の協力を得ながら、自然学習やレクリエーションなどの目的にとどまらず、世代を超えた生涯学習など、幅広い地域研究や地域づくりの場づくりを展開していきます。</li> <li>市街地内の身近な緑である農地については、地域の協力を得ながら村民農園等として確保するとともに、遊び場や広場への活用確保に努めます。</li> </ul> |
|                  |                           | <p>◇ ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の緑の保護・創出、用水路や道路基盤整備に伴う潤い空間の育成により、相互の緑をつなぎ、水と緑のネットワークを形成していきます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                               |
| 農と住の調和したまちづくり    | 田園景観づくり                   | <p>◇ 農地の多面的利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の東側に広がる農地については、優良農地の確保や農地の多面的利用を促進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                     |
| 快適で安心して暮らせるまちづくり | 歩いて暮らせるまちづくり              | <p>◇ 道路網の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地における交通利便性を高めるため、村道旧国道線や同箕海川線等の東西方向の道路や県道日吉伯耆大山線の機能強化、周辺地域へのアクセス性を確保する道路の整備により、骨格的な道路網を形成します。</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
|                  |                           | <p>◇ 安全で快適な居住環境の保護・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行き止まり道路の解消や細街路の拡幅等が必要な地区については、地区骨格道路や防災道路、公園・広場などの地区施設を確保する視点からの地区計画の導入により、安全な市街地の育成を進めます。</li> <li>市街地内の農地などの空閑地を多く有する地区については、地区計画等の活用により、必要な基盤を確保しつつ、住宅供給等の適切な土地利用を誘導するなど、良好な市街地環境の育成に努めます。</li> <li>緑地協定による宅地の緑化を促進するなど、うるおいある市街地環境の育成を目指します。</li> </ul>         |
|                  |                           | <p>◇ 生産機能の保護・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日野川右岸に形成されている工業施設及び関連施設の保護・育成を図るため、当該地区と周辺住宅地とが共存する計画的な土地利用を誘導（緩衝緑地の確保など）していきます。</li> <li>住宅と工場・倉庫などが混在する地区は、工場敷地の緑化を促進するなど、住環境に配慮した共存を図っていきます。</li> </ul>                                                                                                                |

| 理念                | 目 標                   | まちづくりの方針                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 快適で安心して暮らせるまちづくり  | 歩いて暮らせるまちづくり<br>(つづき) | <p>◇ 人にやさしいまち空間の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役場を中心とした地域において、地域緑化の推進、ポケットパークの整備、歩車共存型の道路整備（コミュニティ道路等）や歩行者空間のバリアフリー化の推進により、安全・快適で回遊性の高い歩行者空間を育成します。</li> </ul>                           |
|                   |                       | <p>◇ 歩行者・自転車に配慮した環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地を中心として、歩道の拡幅、段差の解消など歩行者空間の改善に取り組みます。</li> <li>・ 自動車交通量の少ない道路等を利用し、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい快適な歩行者・自転車道のネットワーク化の検討を進めます。</li> </ul>        |
|                   |                       | <p>◇ 公共交通の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接するＪＲ伯耆大山駅については、本村とのアクセス性の向上を図るため、国道９号側への駅前広場や駐車場の確保など、交通結節機能の強化を促進します。</li> <li>・ バス交通の充実など、高齢者や障害者などに配慮した公共交通網の確立に取り組みます。</li> </ul>     |
| 参画と協働<br>によるまちづくり | 村民主体の<br>まちづくり        | <p>◇ 住民主体の体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「コミュニティ計画づくり推進組織」を基本として、住民と行政との協働によるまちづくりを進めます。</li> <li>・ 「コミュニティ計画づくり」を通して、住民が、まちづくりの構想や計画づくり、身近な施設の管理運営に積極的に参加できる協働体制を整えていきます。</li> </ul> |

図 5-2 既存市街地のまちづくりの方針図



- |                                                                                     |                                        |                                                                                     |                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
|  | 一般住宅地としての環境を保護・育成                      |  | 生活道路の環境改善や広場などの整備による災害に強いまちづくりの推進            |
|  | 工業地としての環境を保護・育成                        |  | 公共・文教機能の充実及び安全な歩行者空間やうらやま空間づくりにより、人々の集える場の育成 |
|  | 住宅と軽工業施設との共存を図りつつ、市街地環境の保護・育成          |  | 「はげの木」の保護や植樹の他、桜、イチョウ、柳、黒松の植樹による「並木ベルト」の育成   |
|  | 地域コミュニティの核として、景観や環境の育成                 |  | 水路等の環境保全・親水空間化・散策路としての活用                     |
|  | 地域の合意形成による優良農地の確保及び農地の多面的利用            |  | 既存<br>計画<br>主要道路（計画含む）                       |
|  | 市街地と一体となる自然緑地の保護・育成                    |  | 鉄 道                                          |
|  | 公園及び自然を活用したふれあい空間の育成及び良好な市街地を保護する緑地の育成 |  | 現行市街化区域                                      |
|  | 地域を構成する緑の・保護・育成                        |  | 行政区域（都市計画区域）                                 |
|  | 地域の合意形成による未利用地を活用した良好な市街地環境の育成         |                                                                                     |                                              |



## 2-2. 新規市街地

### 1) 地域の概況及び課題

本地域は、国道431号を中心として村域の中央部に位置し、国道の一角には大規模商業施設が立地しており、その沿道及び背後地はまとまりのある農地や集落地が形成されています。

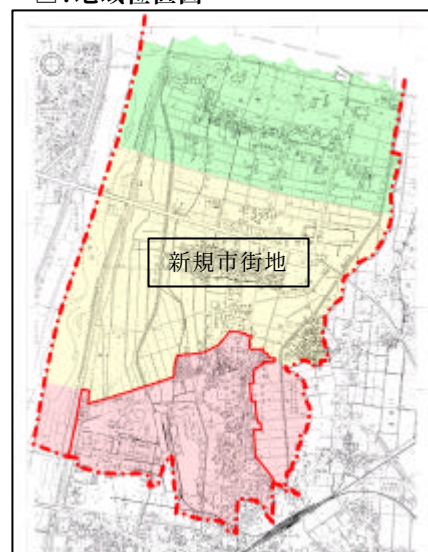
人口は、平成17年920人（国勢調査）で微増傾向を見せています。

地域の主要な交通は、道路です。当該地域の中央部には、国道9号から弓浜半島方面にかけての東西交通軸である国道431号、南北方向には県道日吉津伯耆大山停車場線があり、これらを中心として生活道路網が形成されています。しかしながら、集落地内部の生活道路は、幅員4m未満の狭隘な道路が多くなっています。また、交通量の多い国道431号は、慢性的な交通容量の不足を招いており、日常生活の道路としての機能回復への対応も指摘されています。このため、通勤・通学や買い物など日常の生活に利用される道路としては、歩行者にとっては危険で、車にとっては使いづらいことから、地域内道路の改修・整備とともに、都市圏としての円滑な交通ネットワークの育成による国道の機能拡充や交通容量の確保が必要とされています。

都市的土地利用としては、国道431号の整備とともに大規模商業施設や沿道サービス関連施設の立地が進行しており、隣接する米子市と一体となる新たな都市軸が形成されています。しかしながら、本村の当該地域は、市街化調整区域における幹線道路沿道地区であり、一部の地区では無秩序な開発の進行がみられることから、計画的な土地利用コントロールとともに、安全で魅力ある都市軸の育成が必要とされています。また、国道南側背後地の集落地は、農家住宅を主体とする低層の住宅地であり、比較的ゆとりのある敷地への建物立地となっていますが、接道義務（原則、幅員4m以上の道路に宅地が2m以上接していること。）違反のものがみられ、緊急車輛の通行が可能となるなどの防災面の改善が必要とされています。さらに、南側には、現行市街化区域と一体的となる文教・厚生施設や市街地からにじみ出す住宅地が立地しています。このため、現行市街化区域から国道431号北側の地区一帯については、農業施策との調整を図りながら将来的には市街化区域への編入を前提として、市街化圧力に適切に対応する計画的な土地利用の誘導が必要とされています。

都市的土地利用の周辺は、都市緑地に指定されている日野川緑地や水田を中心とする広大な農地で構成されています。これらの良好な自然資源については、今後とも継承していくとともに、人・自然の「集い・憩いの場」としての活用などが望まれています。

□. 地域位置図



## 2) まちづくりの基本的な考え方

豊かな田園環境を維持していくことを基本に、国道431号の機能強化による新都市軸の育成、教育関連施設の集積を活かした良好な教育環境の保護・育成などにより、交流のさかんな活力あるまちづくりを進めていくものとし、まちづくりの基本的な考え方を次のように設定します。

### 新しい日吉津の顔づくり

- ・ 田園環境を大切にし、民間活力を活用して国道 431 号の機能強化による新都市軸の拡充を促しながら、弓浜半島の玄関口として育成していきます。
- ・ 既存の教育関連機能の集積を活かしながら、自由に行動できる空間や人が集える空間を再生するとともに、田園環境を活かした集落地づくりを進めていきます。

## 3) まちづくりの方針

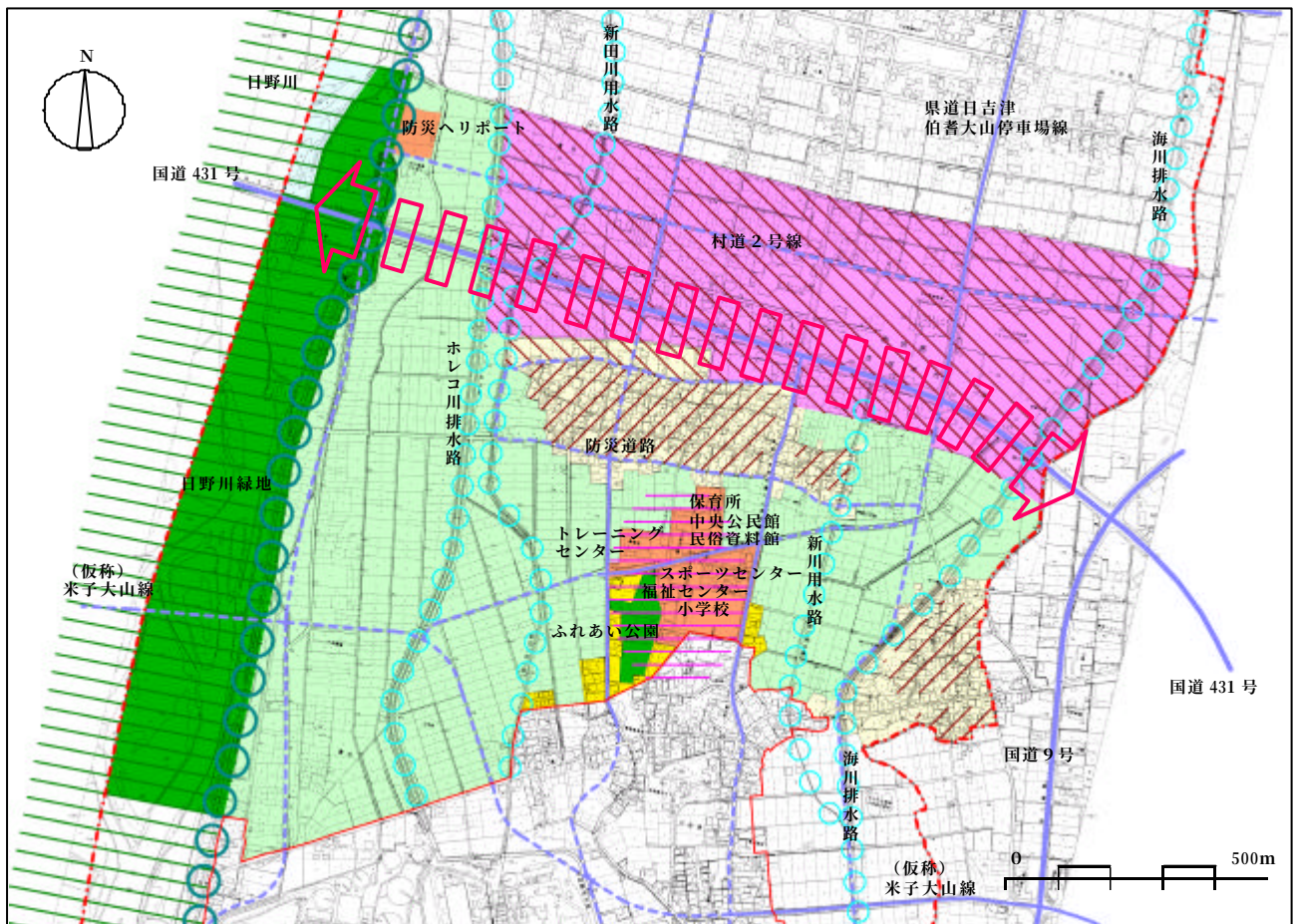
| 理念           | 目 標                    | まちづくりの方針                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然を活かしたまちづくり | 日野川や農地を活用した緑のネットワークづくり | <p>◇ 魅力的な水辺空間の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日野川を環境軸として位置づけ、はぜの木他桜、イチョウ、柳、黒松を植樹する「並木ベルト」の形成、自然再生と環境保全・親水化（水辺の楽校等）を促進するなど、地域のシンボルとして育成していきます。</li> <li>・ 用排水路等のうるおい空間化（自然回復、親水空間化や散策路等の整備など）の拡大に努めます。</li> </ul> |
|              |                        | <p>◇ 豊かな自然景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落地内に点在する樹林地や屋敷林など、貴重な緑地の保護・育成を図ります。</li> </ul>                                                                                                                     |



| 理念               | 目 標                             | まちづくりの方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然を活かしたまちづくり     | 日野川や農地を活用した緑のネットワークづくり<br>(つづき) | <p>◇ 人々が集える場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人々が集い・ふれあう場の核として、行政サービス機能や教育機能の集中する地域及びその周辺を位置づけ、良好な教育環境の保護・育成を図るとともに、うるおい空間の拡充等を推進していきます。</li> <li>水辺の楽校の整備と併せ、日野川緑地や田園緑地及び用水路等を対象として、地域の協力を得ながら、自然学習やレクリエーションなどの目的にとどまらず、世代を超えた生涯学習など、幅広い地域研究や地域づくりの場づくりを展開していきます。</li> <li>平常時は村民の憩いの場やグラウンドとして利用し、災害時には拠点となる防災ヘリポートの整備を促進します。</li> </ul>                                        |
|                  |                                 | <p>◇ ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用水路や道路基盤整備に伴う潤い空間の育成により、相互の緑をつなぎ、既存市街地とを連絡する水と緑のネットワークを形成していきます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 農と住の調和したまちづくり    | 田園景観づくり                         | <p>◇ 住み良い集落環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゆとり田園集落地については、田園環境と調和のとれたある程度の開発を許容（既存集落やその周辺地区において、地域コミュニティの維持・活性化のための住宅、定住化を促進する菜園付住宅などのゆとりある住宅や利便施設など）しながら、ゆとりある田園環境の保護・育成を図ります。</li> <li>区画道路が不足する集落地については、地区計画等の適用により、防災道路や広場等の地区施設の確保、敷地の細分化等を防止し、ゆとり田園集落地の形成を図ります。</li> </ul>                                                                                            |
|                  |                                 | <p>◇ 農地の多面的利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国道の後背地に広がる農地については、優良農地の確保や農地の多面的利用を促進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 快適で安心して暮らせるまちづくり | 魅力ある都市軸の育成                      | <p>◇ 玄関口の環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>隣接する米子市との連続性のある魅力的な街並みを育成するため、国道431号を都市軸として位置づけ、魅力ある商業空間や街並み景観及び緑豊かで快適な歩行者空間づくりを進めます。</li> <li>魅力ある商業空間づくりと連携して、周辺地域との回遊空間のネットワーク形成を図り、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。</li> <li>国道431号沿道地域一帯は、農業施策との調整を図りながら将来的には市街化区域への編入を前提として、村民や来訪者に快適で魅力ある空間としていくため、地域の合意形成を図りながら、地区計画や面整備を促進し、既存機能の拡充や新規機能の導入など、弓浜半島の「玄関口」としてふさわしい良好な空間の育成に努めます。</li> </ul> |
|                  |                                 | <p>◇ 道路網の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域内における交通利便性を高めるため、広域交通軸である国道431号を補完する東西方向の道路となる（仮称）米子大山線や県道日吉津伯耆大山線の機能強化等により、骨格的な道路網を強化します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                 |

| 理念                   | 目 標                 | まちづくりの方針                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 快適で安心して暮らせる<br>まちづくり | 魅力ある都市軸の育成<br>(つづき) | <p>◇ 歩行者・自転車に配慮した環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが安心して歩いて暮らせる地域づくりを進めるため、国道と市街地とのアクセス性の強化の一環として、歩道の拡幅、段差の解消など歩行者空間の改善に取り組みます。</li> <li>河川及び農地や用水路の管理道路等を利用し、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい快適な歩行者・自転車道のネットワーク化の検討を進めます。</li> </ul> |
|                      |                     | <p>◇ 公共交通の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バス交通の充実など、高齢者や障害者などに配慮した公共交通網の確立に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                          |
| 参画と協働<br>によるまちづくり    | 村民主体の<br>まちづくり      | <p>◇ 住民主体の体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「コミュニティ計画づくり推進組織」を基本として、住民と行政との協働によるまちづくりを進めます。</li> <li>「コミュニティ計画づくり」を通して、住民が、まちづくりの構想や計画づくり、身近な施設の管理運営に積極的に参加できる協働体制を整えていきます。</li> </ul>                                    |

図 5-3 新規市街地のまちづくりの方針図



- |  |                                                                            |  |                                              |
|--|----------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------|
|  | 農業施策との調整を図りながら将来的には市街化区域への編入を前提として、商業施設や沿道サービス施設等を計画的に誘導し、魅力的なにぎわい空間を保護・育成 |  | 公共・文教機能の充実及び安全な歩行者空間やうるおい空間づくりにより、人々の集える場の育成 |
|  | 一般住宅地としての環境を保護・育成                                                          |  | 新都市軸として、地域の合意形成による良好な沿道景観やにぎわい空間の育成          |
|  | 地域コミュニティの核として、景観や環境の育成                                                     |  | 「はげの木」の保護や植樹の他、桜、イチョウ、柳、黒松の植樹による「並木ベルト」の育成   |
|  | 地域コミュニティの維持・活性化を図るため、既存集落及びその周辺地区において、住宅等を許容し、ゆとりある田園集落地の育成                |  | 水路等の環境保全・親水空間化・散策路としての活用                     |
|  | 地域の合意形成による優良農地の確保及び農地の多面的利用                                                |  | 既存<br>計画<br>主要道路（計画含む）                       |
|  | 公園及び自然を活用したふれあい空間の育成及び良好な市街地を保護する緑地の育成                                     |  | 現行市街化区域                                      |
|  | 地域を構成する緑の・保護・育成                                                            |  | 行政区域（都市計画区域）                                 |
|  | 地域の合意形成による未利用地を活用する計画的な土地利用を誘導                                             |  |                                              |
|  | 生活道路の環境改善や広場などの整備による災害に強いまちづくりの推進                                          |  |                                              |

## 2－3．農村集落地

### 1）地域の概況及び課題

本地域は、美保湾に面し、海岸沿いには良好な松並木が独特の景観を構成しており、それらと一体となった海浜運動公園や日吉津温泉「うなばら荘」を中心とする一帯が「ファンタジーコーストひえづ」としてレクリエーション拠点を形成し、その周辺地はまとまりのある農地や集落地が分布しています。

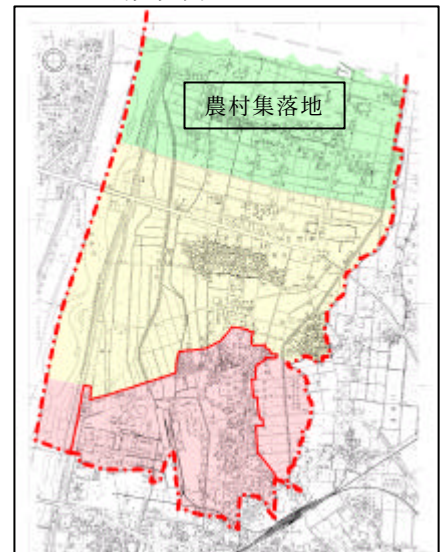
人口は平成17年923人（国勢調査）であり、「ファンタジーコーストひえづ」に隣接する今吉田園土地地区画整理事業の完成に伴い、近年増加傾向を見せています。

地域の主要な交通は、道路です。海岸線と並走して温泉線（村道）、これから国道431号にかけては県道日吉津伯耆大山停車場線があり、これらを中心として生活道路網が形成されています。なお、田園土地地区画整理事業の完成に伴い、集落地内の生活道路は概ね良好な整備水準となっていますが、一部には幅員4m未満の狭隘な道路もみられます。また、交通量の多い国道431号は、慢性的な交通容量の不足を招いており、住民と来訪者との輻輳化など日常生活への支障が指摘されています。このため、地域内道路の改修・整備とともに、都市圏としての円滑な交通ネットワークの育成による国道の機能拡充や交通容量の確保が必要とされています。

都市的な土地利用としては、コースタル・コミュニティ・ゾーン計画に基づき整備されつつある「ファンタジーコーストひえづ」やその一翼を担う海浜運動公園が、鳥取県西部地域を代表する海洋性レクリエーション拠点を形成しており、近年は福祉施設の立地も進み、福祉・レクリエーション拠点として、地域の活性化が進んでいます。また、福祉・レクリエーション拠点到隣接する地区は、良好な田園住宅地の形成が進んでいます。これは、米子市の都市化圧力を適切に受け止めながら、居住環境と営農環境との調和を図りつつ、良好な住環境の整備を目的とした今吉田園土地地区画整理事業の完成によるものです。さらにその周辺には、農家住宅を主体とした小規模な集落地が点在しています。なお、これらは、周辺の農地と一体となり、良好な田園景観を形成しています。

自然的土地利用は、海岸沿いには防風林となっている良好な松並木、環境軸ともなっている日野川緑地、日野川河口部に広がる水田を中心とする農地で構成されています。これらの良好な自然資源を今後とも継承していくとともに、「憩いの場」「いやしの空間」としての活用など、人や自然との交流を生む魅力的なまちづくりが望まれています。

□．地域位置図





## 2) まちづくりの基本的な考え方

良好な自然環境や田園環境を大切にしながら、居住者や来訪者が自然とふれあえる美しいまちづくりを進めていくものとして、まちづくりの基本的な考え方を次のように設定します。

### 豊かな自然を享受するまちづくり

- 温泉資源や県西部圏域を代表する「海洋性レジャーゾーン」並びに福祉施設が立地する地区特性を活かし、日野川や海岸沿いの自然緑地、周辺に広がる農地など、良好な自然環境や田園環境を大切にしながら、福祉・レジャーゾーンとしてゆとり空間を育成していきます。
- 豊かな田園環境を大切にし、居住環境と営農環境との調和のとれた、ゆとりとうるおいのある田園居住区を育成していきます。

## 3) まちづくりの方針

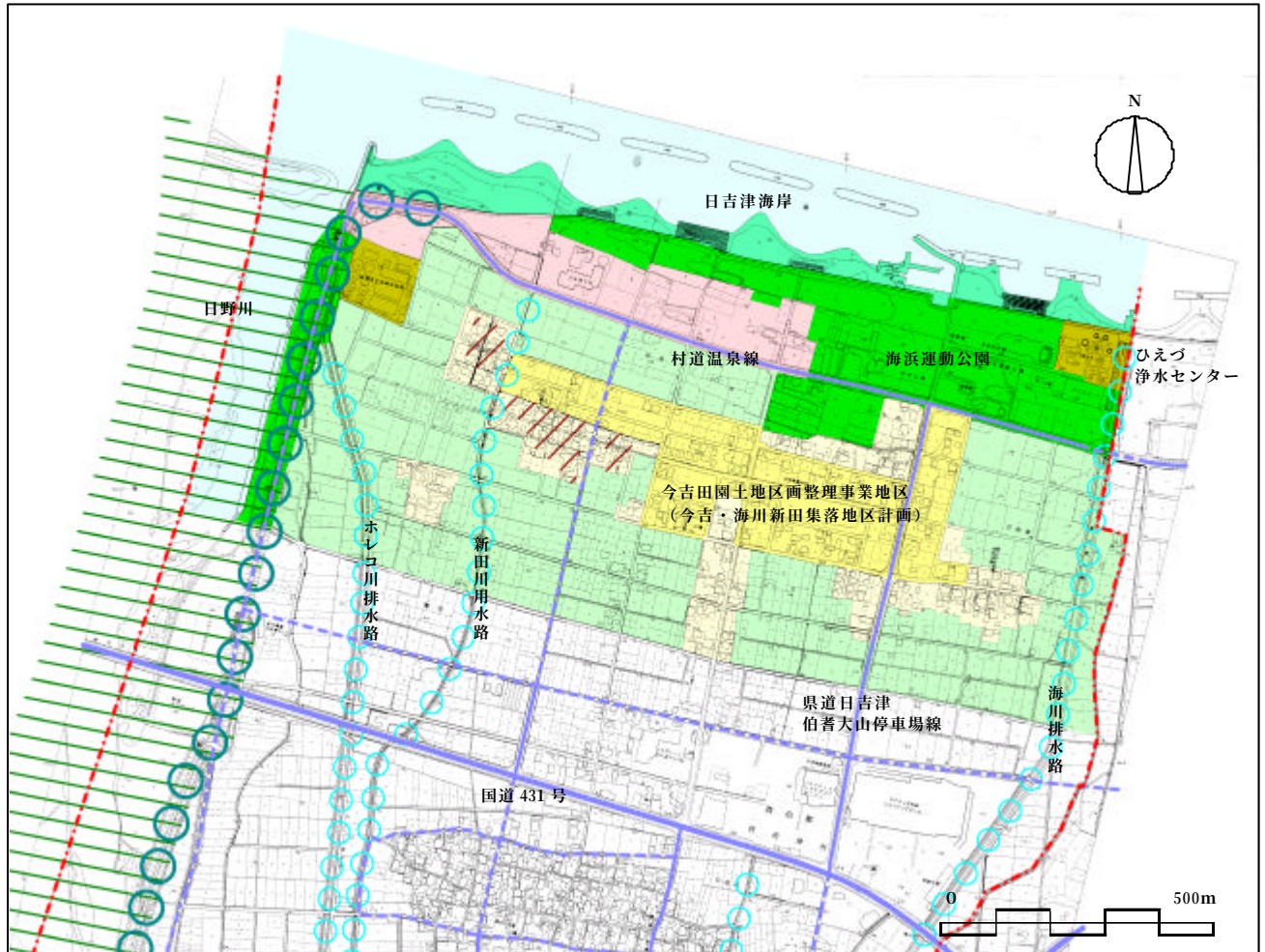
| 理念           | 目 標                     | まちづくりの方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然を活かしたまちづくり | 海・川及び農地を活用した緑のネットワークづくり | ◇ 「福祉・レジャーゾーン」の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「ファンタジーコーストひえづ」一帯を福祉・レジャーゾーンとして位置づけ、温泉資源の活用や既存施設の機能拡充等により、快適で魅力あるゆとり空間を育成するとともに、海での体験などレクリエーションを通した人・自然との交流を促進していきます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                      |
|              |                         | ◇ 魅力的な水辺空間の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 日吉津海岸や日野川については、遊歩道の整備や貴重な緑地の保全など大自然を一体的に保全・活用していきます。</li> <li>• 美保湾に面する良好な海岸線を、住民や来訪者及び生物にもやさしい、水と緑あふれる環境や景観にしていくため、海岸線の保全や環境の向上を進めていきます。</li> <li>• 日野川を環境軸として位置づけ、はぜの木その他桜、イチョウ、柳、黒松を植樹する「並木ベルト」の形成、自然再生と環境保全・親水化（水辺の楽校等）を促進するなど、地域のシンボルとして育成していきます。</li> <li>• 用排水路等のうるおい空間化（自然回復、親水空間化や散策路等の整備など）の拡大に努めます。</li> </ul> |
|              |                         | ◇ 豊かな自然景観づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>• 集落地内に点在する自然緑地や屋敷林などの貴重な緑地の保護・育成を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                           |

| 理念               | 目 標                          | まちづくりの方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然を活かしたまちづくり     | 海・川及び農地を活用した緑のネットワークづくり（つづき） | <p>◇ 人々が集える場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>美保湾の海岸沿いの緑地や日野川緑地、並びに田園緑地及び用水路等を対象として、地域の協力を得ながら、自然学習やレクリエーションなどの目的にとどまらず、世代を超えた生涯学習など、幅広い地域研究や地域づくりの場づくりを展開していきます。</li> </ul>                                                                                                                                                                  |
|                  |                              | <p>◇ ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用水路や道路基盤整備に伴う潤い空間の育成により、相互の潤いのある施設や緑をつなぎ、水と緑のネットワークを形成していきます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                         |
| 農と住の調和したまちづくり    | 田園景観づくり                      | <p>◇ 住み良い集落環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今吉地区の面的整備済み地区は、現行の集落地区計画を遵守し、ゆとりある田園住宅地としての環境を保護します。</li> <li>その他の集落地については、田園環境との調和のとれたある程度の開発を許容（地域コミュニティの維持・活性化のための住宅、定住化を促進する菜園付住宅などのゆとりある住宅や利便施設など）しながら、ゆとり田園集落地の形成を図ります。</li> <li>区画道路が不足する地区については、地区計画等の適用により、地区骨格道路や広場等の地区施設の確保、敷地の細分化等を防止するなど、良好な環境を保護しながら、居住環境の改善を図ります。</li> </ul> |
|                  |                              | <p>◇ 農地の多面的利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集落地周辺に広がる農地については、優良農地の確保や農地の多面的利用を促進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                            |
| 快適で安心して暮らせるまちづくり | 歩いて暮らせるまちづくり                 | <p>◇ 道路網の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域内における交通利便性を高めるため、広域交通軸である国道431号を補完する村道温泉線等の東西方向の道路、国道に連絡する南北方向の道路整備などにより、骨格的な道路網を強化します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                |
|                  |                              | <p>◇ 歩行者・自転車に配慮した環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが安心して歩いて暮らせる地域づくりを進めるため、国道とのアクセス性の強化の一環として、歩道の拡幅、段差の解消など歩行者空間の改善に取り組みます。</li> <li>河川及び農地や用水路の管理道路等を利用し、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい快適な歩行者・自転車道のネットワーク化の検討を進めます。</li> </ul>                                                                                                                       |
|                  |                              | <p>◇ 公共交通の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バス交通の充実など、高齢者や障害者などに配慮した公共交通網の確立に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                            |



| 理念                | 目 標                | まちづくりの方針                                                                                                                                                                                              |
|-------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参画と協働<br>によるまちづくり | 村 民 主 体 の<br>まちづくり | <p>◇ 住民主体の体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「コミュニティ計画づくり推進組織」を基本として、住民と行政との協働によるまちづくりを進めます。</li> <li>「コミュニティ計画づくり」を通して、住民が、まちづくりの構想や計画づくり、身近な施設の管理運営に積極的に参加できる協働体制を整えていきます。</li> </ul> |

図 5－4 農村集落地のまちづくりの方針図



- |                                                                                     |                                                             |                                                                                     |                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
|  | 地域資源を活かした福祉・レジャー機能の強化による拠点地区の育成                             |  | 「はげの木」の保護や植樹の他、桜、イチョウ、柳、黒松の植樹による「並木ベルト」の育成 |
|  | ゆとりある田園住宅地の保護・育成                                            |  | 水路等の環境保全・親水空間化・散策路としての活用                   |
|  | 地域コミュニティの維持・活性化を図るため、既存集落及びその周辺地区において、住宅等を許容し、ゆとりある田園集落地の育成 |  | 既存<br>主要道路（計画含む）                           |
|  | 地域の合意形成による優良農地の確保及び農地の多面的利用                                 |  | 行政区域（都市計画区域）                               |
|  | 公園及び自然を活用したふれあい空間の育成及び良好な市街地を保護する緑地の育成                      |                                                                                     |                                            |
|  | 地域を構成する緑の・保護・育成                                             |                                                                                     |                                            |
|  | 生活道路の環境改善や広場などの整備による災害に強いまちづくりの推進                           |                                                                                     |                                            |

---

## VI.実現化方策

---

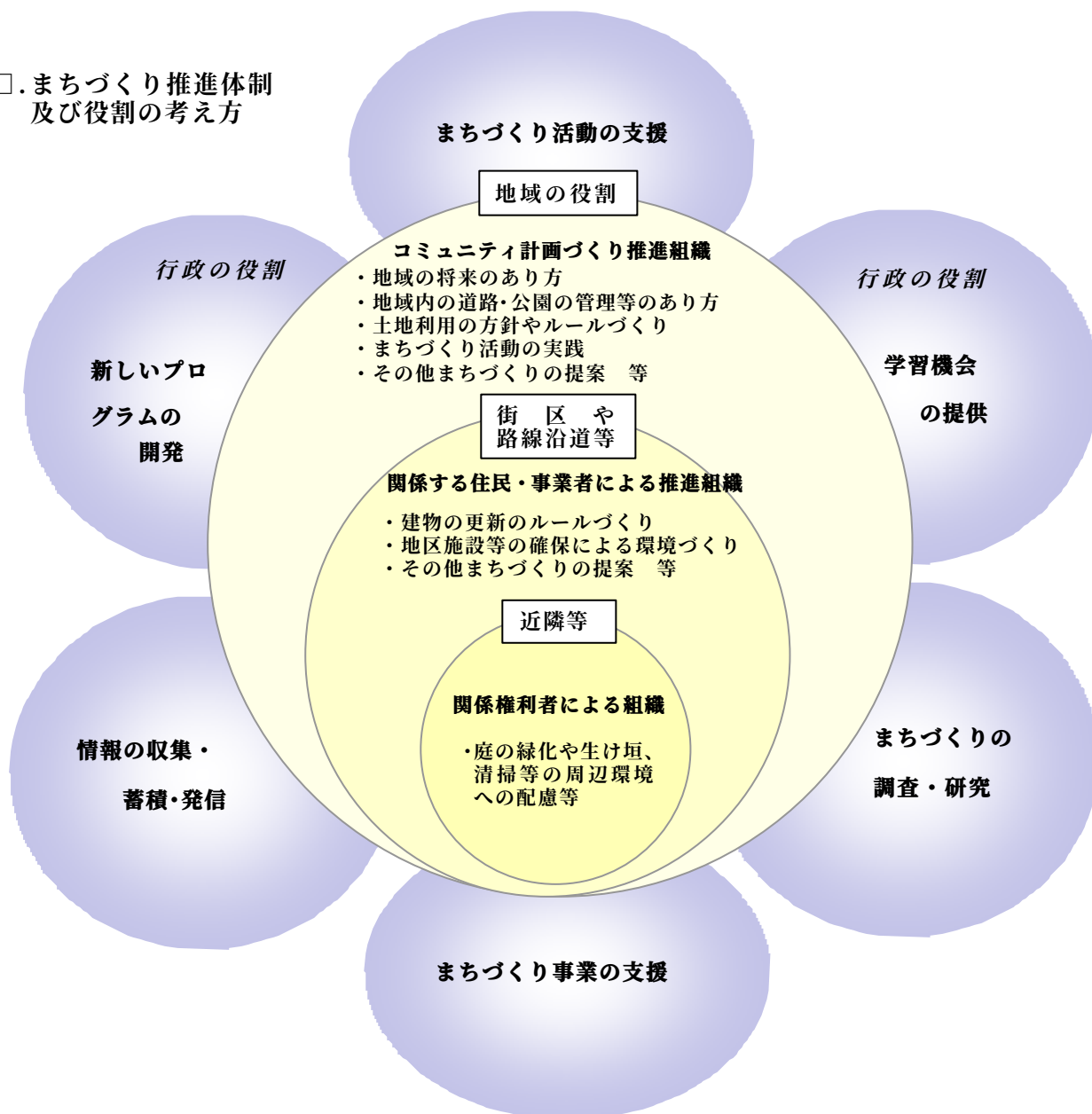
1. まちづくりの推進体制づくり
2. 住民主体のまちづくりの推進
3. 都市計画マスタープランの各種施策の推進

## 1. まちづくりの推進体制づくり

日吉津村都市計画マスタープランの内容を実現化していくためには、住民・事業者・各種団体・行政が協力しながら進める「参画と協働によるまちづくり」が求められています。そのためには、総合計画との整合をはかりながら、それぞれの適正な役割分担により、個々が主体となったまちづくりから地域が協力して行うまちづくりへと移行する必要があります。

現在、村内各地域での「コミュニティ計画づくり」の他、集落地区計画によるルール  
の遵守や花いっぱい運動などのまちづくり活動が、各地で展開されています。これらの  
住民組織の連携や活動を発展させ、住民主体のまちづくりを推進するため、それらの組  
織化や推進システムの構築などのまちづくりの推進体制を整えていきます。

### □.まちづくり推進体制 及び役割の考え方



## 2. 住民主体のまちづくりの推進

より良いまちづくりを進めていくには、地域や地区の単位毎に、住民自らがまちづくりに対して、積極的に取り組んでいくことが重要です。

そのため、平成16年度より、村内各地域での「コミュニティ計画づくり」を提案しています。現在進めている「コミュニティ計画づくり」を通して、①住民等への支援、②まちづくり情報の提供、③まちづくりの場づくりなど、まちづくりのための支援や条件・環境整備を充実させていきます。

### ① 住民等への支援

各地域で設置されているコミュニティ計画づくり推進組織において、用水路の美化活動・親水活動、自主防災組織・自主避難マニュアルの作成、子供の安全見守り活動など各地域での住民の自主的なまちづくりが進められており、これらの活動を支援するとともに、行政内外の組織や支援体制を充実していきます。

### ② まちづくり情報の提供

積極的な住民参加を促し、住民が主体となるまちづくりを進めるために、コミュニティ計画づくり推進組織を通して、まちづくりに関する調査・研究及び情報の発信・提供を積極的行っていきます。

また、まちづくりについての理解を広めるために、公民館活動や学校教育の場の活用等も含めた広報活動の充実を検討します。

### ③ まちづくりの場づくり

住民・事業者・各種団体・行政の情報交換や合意形成を図る場を確保するものとし、住民主体のまちづくり推進組織の育成などを検討していきます。

## 3. 都市計画マスタープランの各種施策の推進

都市計画マスタープランの個別施策の具現化に際しては、住民主体のまちづくりを推進するとともに、財政事情等を踏まえながらまちづくりを進めていきます。

また、社会経済環境や地域環境の変化、現在行われている住民主体のまちづくりの進捗状況などにより、都市計画マスタープランの内容に見直しの必要性が生じた場合には、住民主体のまちづくりの考え方のもとに柔軟に見直しを行っていきます。





---

## 用語の解説

---

## あ行

### アメニティ [amenity]

都市計画がめざす居住環境の快適性。数量的に捉えにくい歴史的環境や自然景観などにも配慮した総合的な住み心地の良さ。

### アクセス [access]

近接、近づくこと、又はそのための手段。

### インフラストラクチャー [infrastructure]

生産や生活の基盤になる構造物。道路・港湾・鉄道・公園・上下水道・河川などの都市の骨格を形成する根幹的な施設。

## か行

### 開発許可

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められた都市計画区域内で開発行為を行おうとする者は、あらかじめ県知事の許可を受けなければなりません。（都市計画法第29条第1項）この許可に係わる一連の手続きを開発許可制度といいます。開発許可制度は開発行為に一定の水準を確保させるとともに、市街化調整区域においては開発行為を抑制し地域の市街化を抑えることを目的としています。

なお、開発行為とは、主として建築物の建築または特定工作物の建設を目的とする土地の区画形質の変更をいいます。

### 合併処理浄化槽

トイレ排水（し尿）や台所・洗濯・風呂などからの生活雑排水を併せて処理する施設です。

### 環境軸

多様な野生生物が生息・生育できるつながりを有する緑及び水面や水辺地等のつながりを位置づけています。

## 区域区分

都市を「市街化区域」と「市街化調整区域」に分ける制度のことをいいます。

市街化区域は、既に市街地が形成されている区域と、優先的に計画的な市街化を図っていく区域で、道路、公園、下水道等を積極的に整備していく区域です。

市街化調整区域は、原則として市街化を抑制する区域で、農地や自然環境の保全等のための区域です。

## 景観

けしき。特に、すぐれたけしき。

ここでは、その地域の風土、歴史、活動等が風景として映し出されているものをいいます。

## 景観法

「景観」そのものの整備・保全を目的とするわが国で初めての総合的な法律として、平成17年6月に全面施行されています。

具体的には、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国・地方公共団体・住民等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずるものとされています。

- ・景観行政団体：景観法に基づく施策の実行主体となる地方公共団体で、政令市、中核都市及び県が該当します。その他の市町村は、あらかじめ県の同意を得て、景観行政団体となることができます。
- ・景観計画：景観行政団体は、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する区域について、景観計画を定めることができます。

## 建築協定

安全で住みやすい地域づくりのために、住民が全員の合意によって「建築基準法」の最低限の基準に上乗せして一定の基準を定め、互いに守りあっていくことを約束する制度。

## 建ぺい率

建築物の敷地面積に対する建築面積の割合。

## コースタル・コミュニティ・ゾーン

[coastal community zone]

コースタル・コミュニティ・ゾーン(CCZ)の整備は、国土の整備、保全を図るとともに、人々が海と親しみ、また、集い憩える海浜地域を整備することを目的とし、海岸事業、公園事業など各種所管公共事業を連携して実施することを通じて、個々の事業に基づく効果をできるだけ連携して発揮させるようにするものです。

## 広域連携軸

各県及び都市がそれぞれの個性や資質を活かしながら、産業、観光、文化、学術など各種分野での交流、連携に一層取り組み、国際的な視野に立った新しい交流圏づくりをいいます。西日本中央連携軸は、これに該当します。

## 公共下水道

公共下水道とは、区域内の汚水や雨水を管渠で集め、汚水は処理してから放流し、雨水はそのまま排除するための下水道で、終末処理場を有するか、または流域下水道に接続しているものをいいます。

## コミュニティ[community]

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。

## コミュニティ計画

コミュニティ計画は、地域住民が主体となり、地域課題を発見するとともに地域資源を活かし、地域の将来像や目指すべき方向性や施策をまとめるものです。

地域住民自身の手でコミュニティ計画を策定することにより、地域コミュニティ活動及びコミュニティ自治を推進し、住民自治の確立を目指すこととなります。

## コミュニティバス

コミュニティバスには様々な形態がありますが、ここでは、「地域内の交通不便者の円滑な移動手段の確保と利便性向上等のために市町村等が主体となって積極的に運行システムの構築・維持に関わっているバス運行サービス」をいいます。

## 混雑度

当該道路区間を通過し得る最大の交通量(交通容量)に対する、実際に通過した交通量の比として定義されるものです。したがって、混雑度が1.0よりも大きい場合には、その道路区間が持つべきである交通容量を実交通量が超えたことを意味し、何らかの対策が必要であるという判断を下す材料となります。

- ・ 1.0未満：混雑することなく円滑に走行可能
- ・ 1.0～1.25：ピーク時において混雑するものの、慢性的に混雑することは非常に少ない
- ・ 1.25～1.75：ピーク時のだけの混雑から日中の慢性的混雑への過渡状態。街路事業の採択基準は、この段階の1.5以上
- ・ 1.75以上：慢性的に混雑

## コンセンサス[consensus]

意見の一致。合意。共感

## コントロール[control]

ちょうどよい具合に調節・統制すること。管理。

## コンパクトな市街地

コンパクトな市街地形成は、人口の増加が予想できない中、都市の拡大を進めるのではなく、現在ある市街地の土地を有効に利用しながら、道路や住宅地、下水道、様々な人が集まる施設を効率よく整備し、人口規模にあった市街地を持続していこうというものです。

## コンポスト[compost]

生ごみ・落ち葉や下水汚泥などを発酵腐熟させて堆肥化した肥料。

## さ行

### 境港 F A Z（輸入促進地域）

F A Z [foreign access zone]

境港輸入促進地域は、「輸入の促進及び対日投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に基づき、港湾・空港及びその周辺地域において輸入の拡大を図るため、中海を取り囲む境港市・米子市・松江市・安来市・東出雲町及び日吉津村の4市1町1村から構成する地域です。境港 F A Z の基本方針は、次のとおりです。

- ・境港地域を環日本海時代における西日本の貿易、交流の窓口として整備
- ・物流・情報の効率化を通じて地域産業を活性化
- ・産業・貿易の促進を通じて経済・文化の国際交流を促進

### 市街化区域

既に市街地となっている区域と、優先的に計画的な市街化を図っていく区域として、道路、公園、下水道等を積極的に整備していく区域です。一定規模を超える宅地造成は開発許可を取らなければなりません。なお、本村の市街化区域内には、用途地域が定められています。

### 市街化調整区域

市街化を抑制する区域として、農地や自然環境の保全等を図るための区域です。農林漁業用の建築物や、一定の基準に合った計画的な開発（宅地造成）の他は、原則として開発行為は許可されません。

### 市街地開発事業

計画的な市街地形成を図るため、道路、公園、下水道等の公共施設の整備と合わせて宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあります。

### システム [system]

個々の要素が有機的に組み合わされた、まとまりをもつ全体。体系。系。

## 自治基本条例

住民と行政とがより良いパートナーとなってまちづくりを進めていくためには、それぞれの立場や役割、責任を明確にする必要があります。そのうえで、情報の共有化を図り、政策や事業計画の策定など最初の段階から住民協働で取り組むことが大切です。

そのためのルールとして、自治基本条例は、安定した行政への住民参加システムを保証し、主権が住民にあることや、具体的な行政への参加の仕組みなどを定めるものです。

### 住区基幹公園

住民の日常生活に密着した公園（街区公園・近隣公園・地区公園）。

### 集落地区計画

地区計画の一つで、集落地域整備法に基づいて「集落地域」に位置づけられた地区において、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、建築物の用途や形態、地区内の居住者が利用する道路や公園等について、総合的かつ一体的に定める都市計画です。

### 少子・高齢化

出生率の低下や平均寿命の伸長を原因として、人口に占める子供の割合が減り、同時に高齢者の割合が増えることをいいます。

一般に少子・高齢化が進行すると、労働人口の減少、活力の低下、消費の停滞、社会保障における現役世代の負担増を招くとされており、市町村においても保健・医療・福祉に係る財政需要の一層の増大が見込まれるため、質の高いサービスを効率的かつ安定的に提供できる体制づくりが求められます。

### 親水空間

地域の住民が水辺に近づいたり、子供たちが水辺で遊んだり出来るように配慮された護岸などを総称して使っています。

シンボル[symbol]

象徴。

### 接道義務（接道不良宅地）

都市計画区域内においては、建築物の敷地は、建築基準法上の道路（原則として幅員 4m以上の道路等）に 2m以上の幅で接することが必要です。このことを「接道義務」といいます。この接道義務を満たしていない宅地のことを、接道不良宅地といいます。

### 線引き制度

都市の健全な発展と計画的な整備を図るため、都市計画区域を市街化区域（市街化を促進する地域）と市街化調整区域（開発を抑制する地域）に区分し、市街地を計画的に整備する制度です。本村では、昭和46年から実施しています。

## た行

### 地域地区

都市計画区域内の土地を、土地利用の目的によって区分し、建築物などについて必要な制限をすることによって、土地の合理的な利用を図るために定める都市計画です。

本村の地域地区に関する都市計画には、用途地域が定められています。

### 地区計画

都市計画法に定められたまちづくりの一手法で、広い区域を対象とする都市計画や、個々の建物を対象とする建築規制などとは異なり、いくつかの街区などからなる比較的小規模な地区を単位として、住民のみなさんと行政が協力して、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりをめざすための制度です。

### 超高齢社会

65 歳以上の人口比率が 21%を超えた社会と定義されています。

本村の 65 歳以上の人口比率は、平成

17 年国勢調査で 23%を占めています。

なお、高齢化社会とは、65 歳以上の人口比率が 7 %を超えた社会をいい、同人口比率が 14%を超える社会を高齢社会と定義されています。

### 鳥獣保護区

鳥獣の生息に適した環境で、その保護繁殖を目的として設定された区域です。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲が禁止されています。また、鳥獣保護区特別保護地区で、立木竹の伐採、工作物の設置など、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼす恐れのある行為を行うときは、環境大臣又は知事の許可が必要です。

### 田園土地区画整理事業

（田園居住区整備事業）

市街化調整区域内等の都市近郊の農業集落地域で行われる土地区画整理事業です。

### 道路位置指定

建築物の敷地の周囲に道路がない場合、また道路があっても、それが建築基準法上の道路でない場合、その敷地は接道義務（建築物を建てるためには、その敷地が「建築基準法の道路」に 2 m以上接していることが必要です。）を満たしていません。

このような敷地の場合、建築物の利用などを可能とするため、幅員 4.0m以上の私道を築造するケースがあります。この私道を特定行政庁から道路として指定されたものが、「道路位置指定」と言われています。

道路の位置指定がされますと、建築基準法上の道路となりますが、道路内の建築制限、私道の変更又は廃止の制限などが生じますので、関係権利者の承諾を得て申請をお願いします。

### 都市基幹公園

都市住民全般を対象とした公園（総合公園・運動公園）。

## 都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、「土地利用」、「都市施設」及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定めることにより、住民が「安全で、住みやすく、働きやすい都市」の建設を目指して策定するものです。

## 都市計画区域

都市計画法及びその他の関係法令の規制を受けるべき土地として指定する区域で、「健康で文化的な都市生活と機能的な都活動を確保する」という都市計画の理念を達成するために、自然的・社会的条件などから、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域として、県知事が指定します。

本村では、米子市や境港市と一体的に「米子境港都市計画区域」が指定されています。

## 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針

一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、都市計画の目標、土地利用や都市施設等の主要な都市計画の決定方針など、都市計画の基本的な方針を定めるものです（都市計画法第6条の2）。これは、都市計画区域マスタープランと呼ばれています。

## 都市計画の提案制度

まちづくりに対する地域の取組みなどを都市計画に反映させるため、土地所有者やまちづくり NPO 法人などが、都市計画を定める県または村に対し、一定の条件を満たしたうえで都市計画の決定または変更に関する提案を行えるよう、平成 14 年 7 月の都市計画法の一部改正により制度化されたものです（都市計画法第 21 条の 2）。

## 都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいい、市町村マスタープランと呼ぶこともあります。なお、これは、望ましい"将来像"を住民の皆さんと一緒に考えながら、市町村が定めます。

## 都市施設

道路、公園、下水道などの市民生活及び都市機能に欠かせない基本的な施設で、都市計画法第11条に次のように規定されています。

1. 道路、都市高速鉄道、駐車場等の交通施設
2. 公園、緑地、広場、墓園等の公共空地
3. 水道、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等の供給施設又は処理施設
4. 河川等の水路
5. 学校、図書館等の教育文化施設
6. 病院、保健所等の医療施設又は社会福祉施設
7. 市場、と畜場又は火葬場
8. 一団地の住宅施設（一団地における 50 戸以上の集団住宅及びこれらに付帯する通路その他の施設。）
9. 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに付帯する通路その他の施設。）
10. 流通業務団地
11. その他政令で定める施設

## 都市軸

主要な道路などを中心として、土地利用、施設立地あるいは景観形成を図るなど、一定の目的をもったまちづくりを展開し、良好な市街地を形成しようとするものです。

## な行

### ニーズ[needs]

必要。要求。需要。

## 西日本中央連携軸

鳥取・島根・岡山・香川・徳島・高知の 6 県にまたがる変化に富んだ豊かな自然、固有の文化、世界に誇る科学技術を活かし、圏域内の交通・通信体系を始



め、国際交流・生活・産業・研究機能の整備充実を図り、アジア・太平洋地域を中心とした活発な交流・連携を推進する地域活性化のための戦略です。

## 日本海国土軸

全国総合開発計画に定められた四つの新国土軸の一つ。九州北部から本州の日本海側、北海道の日本海側に至る地域及びその周辺地域において、交通網の整備をはじめ情報や環境、交流について一体的に捉えていく。また、日本海を取り巻く朝鮮半島、中国北東部、ロシア沿海州との間で、日本海的环境保全のための国際協力を進めるとともに、経済面、文化面での交流を深めることを通じて環日本海交流を推進します。

## ネットワーク[network]

互いに結びつくこと。

## ノーマライゼーション[normalization]

高齢者や知的障害者などハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す基本的理念です。

## は行

### ハザードマップ[hazard map]

過去の災害記録や科学的な研究、実地調査などを元に危険な場所や避難経路を地図上に表したものです。ハザードマップは防災マップ、災害予測図、危険区域予測図と呼ばれることもあります。

### バスベイ[bus bay]

道路交通機能の改善や交通事故の防止等を目的とした、停留所におけるバス退避場所。

### バリアフリー化

社会生活における様々な障害（バリア）を取り除いた（フリー）、高齢者や障害者にも使いやすいような環境づくり。

### ビオトープ[biotope]

ドイツ語の bio（生き物）と top（場所）の合成語で、『生きものの棲む場所』を意味します。最近では、色々な種類の生き物が、自分の力で生きていくことのできる自然環境をそなえた場所を、ビオトープと呼んでいます。自然にある森や林、川や湖は代表的なビオトープです。

### ビジョン[vision]

将来の見通し。構想。未来像。

### フレーム[frame]

骨組み・枠組み。

### プロムナード[(フランス) promenade]

散策。散歩道。遊歩道。

### ヘリポート[heliport]

ヘリコプターが離発着できる場所。

- ・防災ヘリポート：災害時において緊急の活動を行うための目的で設置されるヘリポート基地。

### ポケットパーク[pocket park]

建物が建ち並ぶ街の一角などに設けられる小公園。

### ポテンシャル[potential]

可能性としてもっている能力。潜在的な力。位置エネルギー。

## ま行

### まちづくり交付金

まちづくり交付金は、市町村が作成した「都市再生整備計画」に基づき実施される事業の費用に充当するために交付されるものです。

市町村は、実施する区域における地域の問題点や課題などの特性を踏まえて、まちづくりの目標と指標を設定し、目標を実現するために必要な事業を幅広く計画し、都市再生整備計画としてまとめます。

## まちづくり条例

自治基本条例、住民参加条例、住民協働条例など、住民参画に関係する条例が数多く登場していますが、地域の物的環境整備をルール化（良好な計画的開発の誘導や土地利用・景観等の秩序化など）するものとしての「まちづくり条例」もその1つとして位置づけられます。

まちづくり条例では、住民提案を制度化することが重要なポイントとなっています。都市計画の提案制度は、2002年の都市計画法改正でも創設されましたが、法律が、土地所有者等の3分の2以上の同意を要件としたり、5,000㎡以上の土地を対象としたり（政令による）しているのに対し、条例では、提案の主体や要件、行政の対応などを地域の事情に合わせて独自に定めています。

「まちづくり条例」は、決まったひな形があるわけではなく、「景観条例」「土地利用条例」「環境条例」「生涯学習まちづくり条例」「ひとにやさしい条例」等々様々な名称で定められています。

## 街なみ環境整備事業

住宅等が良好な景観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする地区において、地方公共団体が、街づくり協定を結んだ住民と協力し、統一感のある街なみの形成や地区施設の整備などを行う場合に補助を行う事業です。

## 身近なまちづくり支援街路事業

各種の街路整備を通じて、地区のまちづくりに関する様々な課題に対応するとともに、事業実施に伴う市町村の事務の簡素化を図るため、幹線道路の整備から生活に密着した地区レベルの街路の再整備（グレードアップ等）までを一括して補助する事業です。

## 緑の基本計画

都市緑地保全法（第2条の2）に基づいて策定される『緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画』のことです。

今までの「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」を一本化し、市町村が主体となり、その都市の緑とオープンスペースの保全・創出と緑化の推進に関する将来目標を定め、その実現のための総合的、かつ計画的な施策を定めるものです。

## や行

### ユニバーサルデザイン[universal design]

年齢や能力に関わらず、全ての人々が利用可能であるように、製品・建物・空間をデザインすること。

### 容積率

建築物の敷地面積に対する延べ床面積の割合。

### 用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、住宅地としての生活環境を守ることや、商業・その他の業務や工業の利便の増進を図り、目的の違った土地利用ごとに、できるだけ同一の地域にまとめ、調和のとれたまちづくりをするために、新たに建物を建てる場合に守らなければならない最低限の基準を定めた区域。

本村では、次の4種類を定めています。

- 第一種住居地域  
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。
- 準工業地域  
主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんどの建物が建てられます。
- 工業地域  
主として工業の業務の利便を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
- 工業専用地域  
専ら工業の業務の利便増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

## ら行

### ライフスタイル[lifestyle]

衣食住等の生活様式から仕事への取り組み方、住まい方や社会との関わり方などを含めた、広い意味での「暮らし方」、「生き方」をいいます。

### ライフライン[lifeline]

生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信等のネットワーク-システム。災害などの際、これらの機能の停止は、住民生活に大きな支障となります。

### ランドマーク[landmark]

山や高層建築物など、視覚的に目立つもの。ある特定地域の景観を特徴づける目印。

### リサイクル社会

従来の廃棄物処理による「焼却処理による有害物質発生・資源浪費」と「埋立処分による廃棄物処理の完了」を可能な限り回避し「企業」、「生活者」、「行政」の各主体が、廃棄物とみなしていたものを再利用・修理することや、廃棄物の発生そのものを抑制することを主体的に促す社会であり、製造・消費・廃棄物処理が一体となってリサイクルシステムを運営していく社会をいいます。

### 緑地協定

都市緑地保全法に基づき、住民の皆さん（土地所有者等）がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者全員の合意によって区域を設定して、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し、本村に認可申請するものです。